

第 1 2 回 株 券 電 子 化 小 委 員 会

〔 平成 19 年 11 月 13 日（火） 13 時 30 分～15 時 30 分
於） 日経茅場町別館 1 階 会議室 〕

株式会社証券保管振替機構

議 題

1. 「株券等の電子化に係る制度要綱」の一部修正について
2. 各分科会における検討状況について
3. その他

以 上

資 料 目 次

■ 議題1 関係

- ・ 資料1 「株券等の電子化に係る制度要綱」（平成18年3月24日）の一部修正について（案）

■ 議題2 関係

1. 振替株式分科会における検討の状況について

- ・ 参考2-1-1 外国人保有制限銘柄についての取扱いについて（メモ）（平成17年4月20日付）
- ・ 参考2-1-2 外国人保有制限銘柄に関する残された課題への口座管理機関としての考え方
- ・ 参考2-1-3 株券不発行への対応について（御相談事項）への対応
- ・ 参考2-1-4 株券不発行制度への対応に関する民放側の共通認識について
- ・ 参考2-1-5 「株券の電子化に伴う株式担保取引Q & A」の送付について
 - ・ 別添 株券の電子化に伴う株式担保取引Q & A

2. データセンター分科会における検討状況について

- ・ 資料2-2 制度移行後における実務運用上の取扱い等に係る主な論点及び整理（案）
 - ・ 別紙1 権利行使の取次ぎ請求と加入者の情報の取扱い
 - ・ 別紙2 間接外国人である旨の通知の取扱い
 - ・ 別紙3 登録済加入者情報の開示請求に係る事務処理フロー（案）
 - ・ 別紙4 「総株主通知日程案内」等における「総株主通知事由」及び「増減資等の種別」の取扱いについて（案）
 - 別表 総株主通知日程案内等における「総株主通知事由」及び「増減資等の種別」の取扱い
 - ・ 別紙5 個別株主通知における運用上の留意点等について（案）
 - 参考1 個別株主通知の受付番号
 - 参考2 機構加入者が個別株主通知の申出を行う場合の機構に対する個別株主通知の申出フロー（イメージ）
 - 参考3 個別株主報告データの作成（1）

- 参考 4 個別株主報告データの作成（２）
- ・ 別紙 6 情報提供請求に関する運用上の留意点等について（案）
 - 別添 1 対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定した情報提供請求の取扱い
 - 別添 2 対象加入者となるべき者の氏名及び住所の一部の指定方法について
 - 別添 3 情報提供請求（全部情報）における請求取次先機関の範囲（イメージ）
 - 別添 4 情報提供請求（部分情報）の日中における標準処理時間等（イメージ）
- ・ 別紙 7 配当金振込指定の単純取次ぎに関する運用上の留意点等について（案）
 - 参考 「配当金振込指定取次ぎデータレコード」のデータレイアウト
- ・ 別紙 8 株式数比例配分方式による配当金の支払い対象から除外する場合について（案）
- ・ 別紙 9 「配当金受払予定額明細データ」等による口座管理機関コードの通知について（案）
- ・ 別紙 10 会社が振替制度外で株主から配当金振込指定書を受領した場合の取扱い（案）
 - 参考 「株主情報変更通知データ」によって「配当金振込指定方式」項目の変更が通知された場合の会社（株主名簿管理人）における取扱い

3. 新株予約権付社債分科会における検討状況について

- ・ 資料 2-3-1 新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い
 - ・ 別紙 新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い（適用関係図）
- ・ 資料 2-3-2 振替新株予約権付社債の元利払手数料の取扱い
- ・ 資料 2-3-3 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知に係るセキュリティ対応について
- ・ 資料 2-3-4 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び公示に関する手続（第 9 回小委員会資料の一部修正）
- ・ 資料 2-3-5 振替新株予約権付社債の銘柄情報の変更に関する手続（第 9 回小委員会資料の一部修正）
- ・ 資料 2-3-6 新株予約権付社債の制度移行手続（スケジュール）
- ・ 資料 2-3-7 新株予約権付社債の制度移行の手続
 - ・ 別紙 特例新株予約権付社債の銘柄情報の入力方法について
- ・ 資料 2-3-8 新株予約権付社債の移行に係る制限日の取扱い（第 11 回小委員会資料の一部修正）
- ・ 資料 2-3-9 振替新株予約権付社債の発行に係る手続及び日程について
- ・ 資料 2-3-10 ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について
 - ・ 別紙 1 ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使（現行処理フロー）

- ・ 別紙2 ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使（振替制度における処理フロー）
- ・ 別紙3 ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使（処理日程）
- ・ 別紙4 振替制度移行に伴うユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の制限

4. 移行分科会における検討状況について

- ・ 資料2-4-1 株券等の電子化の施行日前後におけるコーポレートアクション等の取扱いについて（案）
 - ・ 参考1 株券等の電子化の施行日前後におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）＜株式（既上場会社）＞
 - ・ 参考2 株券等の電子化の施行日前後におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）＜株式（新規上場会社）＞
 - ・ 参考3 株券等の電子化の施行日前後におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）＜新株予約権付社債＞
 - ・ 参考4 株券等の電子化の施行日前後におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）＜新株予約権＞
- ・ 資料2-4-2 端株の移行手続について（案）
- ・ 資料2-4-3 先行稼働期間における実質株主票の取扱いについて（案）
- ・ 資料2-4-4 特例期間の預託のための事前確認スキーム利用見込み

■ 議題3 関係

- ・ 資料3-1-1 株式等振替制度対応に関する説明会 参加状況及び質問と回答
- ・ 資料3-1-2 株式等振替制度対応に関する説明会資料（2007年10月）
- ・ 資料3-1-3 振替制度外字の置換指針（2007年10月）
- ・ 資料3-1-4 株式等振替制度対応に係る総合テスト実施要領（先行稼働編）
- ・ 資料3-1-5 株式等振替制度及びセンタ移転に係る総合テスト参加手続きについて
- ・ 資料3-1-6 株式等振替制度に係る総合テスト（先行稼働）に向けた届出手続きの詳細について
- ・ 資料3-1-7 株式等振替制度への移行概要

- ・ 資料３－１－８ 加入者情報に係るアンケート調査のご依頼について
- ・ 資料３－１－９ 「加入者情報に係るデータ整備に関する連絡担当者」お届けのお願い
- ・ 資料３－１－１０ 振替制度移行後に間接口座管理機関となる参加者の先行稼働期間における機構システムとの接続方法について
- ・ 資料３－１－１１ 問合せ票に係る運用方法の見直しについて
- ・ 資料３－２－１ 株式等振替制度における手数料要綱
- ・ 資料３－２－２ 「株式等振替制度における手数料要綱試案」に対する意見の概要と考え方

以 上

資料３－１－１から資料３－１－１１までにつきましては、「小委員会メンバー限り」とさせていただき、ホームページ及び機構Ｔａｒｇｅｔには掲載しておりません。ご了承ください。

「株券等の電子化に係る制度要綱」（平成 18 年 3 月 24 日）の一部修正について（案）

【修正前】

第 5 移行

項 目	内 容	備 考
I. 株式の移行に係る 施行日前の手續 7. 端株の取扱い (1) 端株の移行 (2) 施行日における <u>端株の一斉移行手 続</u>	○ 保振制度利用会社である端株制度採用会社は、施行日までに株式分割等を行い端株を株式にする必要がある。 ○ 端株制度採用会社が施行日に株式分割及び単元株制度を採用する場合の手續については、次のとおりとする。 ① 端株制度採用会社は、施行日を<u>その効力発生日とする株式分割及び単元株制度の採用決議を行う。</u> ② 端株制度採用会社は、基準日の 2 週間前までに株式分割に係る基準日の公告を行う。 ③ 端株制度採用会社は、株式分割の効力発生日（施行日）の 2 週間前までに、機構に対し、株式分割に係る基準日等の事項を通知する。 ④ 機構及び参加者は、振替制度下での株式分割時に必要な処理（施行日に加入者の口座に記録すべき振替株式の数の合計数を施行日の前営業日に参加者から機構に対し通知するなどの処理）を行う。 ⑤ 機構及び参加者は、参加者口座簿及び顧客口座簿の振替口座簿への転記手続を行う。 ⑥ 機構及び特別口座を開設する口座管理機関は、株主名簿に記録された株主及び旧端株主を特別口座に記録する手続を行う。	○ 株主の混乱及び参加者等の関係者の負担を最小限に抑える観点から、原則として全社一律の対応を行うことが望ましい。 ○ <u>端株制度採用会社が施行日前に株式分割等を行う場合における株券記載の株式数の読替対応の可否については、なお検討する。</u>

【修正後】

第5 移行

項 目	内 容	備 考
Ⅰ．株式の移行に係る 施行日前の手續 7．端株の取扱い (1) 端株の移行 (2) 施行日直前に株式 分割を行う場合の手 続	○ 保振制度利用会社である端株制度採用会社は、施行日までに株式分割等を行い端株をなくす必要がある。 ○ <u>端株制度採用会社においては、振替制度への円滑な移行という観点から、買取請求等の方法により端株をなくすなど端株主の分布状況等に応じた端株の移行方法を検討することとする。</u> ○ 端株制度採用会社が施行日直前に株式分割及び単元株制度を採用する場合の手續については、次のとおりとする。 ① 端株制度採用会社は、<u>施行日直前の休業日に基準日及び効力発生日を設定する株式分割並びに単元株制度の採用決議を行い、機構に対し、株式分割に係る基準日等の事項を通知する。</u> ② 端株制度採用会社は、基準日の2週間前までに株式分割に係る基準日の公告を行う。 (削る) ③ 機構及び参加者は、<u>保振制度下での株式分割時に必要な処理（効力発生日に顧客の口座に記録すべき預託株券に係る株式の数の合計数を施行日の前営業日に参加者から機構に対し通知するなどの処理）を行う。</u> ④ 機構及び参加者は、参加者口座簿及び顧客口座簿の振替口座簿への転記手續を行う。 ⑤ 機構及び特別口座を開設する口座管理機関は、株主名簿に記録された株主及び旧端株主を特別口座に記録する手續を行う。	○ 端株制度採用会社が左記の手續 きを行う場合については、株主の 混乱及び参加者等の関係者の負担 を最小限に抑える観点から、原則 として全社一律の対応を行うこと が望ましい。 (削る)

以 上

1. 振替株式分科会における検討状況について

(参考資料)

1. 「外国人保有制限銘柄についての取扱いについて（メモ）」
「外国人保有制限銘柄に関する残された課題への口座管理機関としての考え方」
「株券不発行への対応について（御相談事項）への対応」
「株券不発行制度への対応に関する民放側の共通認識について」
2. 「株券の電子化に伴う株式担保取引Q & A」（全国銀行協会）

以 上

外国人保有制限銘柄についての取扱いについて(メモ)

平成 17 年 4 月 20 日

1. 外国人保有比率の期中公表の取扱いについて

- (1) 外国人保有制限銘柄(18 銘柄)については、期中における外国人の保有株式数を発行会社に通知する。
 - (a) 外国人保有株式数の通知で通知する株式数は、外国人(振替口座簿に外国人である旨が記録された者)が直接に保有する株式数(間接保有分を含まない。)とする。外国人保有株式数の口座管理機関から振替機関への報告方法については、現行の自己分通知に準じて口座管理機関が振替機関に報告する方法のほか、あらかじめ口座管理機関が振替機関に設けた専用区分口座(非居住者口)における制限銘柄残高を算出する方法を検討する。
 - (b) 外国人保有株式数の通知の頻度は、中小証券会社などの事務負担も考慮して決定する。
- (2) 外国人保有株式数の通知は、銘柄ごとの総数のみとし、外国人ごとの氏名・住所・株式数は、通知しない。
- (3) 発行会社に通知する外国人保有株式数をベースにした外国人保有比率を、参考情報として、振替機関のHP等で公表する。ただし、株主名簿における記録拒否の方法との関係で、さらに公表のあり方について検討する。
- (4) 上記の口座管理機関・振替機関から発行会社への外国人保有株式数の通知ならびに公表は、法令上特に定める行為ではなく、口座管理機関、振替機関、発行会社間の合意に基づく仕組みとする。公表システム上のコスト負担については、さらに検討する。

2. 総株主通知に関する取扱いについて

- (1) 振替機関から発行会社への総株主通知における外国人についての通知事項としては、内国人について通知する事項のほか、「外国人である旨」を付加するが、振替口座簿に記録した増減の履歴及び前回権利確保分の株式数(いわゆる後入れ先出し方式により算出)は通知しない。
- (2) 総株主通知の実施時期については、任意基準日方式(①案)を前提にシステムを準備しつつ、任意基準日方式及び一定基準日方式(②案)について検討する。
- (3) 総株主通知の回数が増えることに伴うコストの負担に関しては、発行会社に過度な負担とならないよう検討する。
- (4) 株主名簿における記録拒否の方法(抽選方式・按分方式)の検討に当たっては、官民の関係者の意見を可能な限り反映させるとともに、各業法の規定間での整合性の確保に努めることとし、具体的な内容は今後関係府省間で検討し、決定する。
- (5) 株主名簿における記録拒否の事務は、名義書換代理人が行う。なお、名義書換代理人が事務を行ううえで、その一部を振替機関に委託することにより効率的なものがあるかどうか検討する。
- (6) 発行会社(名義書換代理人)は、株主名簿の名義書換において拒否された株式について、振替機関を通じて口座管理機関に通知する。
- (7) 株主名簿の名義書換時における外国人保有比率(間接保有分を含む)の公表の検討に当たっては、官民の関係者の意見を可能な限り反映させるとともに、各業法の規定間での整合性の確保に努めることとし、具体的な内容は今後関係府省間で検討し、決定する。

以 上

外国人保有制限銘柄に関する残された課題への口座管理機関としての考え方

平成19年1月25日・26日

1. 名義書換拒否の方法

① 按分方式について

現行の放送法施行規則では、外国人等についての名義書換拒否の方法について、1株単位での抽選による方法とされている。しかし、外国人株主が納得しやすい方法を採用することが望ましいことから、按分方式の採用を要望したい。併せて、この場合において、既存の外国人等株主の権利確保にも配慮していただきたい（具体的には、前回基準日の総株主通知の株主名簿と今回基準日の総株主通知との何れか少ない数を外国人株主として権利確保し、それを超過する分は按分の対象とする。）。

加えて、外国人等株主にとっての制度の分かりやすさの観点から、他の業法（NTT法、航空法）においても、規制の整合を図っていただきたい。

② 経過措置について

振替制度施行日前日の実質株主報告の際の名義書換拒否の方法について、経過措置（上記①と同様の方式）を設けていただきたい。

③ その他

日本法人が間接保有規制に該当する以前に保有していた株数については、前期・今期の計算の対象外となることを念のため確認したい（外国人としての既得権は、日本法人として保持する限り、認められないと考えられるため）。

（参照条文）

放送法施行規則第17条の3の2第二号及び第三号

2. 外国人等議決権割合の算出方法

外国人等議決権割合の判定のための計算において、算定の基礎となる総議決権数（分母）から外国人等の議決権数を控除することないよう要望する。

（注）仮に、控除した場合、相対的に外国人等の割合が増加することで、新たに名義書換拒否の対象となる外国人等が発生してしまい、株主の確定の支障となるおそれがある。

（参照条文）

電波法第5条第4項第三号、放送法施行規則第17条の3の2第二号及び第三号

以 上

株券不発行への対応について（御相談事項）への対応

平成19年10月23日

1. 移行時の措置

- ① 移行時に保管振替機関の利用を許容するか。

（回答）許容する。

- ② ①を許容するとして、株主名簿への書換えを受けられていた者で、特別口座を避けるため、移行前に保振に預託することとした者の取扱いについてどう考えるか（特に、保振による名義書換を移行直前の最後に行うことによる対応をどう考えるか、また、その制度的担保はどうなっているのか）

（回答）機構名義への書換えに伴う一時的な外国人比率の低下を防ぐ必要がある（その間に別の外国人による名義書換請求があるとその書換えが実行されてしまうため）ため、施行日前日に名義書換されるような手続き等を省令等において規定していただきたい（具体的仕組み（制度的担保）としては、施行日前日を施行日とみなすとともに、前期・今期の比較の際は、過去の株主名簿の記載を活用するなどの経過措置を省令等に規定していただきたい。）。

また、この場合、保振での導入が予定されている、事前確認スキームを利用する口座管理機関でなくても利用可能な手続きとしていただきたい。

- ③ その他、整理しておくべき点はないか。

（回答）移行時においても、制限を越える場合には既存株主の権利は確保されるような措置を、移行後の名義書換拒否の方法に準じて、規定していただきたい。

2. 移行後の措置

- ① 名義書換拒否の方法（現在は、1株単位の抽選）について、どう考えるか。

（回答）外国人株主にとって、予見可能性があり納得しやすいと思われる按分方式（外国人の所有状況と割当株数に比例して按分する、単純比例配分方式）が、望ましいと考えます。

- ② 名義書換の順序について、どう考えるか。(今は、a) 前期末に書換えを受けた者(外資比率を超えたら抽選)、b) 前期末議決権制限された者を復活させる(議決権制限株式となった時期の早い順から復活させる。同時期のものは按分)、c) その他の者(余裕分について、抽選)、の3段階)

(回答) aについては、既得権として確保していただきたい。

また、按分方式が採用されるのであれば、効率的な事務処理の観点及び外国人から見たときの分りやすさを考慮して、前期末に名義書換拒否された外国人保有株を、優先的に取り扱わなくても良いと考えます。

- ③ 名義書換拒否の方法(今は1株単位の抽選)と、議決権制限の方法・議決権制限された時期が同じ者の間での制限解除の方法(現在は按分)とが異なることについて、どう考えるか。

(回答) 株主にとっては、同じ方法の方が、統一感があって分りやすいと思われるので、①と同様、按分方式を希望します。

- ④ 紛れがないよう、1単元単位での取扱いであることを条文上明示的に規定するか。

(回答) 1単元単位と明示した方がよい。

- ⑤ その他整理しておくべき点はないか。

(回答)

- ・ 法令とは関係ないが、名義書換が拒否された場合の配当金など権利果実の支払いの取扱いについて、明確化の検討をお願いしたい。また、明確化された場合において、周知等を検討してもらいたい。
- ・ 外国人投資家にとっての分りやすさという観点から、他の業法(NTT法、航空法)においても、規制の整合を図っていただきたい。
- ・ 振替法の政省令案との関係で、省令改正の際に整理する事項があるのであれば、教えていただきたい。

以 上

平成19年9月27日

株券不発行制度への対応に関する民放側の共通認識について

1. 名義書換拒否方法（抽選または按分）に関して

- ・発行会社としては、外国人株主（投資家）ならびに他の国内株主が納得できる合理性・公平性が得られるのであれば、抽選・按分には拘らない。
- ・総務省側の求める19.99%ギリギリまで名義書換に応じる仕組みとして、按分で生じた端株に対して複数回按分を繰り返すような処理は、時間と手間の点で支障が大きく、容認できない。
- ・現実的な選択としては『最初に按分を行い、残余の端株については一単元単位の抽選で対応』するのであれば合意は可能。

2. 前期末名義書換拒否株式の優先順位に関して

- ・総務省から問題提起があった、前期末に名義書換拒否された外国人保有株を優先する点については、既に過去の政省令会合にて、『システム構築の作業量、費用等の面から見て、前期末株主名簿記載分を既得権とするが、それ以外の過去データについては考慮しない』という点で、証券・銀行を含めた関係者間で合意している。前期末株主名簿記載分の既得権についても、期中での売却、買い戻しを考慮していない点から見ても、前期末に名義書換拒否された外国人保有株についてまで優先順位を考慮する必要性は低い。

以 上

平 19 全業会第 119 号
平成 19 年 10 月 22 日

正会員・銀行持株会社会員・準会員
担 当 者 殿

全 国 銀 行 協 会
業 務 部

「株券の電子化に伴う株式担保取引 Q & A」の送付について

株券電子化については、2009 (平成 21) 年 1 月に一斉移行が予定されており、現在、関係業界で検討が進められております。

当協会では、これまで、業務委員会下部の株券電子化担保実務検討部会、市場国際委員会下部の証券決済制度検討部会等において、主に株式担保取引の観点から検討を行っており、本年 4 月には、「株券電子化に伴う株式担保の一斉移行対応 (Q & A) (第 1 版)」および「株券電子化に伴う株式担保に係る想定事務フロー」を取りまとめ、会員銀行の皆様にご送付申しあげております。

株券電子化をめぐるのは、株主向けを中心に周知活動が広く行われておりますが、株券電子化に伴う株式担保の取扱いについては、必ずしも広く知られていない状況にあり、当協会に対しても、担保権設定者をはじめ、少なからず問い合わせが寄せられています。

このため、当協会では、これまでの検討成果を踏まえて、株式担保の利用者に、株券電子化に伴う株式担保取引について理解を深めてもらい、円滑な一斉移行の一助となるよう、一般的な疑問や質問に答える質疑応答集として、「株券の電子化に伴う株式担保取引 Q & A」(別添)を取りまとめたので、ご送付申しあげます。

本 Q & A は、株券電子化に伴う株式担保の基本的な取扱いや株券の電子化実施後も継続して株式担保取引を行うために必要な基本的な手続等について、取引事例などを示しながら Q & A 形式で整理したものです。

なお、株式担保には様々な利用形態があるため、本取引事例は一例にとどまるものであり、本 Q & A の内容が、必ずしもすべての株式担保取引に対応するものではありません。具体的な手続等に関しては、各金融機関において定められるものであり、本 Q & A を説明資料として利用される場合には、各行の取扱いに応じて適宜修正等いただきますよう、ご留意ください。

以 上

本件照会先：全国銀行協会 業務部

(株券電子化担保実務担当) 阿部、大野、石川、福田 03-5252-4714、4310

(証券決済制度担当) 佐藤 (正)、小林、佐藤 (公) 03-5252-3763

2009（平成21）年1月
株券の電子化実施予定

株券の電子化に伴う
株式担保取引 **Q & A**

平成19年10月
全国銀行協会

株券の電子化に伴う株式担保取引Q & Aについて

株券電子化の一斉移行が予定されている 2009（平成 21）年 1 月まで、残すところ 1 年余となりました。株券電子化については、関係する利用者の皆様のご理解をいただくために、現在、銀行や証券会社、発行会社などの実務界を中心に、制度の内容や一斉移行に向けた手続等について周知活動が続けているところです。

株券電子化を巡る様々な問題のうち、全国銀行協会では、これまで、主に株式担保取引の観点から検討を進めてまいりました。

株式担保取引は、主要な金融手段として幅広く利用されています。現行の株式担保の基本的な取引方法としては、現物の株券を担保権者に差し入れる方式が一般的ですが、手続が簡便であることなどから、銀行等の金融機関を担保権者とする取引だけでなく、事業会社間の信用補完や個人の方々の貸借の担保としても広く利用されています。

株券の電子化に伴い、上場会社の株券が無効となることについては、広く周知活動が進んでいるところですが、株式担保取引も、担保の対象となる株券の電子化により影響を受けることになります。株券電子化後は、証券会社等の金融機関に開設した口座を通じて、株主の権利の管理、株式の売買等が行われますが、株式担保取引も同様に、口座を通じた取引に大きく変わることになります。

株券電子化後の株式担保の仕組みや電子化一斉移行に向けた株式担保の取扱いについては、株券電子化の制度と担保取引に係るルールが前提となるため、これまでの株券のやりとりによって行われた株式担保の方式に比べると、若干分かりにくい部分があります。このため、当協会に対しても、銀行を担保権者として株式担保取引をされている利用者の方をはじめとして、少なからずお問い合わせをいただいております。

そこで、当協会では、これまでの検討成果を踏まえて、会員銀行だけでなく、株式担保を利用されている多くの方々に、株券電子化に伴う株式担保の担保設定方法や、一斉移行に向けた手続等についてご理解いただき、今後の対応への一助となるよう、一般的な疑問や質問に答える質疑応答集を作成することにいたしました。そして、今般、「株券の電子化に伴う株式担保取引Q & A」として公表することといたしました。

本Q & Aは、株券電子化に伴う株式担保の取扱いについての基本的な説明に加え、株券の電子化実施後も継続して株式担保取引を行うために必要な手続等について、質問と回答の形式で示したものです。また、想定されるいくつかの具体的な事例も、「事例集」として掲載しております。なお、株式担保は様々な利用がされているため、本Q & Aの内容は、必ずしもすべての株式担保の取扱いをカバーしているものではなく、基本的な取扱いを一例として取り上げているものです。株券電子化に向けた対応は、各銀行や証券会社等の金融機関においてそれぞれ検討が進められておりますので、具体的な手続等については、取引のある金融機関等にお問い合わせください。

本Q & Aが、株式担保利用者の皆様にとって、株券電子化一斉移行に向けた手続の参考となることを期待するとともに、引き続き株式担保が広く利便性の高い金融手段として利用されるよう、皆様のご協力、ご理解を賜れば幸いです。

平成 19 年 10 月
全 国 銀 行 協 会

目次

株券の電子化ってなに？

- 【Q 1】 「株券の電子化」とはどのようなことですか？ (P 5)
- 【Q 2】 いつから「株券の電子化」が実施されるのですか？ (P 6)
- 【Q 3】 すべての株券が電子化されるのですか？ (P 7)

銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるの？

- 【Q 4】 銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるのですか？
電子化されても銀行との取引は今までどおり続けることができますか？ (P 8)
- 【Q 5】 株券の電子化後、新たに担保として銀行に株式を提供する場合は、どのような方法で行うのですか？ (P 10)
- 【Q 6】 株券を記念にとっておきたいのですが、銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後に返してもらえるのですか？ (P 11)
- 【Q 7】 株券の担保には「質権」と「譲渡担保」があると聞きました。何か違いがあるのでしょうか？
株券の電子化後も、銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、「質権」と「譲渡担保」で注意しなければならないことはありますか？ (P 11)
- 【Q 8】 取引先の株券を担保として銀行に差し入れています。
株券の電子化後も、そのことを取引先に知られたくないのですが・・・。(P 13)

担保株券の電子化にあたり、どのような手続が必要なの？

- 【Q 9】 銀行に担保として株券を差し入れています。株券の電子化後も株式担保取引を続けたいと考えています。何か手続が必要なのですか？
必要な場合、具体的に何をすればよいのですか？
何も手続を行わなかった場合はどうなるのですか？ (P 14)
- 【Q 10】 非上場会社の株券を銀行に担保として差し入れているのですが、株券の電子化にあたり何か手続は必要になるのですか？ (P 16)
- 【Q 11】 複数の銀行に担保として株券を差し入れています。株券電子化後も、各銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、どのような手続を行う必要がありますか？
銀行ごとに手続が必要となるのでしょうか？
銀行によって株券電子化に向けた手続は違うのですか？ (P 16)
- 【Q 12】 銀行に担保として差し入れている株券以外は保有しておらず、証券口座を開設した経験もないのですが、銀行に担保として差し入れている株券をほふりに預託する場合には、証券会社との取引が必要になりますか？
どのような手続が必要ですか？ (P 16)

事 例 集

- ＜事例 1＞ 先代（父親）が、父親本人名義の株券を担保として銀行に差し入れ、株式担保取引を行っていましたが、昨年先代が亡くなりました。
現在は、私が株券を相続し、先代に代わる担保提供者として株式担保取引を行っていますが、まだ株券の名義書換手続をしていません。
株券電子化後も引き続き株式担保取引を続けたいと考えていますが、電子化前にどのような手続が必要ですか？ (P 17)
- ＜事例 2＞ 父親から譲り受けた株券を担保として銀行に差し入れているのですが、父親に配当や株主優待を受けさせるため、株券の名義は父親のまま（他人名義）にしています。
電子化後も引き続き株式担保取引を続けながら、配当や株主優待を父親に受けさせるためには、電子化前にどのような手続が必要ですか？ (P 19)
- ＜事例 3＞ 銀行に担保として株券を差し入れています。その株券は発行会社が合併しており、商号が変わっています。
株券電子化にあたり、株式担保取引を続けるためには、何か手続が必要になりますか？ (P 21)
- ＜事例 4＞ 株券をいくつか保有していますが、そのうち、A社銘柄の株券は、証券会社を

通じてほふりに預託しています。B社銘柄の株券は、銀行に担保として差し入れています。

担保として差し入れているB社銘柄の株券についても、取引証券会社を通じてほふりに預託することはできますか？

その場合、株式担保取引を続けることはできるでしょうか？ (P22)

その 他

【Q13】 電子化前に銀行が担保を解除した場合、ほふりに預託した担保株券は、どのようなかたちで返してもらえるのですか？

現物の株券を返してもらうことは可能ですか？ (P23)

【Q14】 貸金庫で株券を保管しているのですが、株券の電子化にあたり何か手続をする必要はあるのですか？ (P25)

—その株券は本人名義です。 (P26)

—その株券は他人名義です。 (P27)

—その株券の名義人は亡くなっています。 (P28)

用語の説明

(P29)

株券の電子化ってなに？

【Q1】「株券の電子化」とはどのようなことですか？

電子化とは、ペーパーレス化のことです。

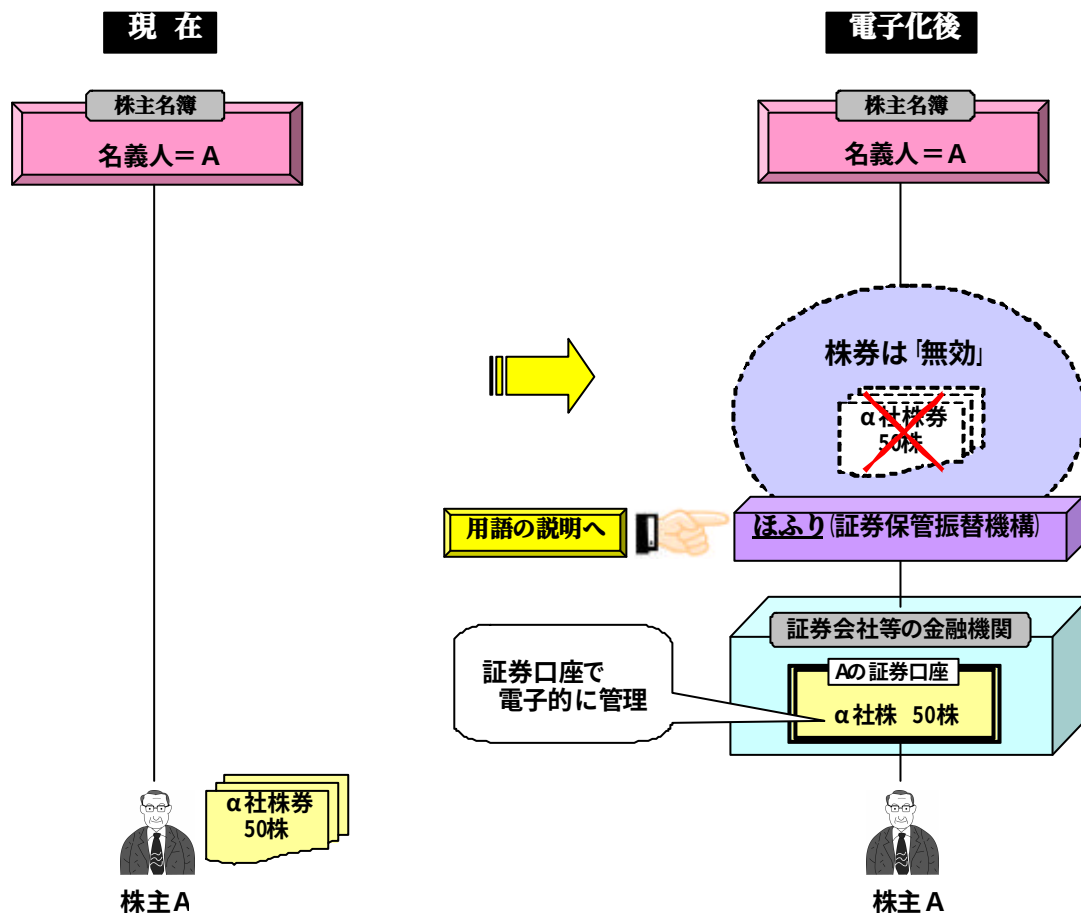
上場会社の株券は無効となり、株主の権利（株式）は証券口座で電子的に管理されることになります。

上場会社の株券は、「株券の電子化」実施後は無効となり、株主の権利（株式）は、証券会社等の金融機関に開設された株式の残高等を記録する口座（以下、本Q&Aでは「証券口座」といいます。）で電子的に管理されることになります（【図1】参照）。

「株券の電子化」の目的は、株券の盗難や紛失・偽造防止のほか、発行や流通にかかるコスト削減、発行会社の事務の合理化、株式取引の合理化・迅速化などが挙げられます。

なお、株主の手元に残された株券は回収されず、法律上は無価値（ただの紙切れ）となります。

【図1：「株券の電子化」のイメージ】

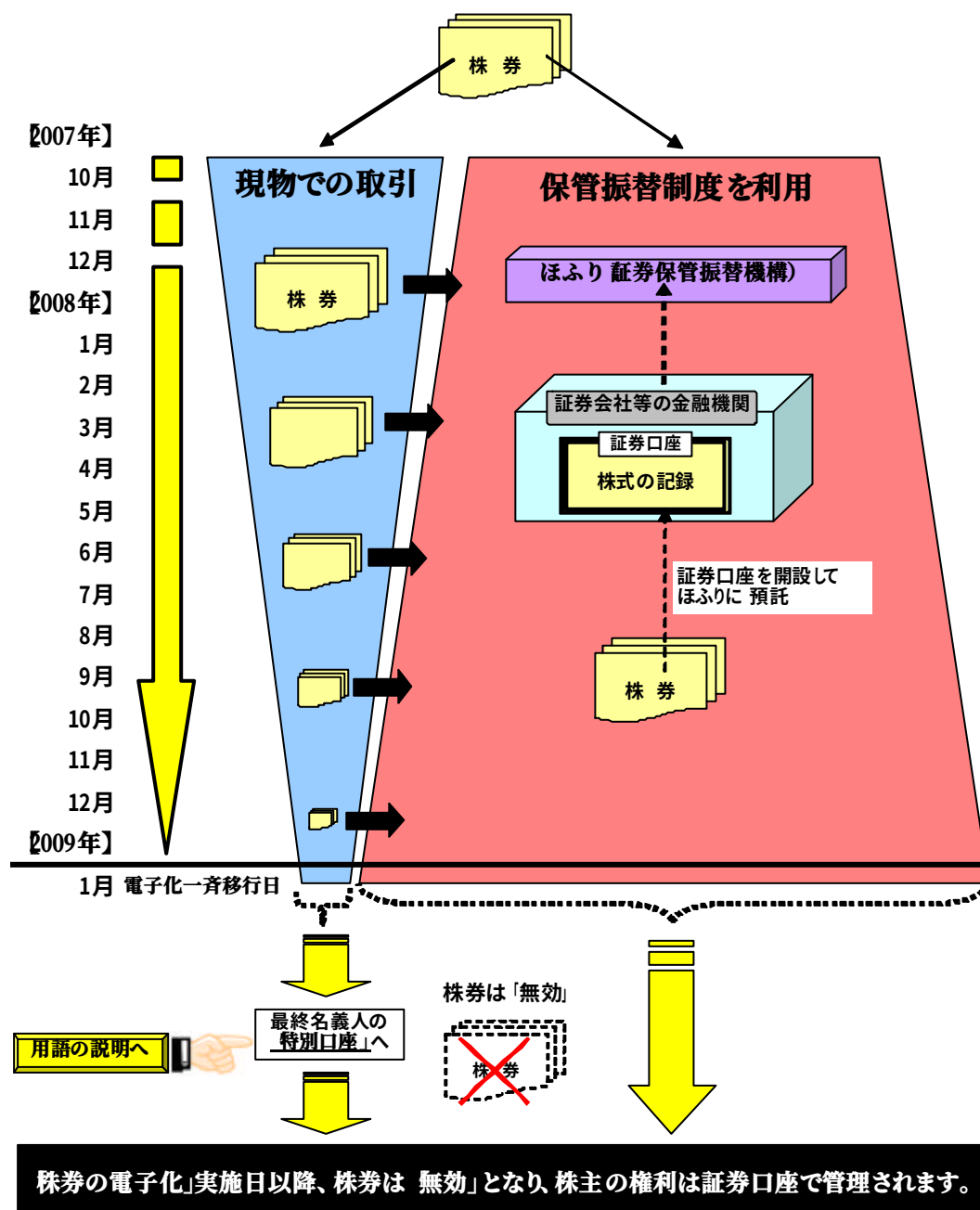


【Q2】いつから「株券の電子化」が実施されるのですか？

2009（平成21）年1月から実施される予定です。

現在、実務界（発行会社や金融機関等）では、「株券の電子化」の実施時期を2009（平成21）年1月として準備が進められています。なお、具体的な日程については、今後政令で定められることになります（【図2】参照）。

【図2：「株券の電子化」に向けたスケジュール】



【Q3】すべての株券が電子化されるのですか？

「上場されている株券」が「株券の電子化」の対象です。

「株券の電子化」の対象とされているものは、証券取引所に上場している株券です。非上場の株券については、「株券の電子化」の対象外であるため、例えば、上場していない会社（非上場会社）が「株券発行会社」であれば、「株券の電子化」が実施されたとしても、これまでどおり有効な株券として取り扱われます。

- ※ ただし、上場会社が発行する株券であっても、例えば、上場していない優先株については、「株券の電子化」の実施日には優先株に係る株券についても無効となりますが、「株券の電子化」の対象とはなりません。このような優先株に係る株券を銀行に担保として差し入れている場合につきましては、「株券の電子化」実施日までに、株式担保取引を継続させるための別途の手続きが必要になってくるものと考えられますので、手続きの詳細につきましては、取引のある銀行にお問い合わせください。
- なお、【Q4】以下においては、「株券の電子化」の対象となる株券のことを「上場会社の株券」ということにします。

上場会社の発行する株券	普通株（上場）	株券電子化の対象
	優先株（非上場）	株券電子化の対象外
非上場会社の発行する株券	—	株券電子化の対象外

銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるの？

【Q 4】 銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後どうなるのですか？
電子化されても銀行との取引は今までどおり続けることができますか？

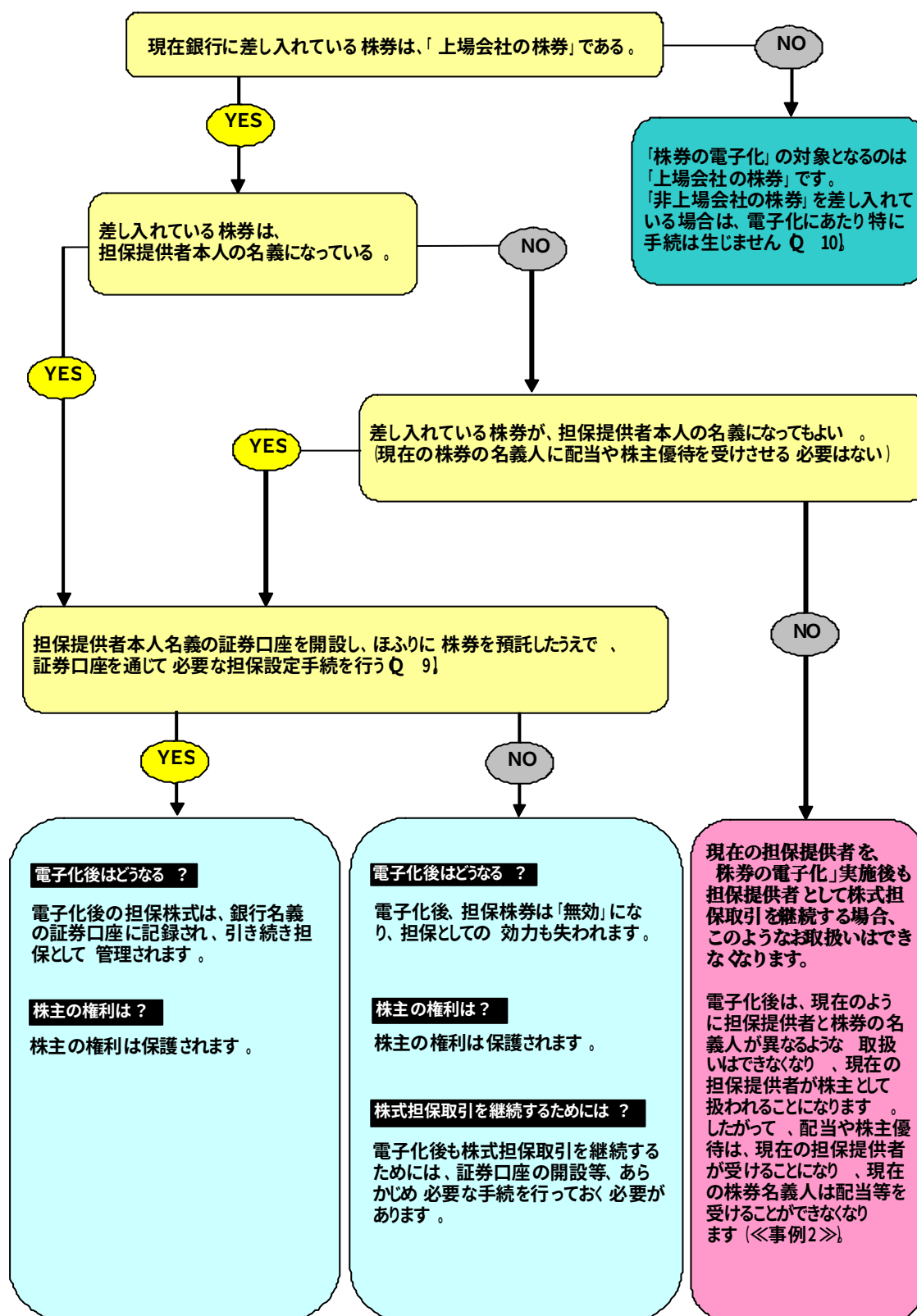
**担保株券であっても「上場会社の株券」であれば電子化され、電子化後は無効になります。
銀行との株式担保取引を継続される場合は、一定の手続が必要になります。**

「株券の電子化」の対象となる株券は、「上場会社の株券」です。したがって、銀行に差し入れている担保株券が「上場会社の株券」である場合は、通常の株券（いわゆるタンス株券となっているような上場会社の株券）と同様に電子化され、株券としての効力は無効になります。

また、「株券の電子化」実施後の株主の権利は、証券会社等の金融機関に開設した証券口座で管理され、売買や担保設定などの取引は証券口座間の振替によって行われることになります。したがって、「株券の電子化」実施後も株式担保取引の継続を希望される場合は、証券口座の開設など、一定の手続が必要になります（具体的な手続については、【Q 9】以下をご覧ください。）。

なお、銀行に差し入れている担保株券の「株券の電子化」に向けた移行パターンにつきましては、次ページの【図 3】をご参照ください。

【図3：担保株券の「株券の電子化」に向けた移行パターン】

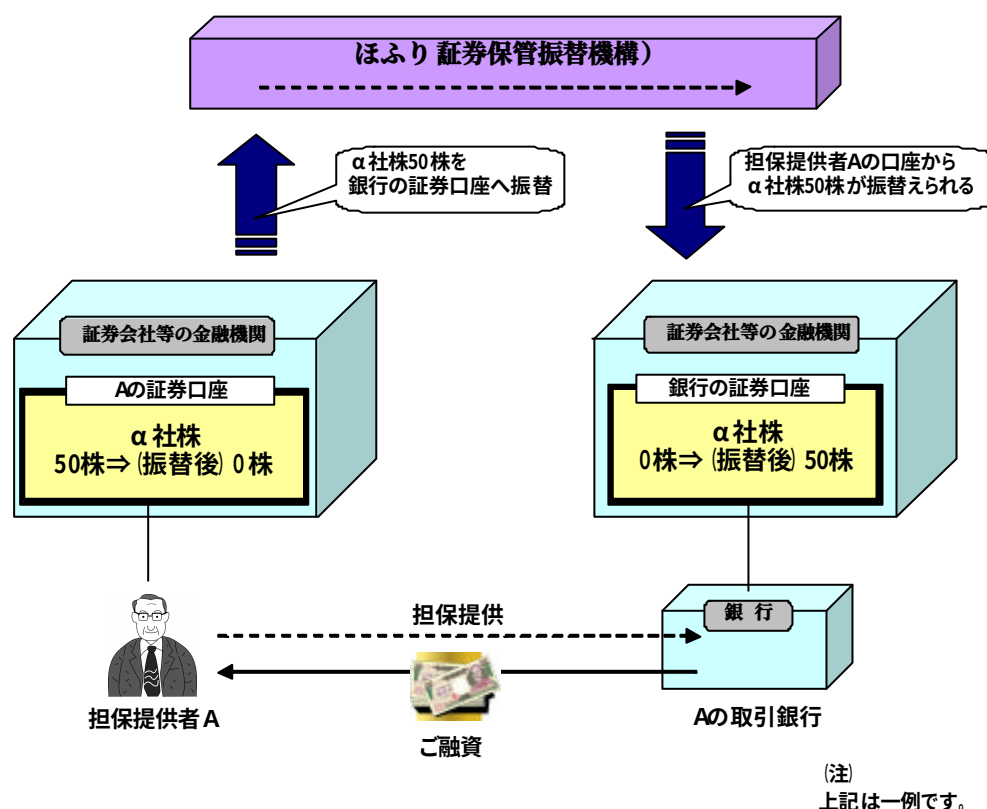


【Q5】株券の電子化後、新たに担保として銀行に株式を提供する場合は、どのような方法で行うのですか？

担保提供者の証券口座に記録されている株式を、銀行の証券口座に振り替えることによって行います。

「株券の電子化」実施後は、株主の権利（株式）は証券会社等の金融機関に開設された証券口座で管理されます。したがって、「株券の電子化」実施後の株式担保の提供は、担保提供者（株主）の証券口座から銀行の証券口座へ株式を振り替えることによって行うことになります（【図4】参照）。

【図4：「株券の電子化」実施後の株式担保設定取引のイメージ】



【Q 6】株券を記念にとっておきたいのですが、銀行に担保として差し入れている株券は、電子化後に返してもらえるのですか？

電子化に備えてほふりに預託した株券は、電子化後にお返しすることができません。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合は、あらかじめ担保提供者の証券口座を開設して、担保株券をほふりに預託する手続きを行っておく必要があります。

預託された担保株券はほふりで管理されることになり、「株券の電子化」実施日以降は無効となりますが、電子化後において、法律上、ほふりに対して株券の返還を請求することは認められておりません（「株券の電子化」実施日の直前の2週間においても、同様の取扱いとなっています。）。

なお、「株券の電子化」実施前に銀行が担保を解除した場合の取扱いについては、**【Q13】**をご参照ください。

**【Q 7】株券の担保には「質権」と「譲渡担保」があると聞きました。何か違いがあるのでしょうか？
株券の電子化後も、銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、「質権」と「譲渡担保」で注意しなければならないことはありますか？**

担保としての効力には、ほとんど違いがありません。

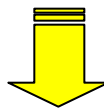
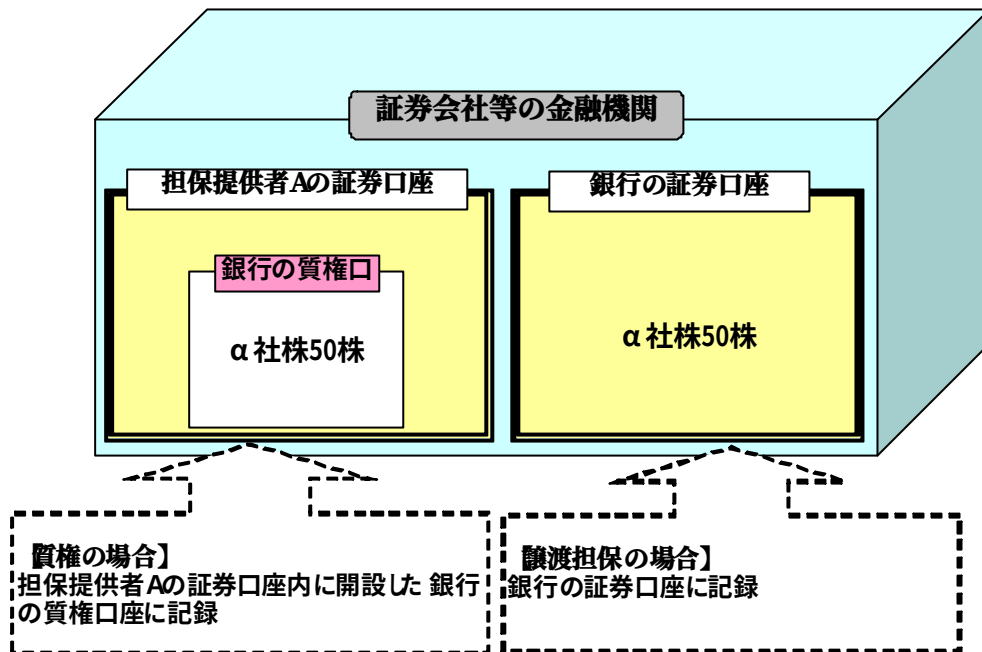
「質権」は法律上規定のある担保方式ですが、「譲渡担保」は法律に規定がなく、商慣習などにより認められてきた担保方式です。株式担保では、どちらも株券を銀行（担保権者）に差し入れて担保設定しており、効力においてもほとんど違いはありません。

ただし、現在の株式担保取引においては、多くの場合、両者を特に区別していないことが多いですが、「株券の電子化」実施後は、「質権」と「譲渡担保」は口座で明確に区分されることになります。

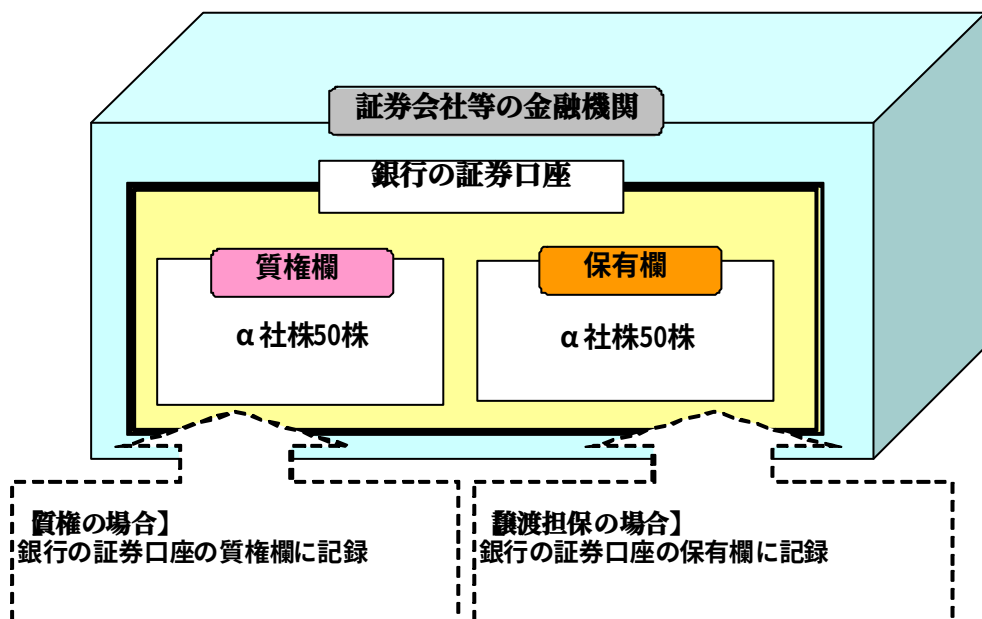
銀行の証券口座における「株券の電子化」実施前後の「質権」と「譲渡担保」の記録イメージについては、次の**【図5】**をご参照ください。

【図5：銀行の証券口座における「株券の電子化」実施前後の「質権」と「譲渡担保」の記録イメージ】

株券の電子化」実施前の保管振替制度における「質権」と「譲渡担保」の記録イメージ



株券の電子化」実施後の新振替制度における「質権」と「譲渡担保」の記録イメージ



【Q8】取引先の株券を担保として銀行に差し入れています。

株券の電子化後も、そのことを取引先に知られたくないのですが・・・。

いわゆる「匿名性」については、「株券の電子化」実施後においても手当てがなされています。

現在の株券による株式担保取引においては、通常、銀行に担保として差し入れていることを発行会社に知られないで担保取引を行うことができますが、「株券の電子化」実施後においても同様の手当てがなされています。

担保株券の電子化にあたり、どのような手続が必要なの？

【Q9】銀行に担保として株券を差し入れています。株券の電子化後も株式担保取引を続けたいと考えています。何か手続が必要なのですか？

必要な場合、具体的に何をすればよいのですか？

何も手続を行わなかった場合はどうなるのですか？

何も手続を行わなかった場合、担保株券は「株券の電子化」実施日に「無効」になります。あらかじめ担保提供者の証券口座を開設してほふりに株券を預託したうえで、証券口座を通じて必要な担保設定手続を行っておけば、電子化にあたり特別な手続を行う必要はありません（【図6】参照）。

具体的な手続方法等については、取引のある銀行にお問い合わせください。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合は、以下の手続が必要になります。

ステップ1 — 証券口座の開設

ほふりへの預託手続は証券会社等の金融機関を通じて行うことになるため、まずは証券口座の開設手続（ほふりに株券を預託するための同意を含みます。）が必要です（担保として銀行に差し入れている株券の場合も、ほふりに預託する際には、担保提供者の証券口座の開設が必要となります。）。

具体的な開設場所や手続時期等については、取引のある銀行にお問い合わせください。

ステップ2 — ほふりへの預託

証券口座を開設した証券会社等の金融機関を通じて、担保株券をほふりに預託する手続が必要です。預託された株券はほふりで保管され、株式の銘柄・数量などが証券会社等の金融機関から開設を受けた担保提供者の証券口座に記録されることになります（預託後の株券の取扱いについては、【Q6】【Q13】参照。）。

ステップ3 — 証券口座を通じた担保設定手続

ほふりへの預託後、証券口座を通じた担保設定手続が必要となります。具体的には、株式が記録されている担保提供者の証券口座から、銀行が担保として管理するための証券口座に対して、株式の振替手続を行うことになります。

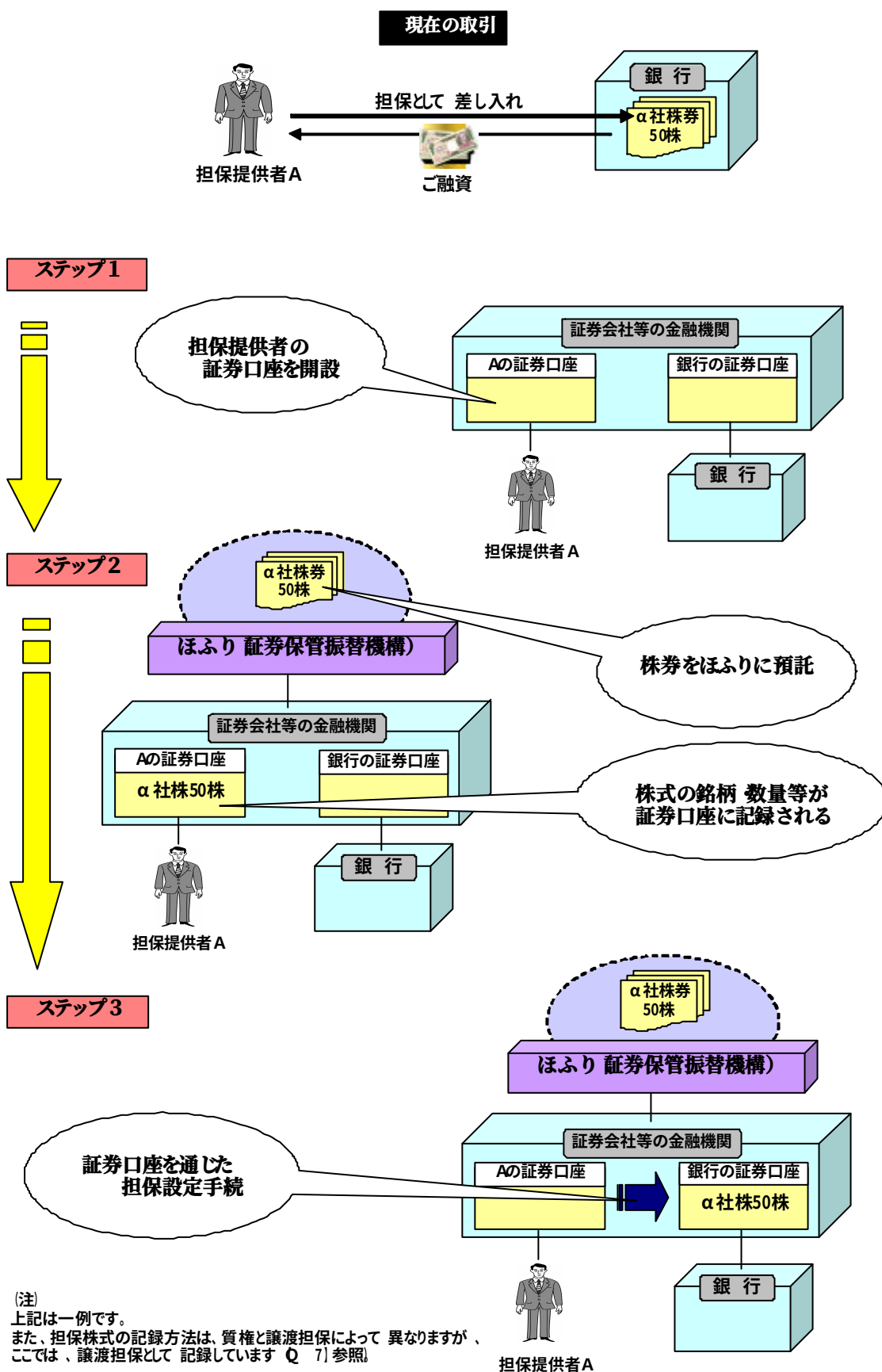
振替後の担保株式は銀行の証券口座に記録され、引き続き担保として管理されます。

なお、「株券の電子化」にあたり、担保提供者が電子化対応に関する手続を何も行わなかった場合には、銀行に担保として差し入れている株券は、電子化実施日に株券としての効力がなくなりますので、そのままでは株式担保取引を継続できなくなります。

「株券の電子化」実施後も株式担保取引の継続を希望される場合は、あらかじめ上記の手続を行っていただくことになります。手続にあたっては担保提供者の協力が必要となるため、今後、電子化実施日までの間に、取引銀行から協力の依頼や手続の説明などがあるものと考えられます。

具体的な手続方法等については、取引のある銀行にお問い合わせください。

【図6：「株券の電子化」実施後も株式担保取引を継続するための手続イメージ】



【Q10】 非上場会社の株券を銀行に担保として差し入れているのですが、株券の電子化にあたり何か手続は必要になるのですか？

手続は不要です。

「株券の電子化」の対象となるのは上場会社の株券です。「非上場会社の株券」は「株券の電子化」の対象外ですので、電子化にあたり特に手続きは生じません。

【Q11】 複数の銀行に担保として株券を差し入れています。株券電子化後も、各銀行と株式担保取引を続けたいと考えていますが、どのような手続を行う必要がありますか？

銀行ごとに手続が必要となるのでしょうか？

銀行によって株券電子化に向けた手続は違うのですか？

「ほふり」への預託手続と、銀行ごとに証券口座を通じた担保設定手続が必要になります。手続方法は銀行によって異なる場合があります。

ほふりへの預託手続と、取引のある銀行ごとに、【Q9】にあるとおり、証券口座を通じた担保設定手続が必要になります。ただし、手続方法は銀行ごとに異なることが考えられますので、具体的な手続方法については、それぞれの取引銀行にお問い合わせください。

**【Q12】 銀行に担保として差し入れている株券以外は保有しておらず、証券口座を開設した経験もないのですが、銀行に担保として差し入れている株券をほふりに預託する場合には、証券会社との取引が必要になりますか？
どのような手続が必要ですか？**

証券会社等の金融機関に証券口座を開設する手続を行う必要があります。

担保株券を預託する場合は、あらかじめ担保提供者の証券口座の開設を行い、ほふりに預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行うことになります。したがって、まずは証券会社等の金融機関に証券口座を開設する手続を行う必要があります。

これらの手続は、担保提供者と銀行が協力して行っていくことになりますが、手続方法等は銀行によって異なることが考えられるため、詳しくは取引のある銀行にお問い合わせください。

事 例 集

＜事例１＞ 先代（父親）が、父親本人名義の株券を担保として銀行に差し入れ、株式担保取引を行っていましたが、昨年先代が亡くなりました。
現在は、私が株券を相続し、先代に代わる担保提供者として株式担保取引を行っていますが、まだ株券の名義書換手続きをしていません。
株券電子化後も引き続き株式担保取引を続けたいと考えていますが、電子化前にどのような手続が必要ですか？

銀行との株式担保取引を継続される場合は、相続に伴う株券の名義書換手続きに加え、【Ｑ９】以下の手続が必要になります。

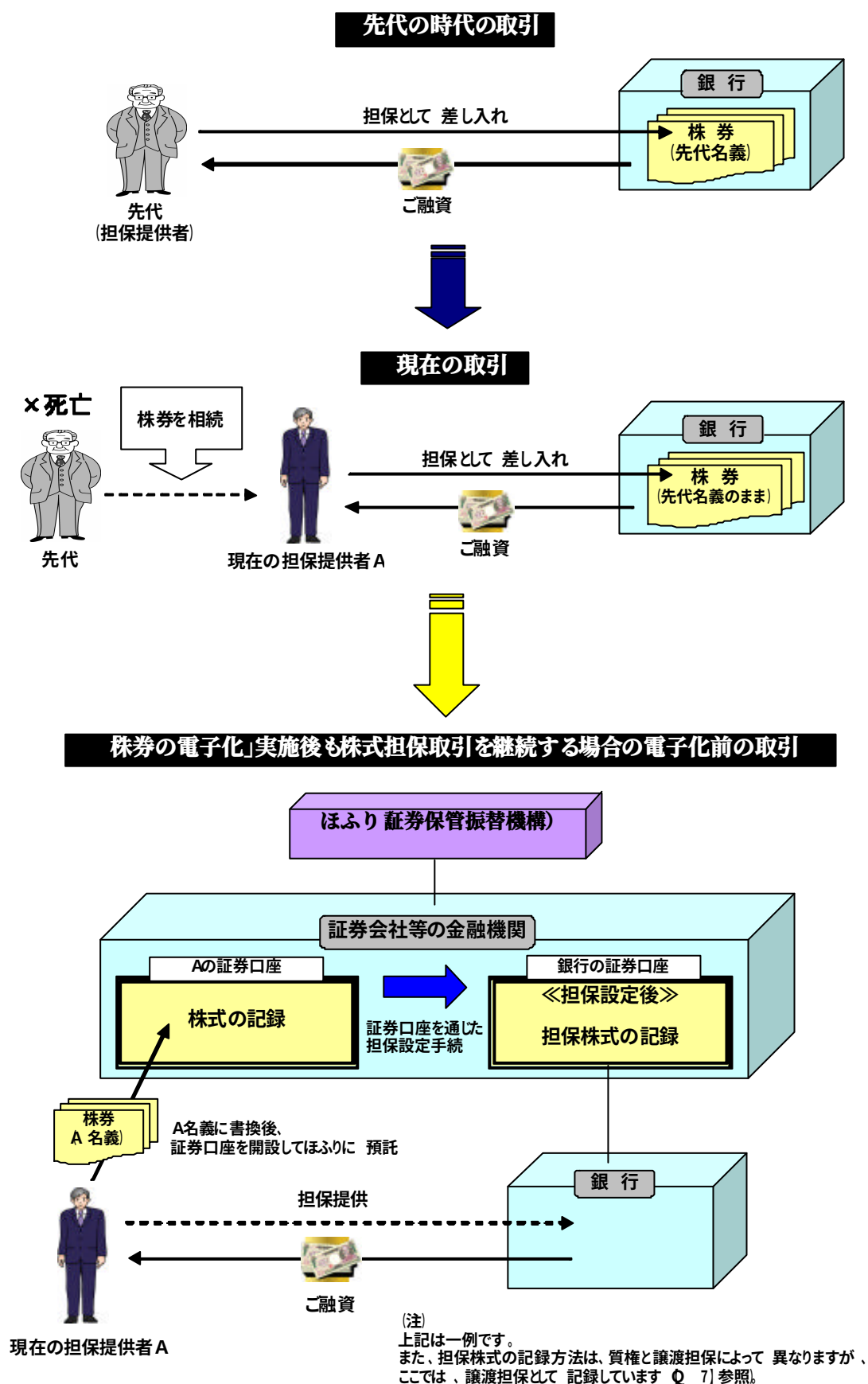
株券の名義人が亡くなられ、相続をしている場合、まずは、相続に伴う株券の名義書換手続きを行い、株券の名義を先代（父親）から現在の担保提供者に書き換えておく必要があります（取引銀行にご連絡のうえ、具体的な手続については、取引証券会社または株主名簿管理人にお問い合わせください。）。



用語の説明へ

また、「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続するためには、上記の名義書換手続きに加え、あらかじめ担保提供者の証券口座を開設してほふりに預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行っておく必要があります（【図７】参照）。

【図 7：「株券の電子化」実施後も先代の時代からの株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引イメージ】



＜事例２＞ 父親から譲り受けた株券を担保として銀行に差し入れているのですが、父親に配当や株主優待を受けさせるため、株券の名義は父親のまま（他人名義）にしています。
電子化後も引き続き株式担保取引を続けながら、配当や株主優待を父親に受けさせるためには、電子化前にどのような手続が必要ですか？

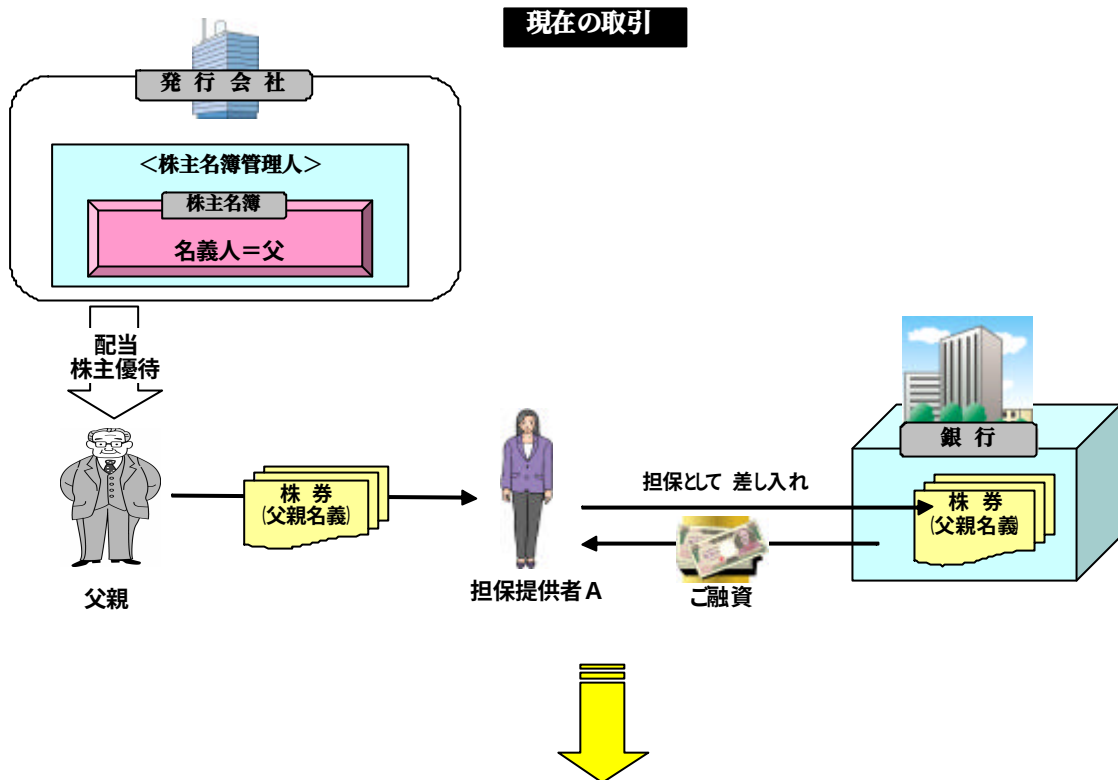
「株券の電子化」実施後も、現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続される場合は、父親に配当や株主優待を受けさせることはできなくなりますのでご注意ください。

株券を利用した現在の担保取引では、ご質問のように担保提供者と株券の名義人が異なる場合がありますが、「株券の電子化」に向けた移行手続や電子化実施日以降においては、そのような取扱いはできなくなります。

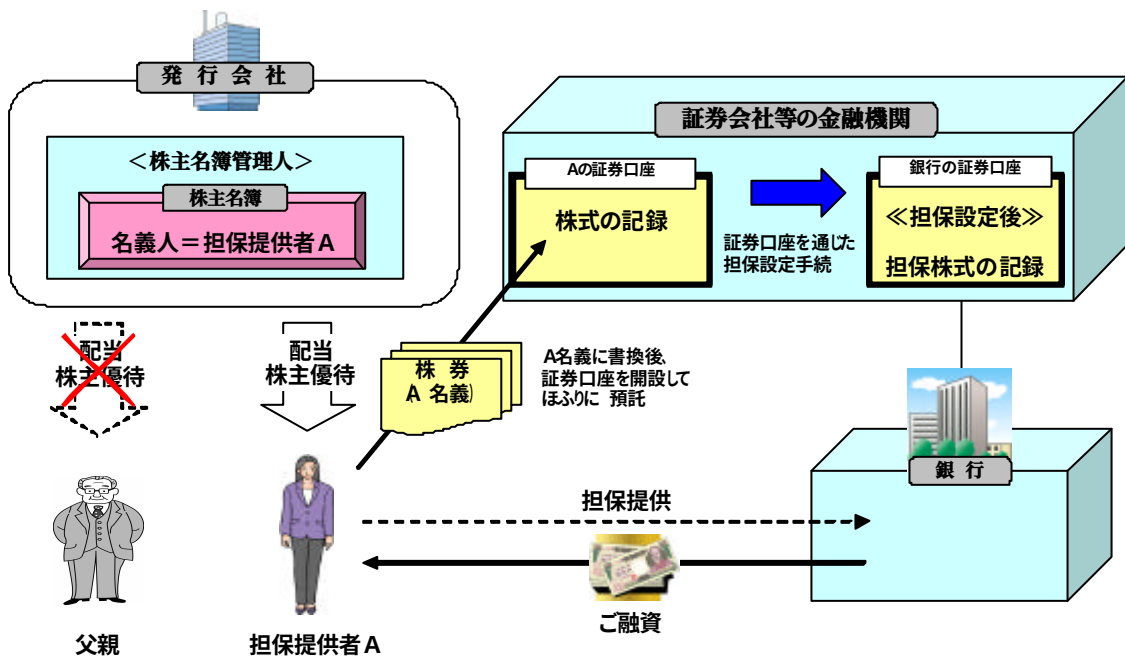
「株券の電子化」実施後も、現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続される場合は、担保提供者の証券口座を開設してほふりに株券を預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行っておく必要があります。

その場合、「株券の電子化」実施後の株主の権利は証券口座で管理されることになるため、電子化後は、担保提供者が株主として扱われることになります。したがって、配当や株主優待は担保提供者が受けることになり、引き続き父親に配当等を受けさせることはできなくなりますのでご注意ください（【図８】参照）。

【図8：「株券の電子化」実施後も現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引イメージ】



株券の電子化」実施後も現在の担保提供者を引き続き担保提供者として株式担保取引を継続する場合の電子化前の取引



(注)
上記は一例です。
また、担保株式の記録方法は、質権と譲渡担保によって異なりますが、
ここでは、譲渡担保として記録しています Q 7] 参照]

＜事例３＞ 銀行に担保として株券を差し入れています、その株券は発行会社が合併しており、商号が変わっています。株券電子化にあたり、株式担保取引を続けるためには、何か手続が必要になりますか？

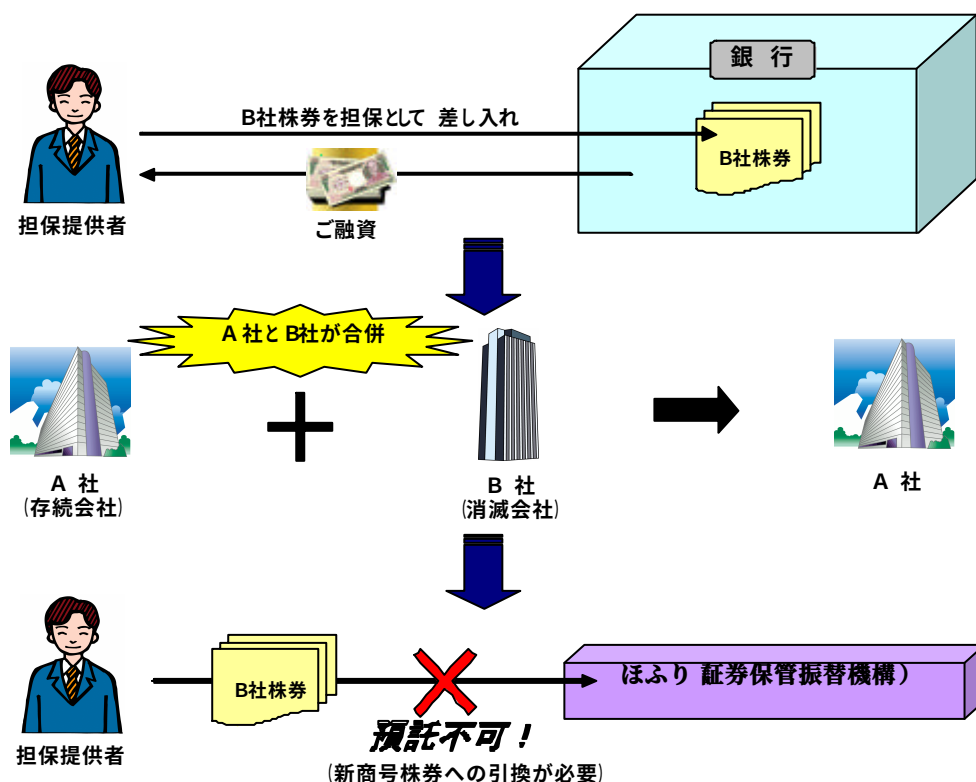
新商号株券への引換後、証券口座を開設して「ほふり」に預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続が必要になります。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合は、あらかじめ担保提供者の証券口座を開設し、担保株券をほふりに預託したうえで、証券口座を通じた担保設定手続を行っておく必要があります。

しかし、例えば、合併により消滅会社となった会社の株券である場合など、そのままではほふりに預託することができない場合があります。したがって、まずは、現在銀行に担保として差し入れている株券が預託可能であるか確認し、預託不可能である場合は引換等の手続を行う必要があります（【図９】参照）。

なお、これらの手続は、担保として銀行に差し入れている株券の場合、取引銀行と協力して進めていただくことになるため、今後、電子化一斉移行までの間に、取引銀行から協力の依頼や手続の説明などがあるものと考えられます。

【図９：合併により消滅会社となった会社の株券を担保として差し入れている場合】



《事例4》 株券をいくつか保有していますが、そのうち、A社銘柄の株券は、証券会社を通じてほふりに預託しています。B社銘柄の株券は、銀行に担保として差し入れています。
担保として差し入れているB社銘柄の株券についても、取引証券会社を通じてほふりに預託することはできますか？
その場合、株式担保取引を続けることはできるでしょうか？

取引のある銀行にお問い合わせください。

「株券の電子化」実施後も銀行との株式担保取引を継続される場合、銀行に担保として差し入れている株券については、【Q9】にあるような手続を担保提供者と銀行が協力して行っていく必要があります。

したがって、ほふりへの預託手続等、必要な手続については、まずは株式担保取引をされている取引銀行にお問い合わせください。

そ の 他

**【Q13】 電子化前に銀行が担保を解除した場合、ほふりに預託した担保株券は、どのようなかたちで返してもらえるのですか？
現物の株券を返してもらうことは可能ですか？**

預託した株券「そのもの」の返還はできませんのでご注意ください。

「株券の電子化」実施前に銀行が担保を解除した場合、ほふりに預託した担保株券は、通常、担保提供者の証券口座への振替により返還される場合や、銀行がほふりから交付を受けた株券により返還される場合が考えられます。

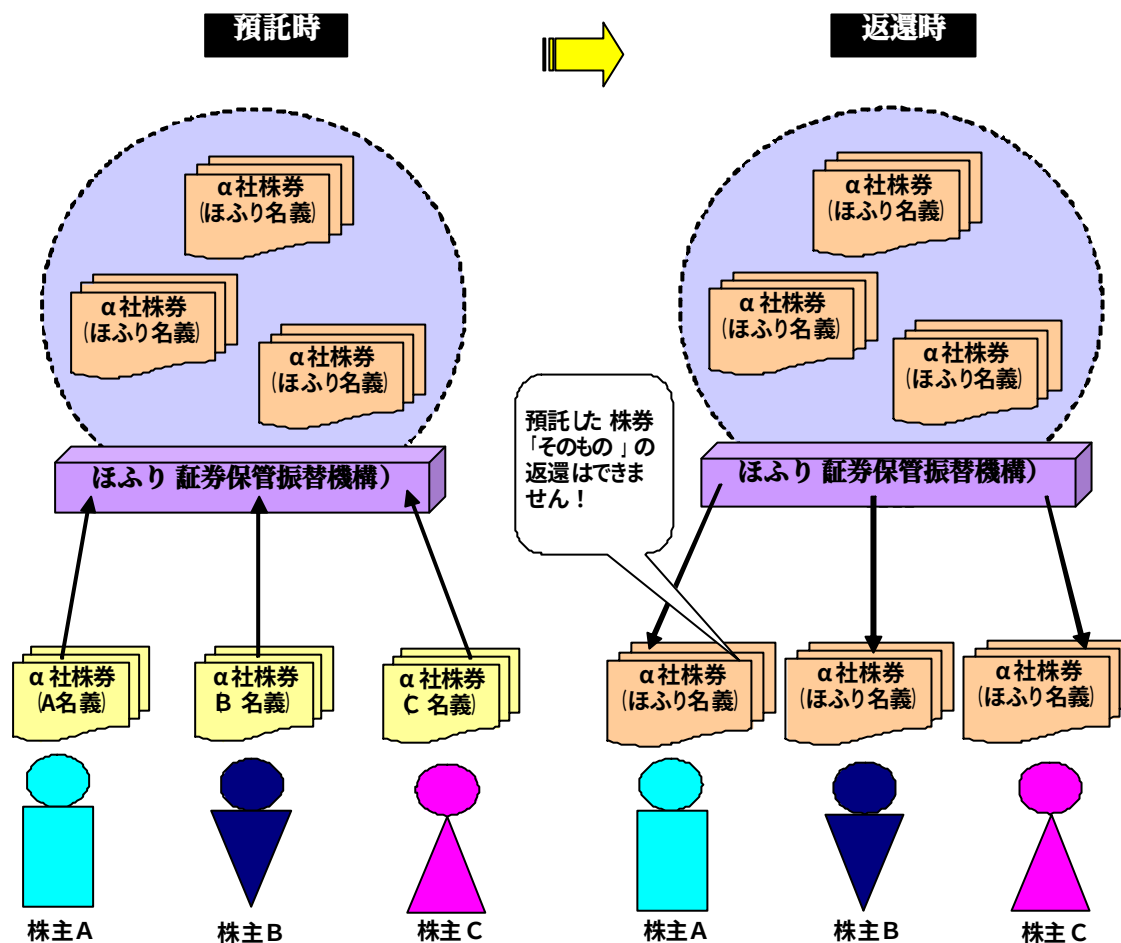
現物の株券を引き出す場合には、証券口座の開設を受けている証券会社等の金融機関を通じて、ほふりに対して株券の返還請求を行うことになります。ただし、ほふりに預託された株券は、ほふり名義に書き換えられ、他の同種の預託株券と区別せずに保管されるため、現物の株券での返還を受ける場合には、同種同量の「ほふり名義株券」が返還されることになり、預託したときの株券そのものは返還されません（**【図 10】** 参照）。

この「ほふり名義株券」を受け取った場合、株主の権利を確保するためには、速やかに自分名義への書換手続を行っていただく必要があります。

具体的な解除手続方法については、銀行ごとに異なる場合がありますので、取引のある銀行にお問い合わせください。

なお、ほふりに預託された担保株券は、「株券の電子化」実施日以降「無効」となりますが、電子化後において、法律上、ほふりに対して株券の返還を請求することは認められておりません（「株券の電子化」実施日の直前の2週間においても、同様の取扱いとなっています。**【Q 6】** 参照。）。

【図 10： ほふりに預託後、「株券の電子化」実施前に現物の株券を引き出す場合】



【Q14】貸金庫で株券を保管しているのですが、株券の電子化にあたり何か手続をする必要はあるのですか？

- その株券は本人名義です。
- その株券は他人名義です。
- その株券の名義人は亡くなっています。

貸金庫保管の株券についても、通常の株券と同様の電子化対応をとることとなりますが、名義等が所持人と異なっている可能性もあります。

保管されている株券を確認のうえ、他人名義の場合は名義書換を、名義人が亡くなっている場合は相続と名義書換の手続を早急に行ってください。

株券を（証券会社等の金融機関を通じて）ほふりに預託せず、お手元（自宅、貸金庫等）にお持ちのまま「株券の電子化」の実施日を迎えた場合、その株券を発行する上場会社は、そのような株主のために、信託銀行等に「特別口座」の開設の申出をし、株主の権利（株式）は「特別口座」で管理されることとなります（お手元に残った株券は回収されずに無効になります。）。

その際、株券の名義が本人名義になっていない場合は、株主の権利を失う可能性がありますので注意が必要です。

具体的には、次ページ以降をご参照ください。

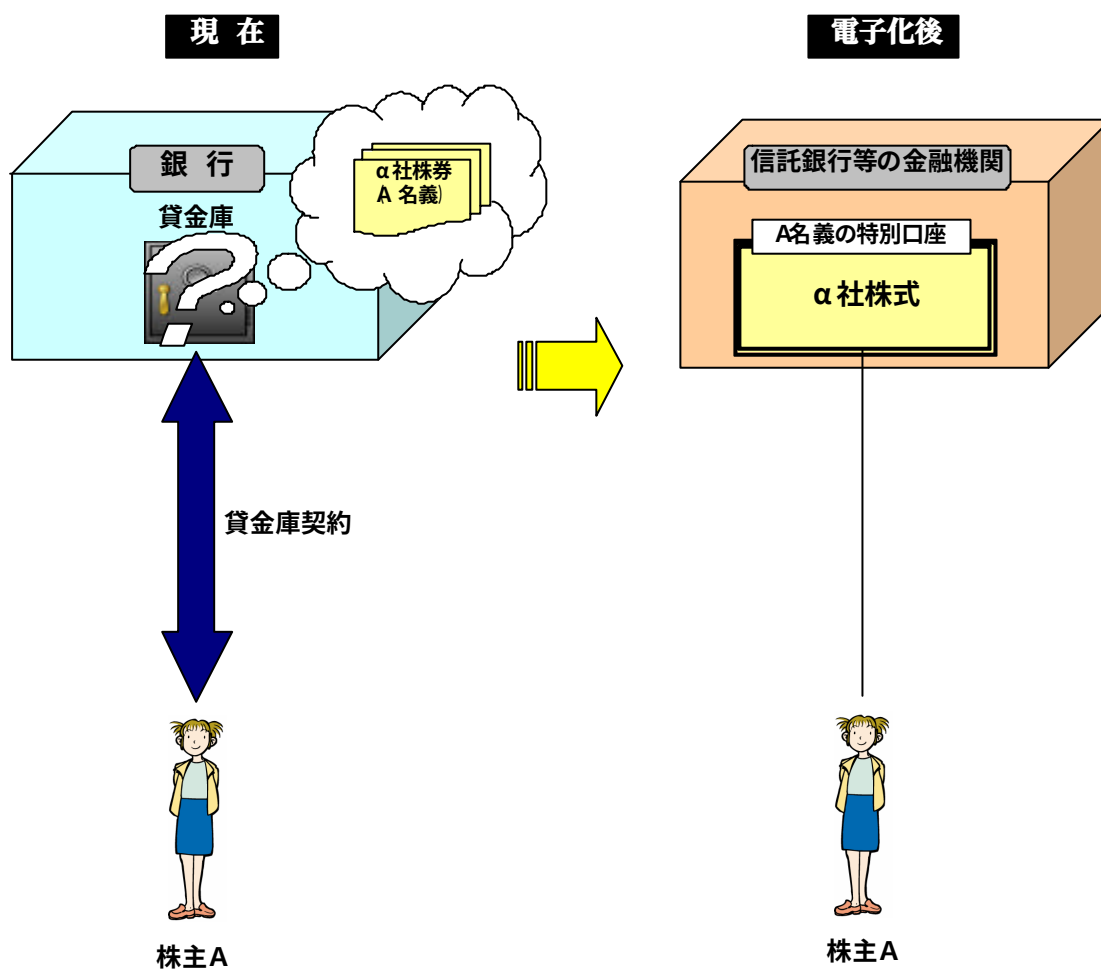
—その株券は本人名義です。

本人名義の「特別口座」が開設され、株主の権利は保護されます（【図 11】参照）。

ただし、「特別口座」は株主の権利を確保するための口座ですので、「特別口座」を通じて株式の売買を行うことはできません。株式を売却しようとするときは、証券会社等の金融機関に本人の証券口座の開設を受け、一旦「特別口座」から株式を振り替えてから、売却等の手続を行う必要があります。

また、複数銘柄を所有している場合、「特別口座」の開設先は上場会社ごとに異なるため、証券会社等の金融機関から開設を受けた本人の証券口座への振替手続の際に、手続が煩雑になることも考えられるほか、「株券の電子化」の実施日前後一定期間（実施日直前の2週間および実施日直後の約3週間）は売却ができないことになるため、このような状況を考慮して、ほふりへの預託等の検討をお願いいたします。

【図 11：本人名義の株券を貸金庫で保管している場合】

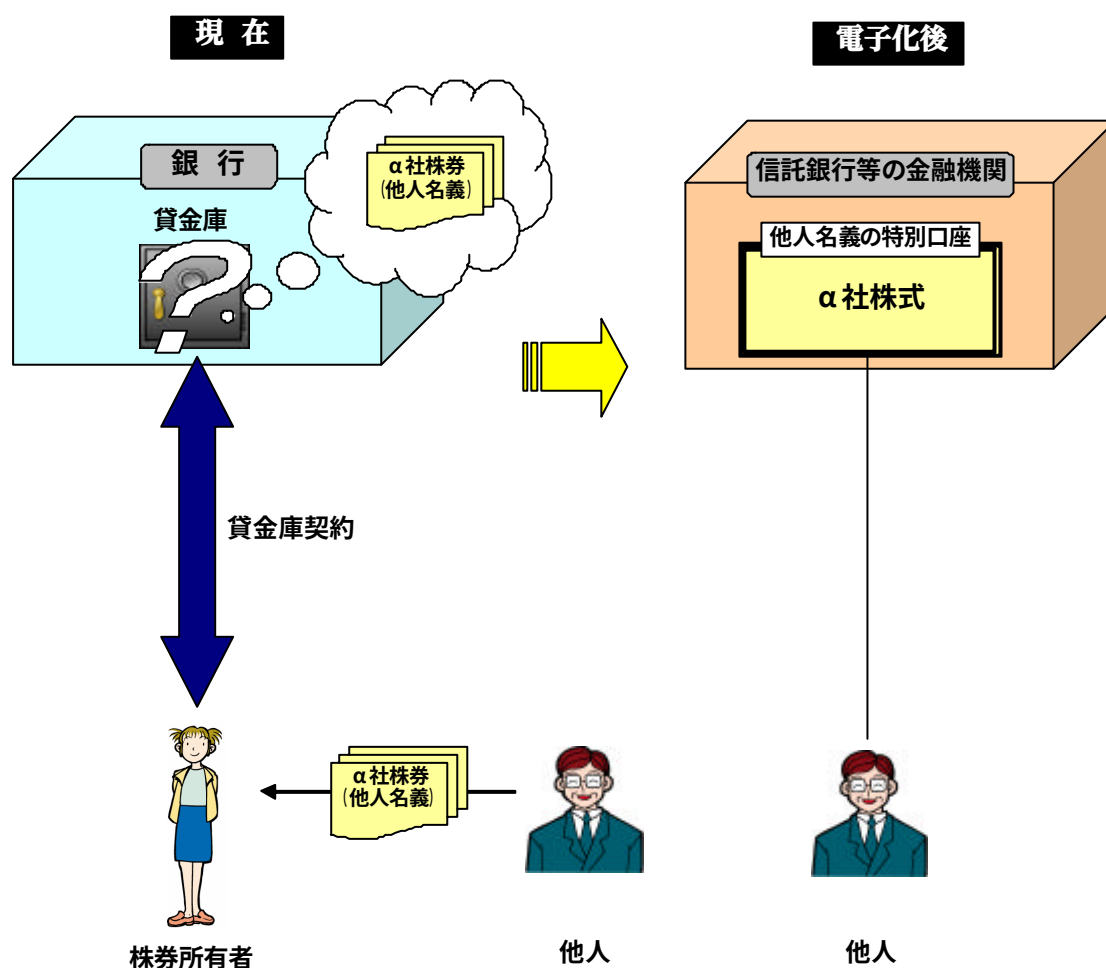


—その株券は他人名義です。

早急に名義書換をする必要があります。「株券の電子化」実施後に、他人名義の「特別口座」が開設されますので、万が一「特別口座」の名義人が株式を他人に売却した場合には、株主の権利を失う可能性があります（【図 12】参照）。

なお、「株券の電子化」の実施日前までに名義書換を失念した株主の権利を保全するための手続は、「株券の電子化」の実施後において法律的に手当てされていますが、名義人と共同して手続を行うことや、「株券の電子化」の実施日前に譲渡があったことを証する書面等の必要書類を添付して手続を行うことが必要となるなど、その手続に時間がかかってしまうことが考えられます（具体的な手続については、信託銀行等の株主名簿管理人にお問い合わせください。）。

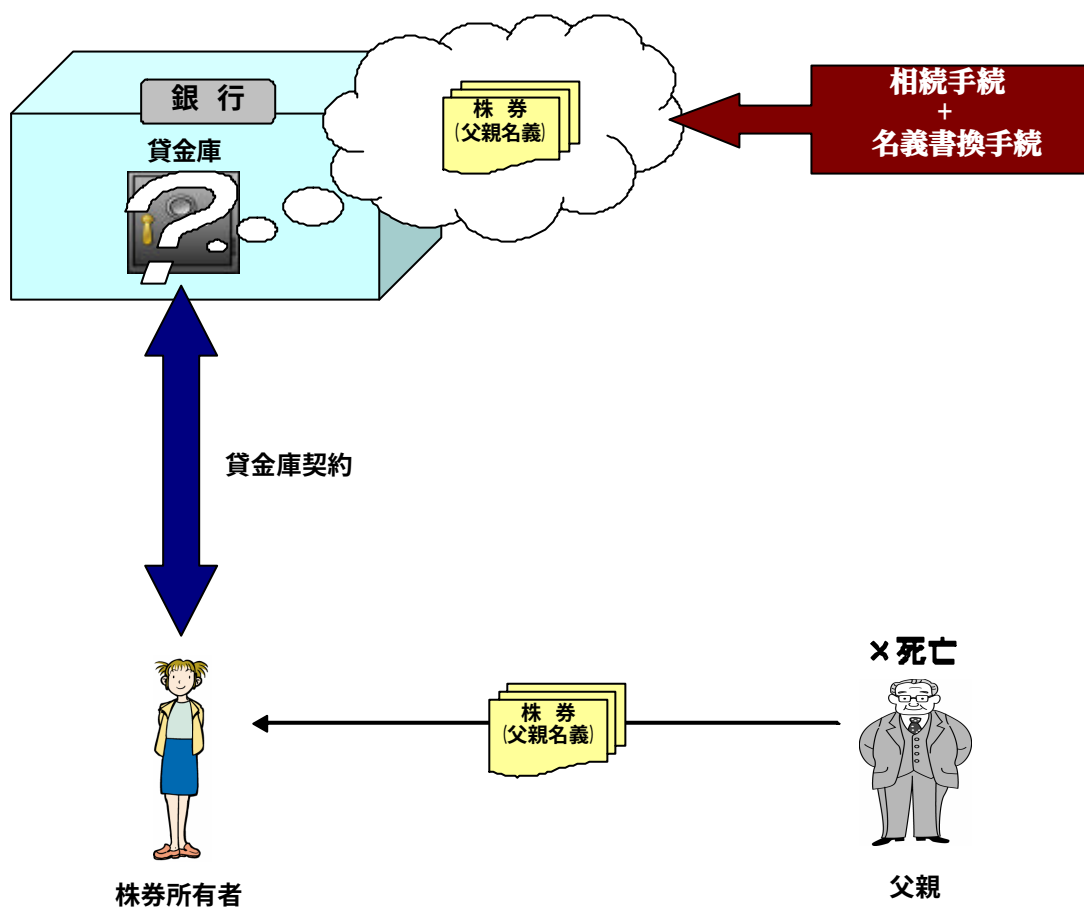
【図 12：他人名義の株券を貸金庫で保管している場合】



—その株券の名義人は亡くなっています。

株券の相続と名義書換の両方の手続が必要です(【図 13】参照。具体的な手続については、信託銀行等の株主名簿管理人にお問い合わせください。)。

【図 13：貸金庫で保管している株券の名義人が亡くなっている場合】



用語の説明

ほふり

「株式会社証券保管振替機構」の略称です。

株券等の有価証券の保管・受渡しなどを効率的、合理的に行うことにより、有価証券の流通の円滑化を図ることを目的に、昭和59年5月に「株券等の保管及び振替に関する法律」（保振法）が成立し、同年12月、この制度の中核となる「財団法人証券保管振替機構」（財団）が設立され、法務大臣と大蔵大臣から保管振替機関としての指定を受けた後、わが国で唯一の保管振替機関として、平成3年10月より事業が開始されています。その後、平成14年4月に保振法の一部が改正され、保管振替機関は株式会社でなければならないとされたことから、財団は、同年6月、「株式会社証券保管振替機構」に保管振替事業の全てを譲渡し、現在に至っています（注）。

この保管振替制度では、有価証券が保管振替機関に集中保管され、券面そのものの授受に代えて、保管振替機関に設けられた口座間の振替によって処理されることにより、有価証券の所有者は、有価証券を保管振替機関に預託したままで権利を行使することができます。

平成19年3月末現在で、全国の全上場会社の上場株式数の約8割がほふりに預託されています。

（注）「株式会社証券保管振替機構」は、平成14年1月に設立され、同年6月、主務大臣（内閣総理大臣と法務大臣）の認可を受け、「財団法人証券保管振替機構」から保管振替事業の全てを譲り受けるとともに、主務大臣から保管振替業を営む者として指定されました。

株主名簿管理人

株券の発行会社からの委託を受けて、株主名簿の作成や株券の名義書換業務を行う信託銀行や証券代行会社のことです。

上場会社から送られてくる株主総会招集通知などの書類の送付主に、「株主名簿管理人」が記載されています。

なお、株主名簿管理人は、「特別口座」の開設先として想定されています。

特 別 口 座

「株券の電子化」に際して、株券を手元に持ったまま（証券会社等の金融機関を通じてほふりに預けていない）の株主の権利を確保するために、発行会社の申出により信託銀行等に開設される口座です（電子化後の株券は、回収されず無効になります。）。

「特別口座」は株主の権利を確保するための口座ですので、

「特別口座」を通じて直接株式の売買を行うことはできません。株式を売却しようとするときは、証券会社等の金融機関に自分の口座を開き、一旦「特別口座」から株式を振り替えてから、売却等の手続を行う必要があります。

この場合、「株券の電子化」の実施日から約3週間後において、特別口座の開設等の手続が完了することになりますので、その間、売却等の手続ができないことになります。また、「株券の電子化」の実施日直前の2週間は、ほふりへの株券の預託ができないため、お手元で管理する株券は売却ができません。

つまり、「株券の電子化」への移行にあたっては、「株券の電子化」の実施日前後の約5週間は売却ができないこととなりますので、留意する必要があります。

(注) 上場株式等の譲渡益課税について、口座を開設している証券会社等が投資家に代わって計算することにより、確定申告を不要あるいは簡略化できる制度である「特定口座」とは異なりますので、ご注意ください。

以 上

2. データセンター分科会における検討状況について

○ 第20回

- ・ 制度移行後における実務運用上の取扱い等に係る主な論点及び整理

以 上

制度移行後における実務運用上の取扱い等に係る主な論点及び整理（案）

項 目	論 点	整 理（案）	備 考
1. 加入者情報関係 （1） 加入者情報の通知に関する取扱い a. 権利行使の取次ぎ申請を受けた場合の取扱い	○ 口座管理機関が、同一加入者に係る「加入者情報データ」と「権利行使等請求ファイル」を同一日に機構に通知する場合、機構システムにおける処理上の制約を受けることとなるため、あらかじめ運用上の取扱いを整理する。	○ 詳細については、別紙 1 を参照。	
b. 取扱開始時における特別口座の加入者情報の通知に関する取扱い	○ 機構は、会社から新規記録通知を受領したときに、当該新規記録通知の対象となった株主の口座が加入者情報として登録されていないときは、当該通知に係る処理をエラーとする。 ○ 通常は、会社からの新規記録通知に先立って、株主が口座通知の取次ぎを直近上位機関に請求するため、新規記録通知時のエラーは生じないが、新規記録通知の対象となる株主の口座が特別口座である場合に問題が生ずる懸念がある。	○ 会社の申出により特別口座を開設する口座管理機関は、機構から新規記録通知を受領することが見込まれる日の前営業日から起算して 2 営業日前の日までに（会社が機構に新規記録通知を行う日の前営業日まで）、特別口座の加入者に係る加入者情報を機構に対して通知するものとする。 ○ 会社は、特別口座の開設の申出に際して、新規記録通知予定日を特別口座を開設する口座管理機関に通知するものとする。	※ 本件については、「株券等の電子化に係る制度要綱」参考資料編／資料 5 - 1 において、「会社の申出により、特別口座を開設する口座管理機関は、当該特別口座に係る新規記録通知を機構から受けることとなる日（機構取扱対象株式等の取扱開始日の前営業日）の前営業日までに、

項 目	論 点	整 理 (案)	備 考
c. 間接外国人である旨の通知の取扱い	○ 口座管理機関が、その加入者について間接外国人であると判定できた場合のその旨の通知について、運用上の取扱いを整理する。 (注1) 口座管理機関の加入者が間接外国人である旨の口座管理機関から機構に対する通知については、システム上の処理は行わない。 (注2) 外国人保有制限銘柄の会社が、株主について間接外国人であると判定した場合の機構から口座管理機関への通知は、「間接外国人区分更新済データ」によりファイル伝送で行う。	○ 口座管理機関は、総株主通知に係る株主確定日、個別株主通知に係る報告対象期間又は情報提供請求に係る請求対象期間中において、その加入者が間接外国人であると判定できたときは、機構に対する「総株主報告データ」等の通知のときに、あわせて「加入者情報通知書（間接外国人）」を提出するものとする。 ○ 機構は、口座管理機関から「加入者情報通知書（間接外国人）」を受領したときは、「総株主通知データ」等の通知の際に、あわせて会社に「株主情報通知書（間接外国人）」を通知するものとする。	会社からの申出の内容に基づいて、機構に「加入者情報データ（新規登録）」の通知を行うものとする。」としていたところであるが、左記により通知日程が1営業日前倒しとなる。 ※ 一般に、口座管理機関においては、その加入者が間接外国人である旨を判定することは困難であると整理されているが、なお、判定ができた場合には、口座管理機関は、加入者情報として間接外国人である旨を機構に通知する必要がある。 ※ 「加入者情報通知書（間接外国人）」及び「株主情報通知書（間接外国人）」の様式は機構が定める。 ※ 本件の処理イメージについては、別紙2を参照。

項 目	論 点	整 理 (案)	備 考
d. 加入者情報データの取消しに関する取扱い	○ 会社は、機構から受領した「総株主通知データ」等に基づいて、その株主に係る間接外国人の判定を行う。当該判定結果と機構からの通知内容が異なっているときは、判定結果に基づいて「株主等通知用データ」を更新する旨を「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」として機構に通知する。	○ 会社は、機構から、一の株主について「株主情報通知書（間接外国人）」を受領した場合であって、当該株主に係る判定結果が間接外国人であるときについても、「株主等通知用データ」を間接外国人に更新する旨を「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」として機構に通知するものとする。	※ 「総株主通知データ」等のデータ中に、間接外国人である旨が含まれているときは、かつて会社においてその株主が間接外国人であることを判定しているので、再度、間接外国人に更新する旨を機構に通知する必要はない（当該内容を通知したときはエラーとなる。）。)
	○ 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ」を通知した日の翌営業日以降に、当該「加入者情報データ」について取消しの必要が生じた場合の取扱いについて整理する。 （注） 口座管理機関は、「加入者情報データ」を通知した日の翌営業日以降に、当該「加入者情報データ」について訂正の必要が生じた場合には、「加入者情報訂正申告書」により、訂正内容を機構に通知する。	○ 訂正の場合と同様に、口座管理機関は、「加入者情報データ」を通知した日の翌営業日以降に当該「加入者情報データ」について取消しの必要が生じたときは、その旨を「加入者情報訂正申告書」（書面）により機構に通知するものとする。	※ 一旦、「加入者情報データ（新規登録）」として通知された加入者口座コードについては、事後に取消しの申告があった場合でも、10 年間は、他の者のために再使用することができないので留意する。

項 目	論 点	整 理 (案)	備 考
(2) 登録済加入者情報の開示請求	○ 口座管理機関の加入者による本人情報の開示請求の具体的な手続きについて整理する。	○ 別紙3のとおり取り扱うものとする。	※ 加入者は、機構に対して名寄せ状況その他の機構が管理する情報の開示を請求することができる。 ※ 機構は、加入者本人からの請求であると確認ができたときは、機構において管理する情報を、請求を行った加入者に開示する。
2. 総株主通知関係			
(1) 総株主通知事由	○ 機構が「総株主通知日程案内」において通知する「総株主通知事由」項目及び「増減資等の種別」項目の取扱いについて整理する。	○ 別紙4のとおり取り扱うものとし、今後、接続仕様書の記載の追加を行う。	
(2) 総株主報告における前回報告株式数の取扱い	○ 口座管理機関が機構に対して通知する「総株主報告データ」中の「前回報告株式数」項目の取扱いについて整理する。	○ 「総株主報告データ」における前回報告株式数の通知は不要とする（この場合において、口座管理機関は「前回報告株式数」項目の値を常に「00000000000000」と設定する。）。あわせて、今回報告株式数が「0」である旨の通知（0株報告）についても不要とする。 ○ 機構は、会社に対する「総株主通知デー	※ 今後、接続仕様書について訂正を行う（接続仕様書上、「前回報告株式数」及び「前回通知株式数」項目の表示を「予備」に変更する可能性がある。）。

項 目	論 点	整 理 (案)	備 考
3. 個別株主通知関係 (1) 実務運用上の留意点等	○ 個別株主通知の事務処理に関連して、以下に掲げる事項の取扱いを整理する。 ① 受付番号に関する取扱い ② 申出省略機構加入者から特別株主管理事務の委託を受けている場合の取扱い ③ 口座管理機関の加入者の一の口座において、質権株式と譲渡担保株式の双方の記録が行われている場合の取扱い ④ 申出株主に対する「個別株主通知済通知書」の記載内容に関する取扱い	タ（株式数情報）」において、常に「前回通知株式数」項目の値を「00000000000000」とする。 ○ 別紙5のとおり取り扱うものとする。	
4. 情報提供請求関係 (1) 実務運用上の留意点等	○ 情報提供請求の事務処理に関連して、以下に掲げる事項の取扱いを整理する。 ① 対象加入者の指定方法に関する取扱い イ. 対象加入者となるべき者の指定の方法 ロ. 対象加入者として機構が特定した者の数に関する制限 ② 情報提供請求（全部情報）における請求取次先機関の範囲に係る取扱い	○ 別紙6のとおり取り扱うものとする。	

項 目	論 点	整 理 (案)	備 考
5. 配当金関係 (1) 配当金振込指定の単純取次ぎ関係 (2) 株式数比例配分方式関係	③ 対象加入者保有株式数報告データの通知に係る標準処理時間等の取扱い ④ 請求取次先機関が定めた費用の請求等に係る取扱い ○ 配当金振込指定の単純取次ぎに係る事務処理に関連して、以下に掲げる事項の取扱いを整理する。 ① 配当金振込指定取次ぎデータの訂正等に関する取扱い ② 会社が同一日に同一の株主に係る複数の配当金振込指定データを受領した場合の取扱い ③ 口座名義人の氏名（漢字表記）に関する取扱い ○ 株式数比例配分方式に係る事務処理に関連して、以下に掲げる事項の取扱いを整理する。 ① 株式数比例配分方式による配当金の支払い対象から除外する場合 ② 「配当金受払予定額明細データ」等による口座管理機関コードの通知	○ 別紙7のとおり取り扱うものとする。 ○ 別紙8及び別紙9のとおり取り扱うものとする。	

項 目	論 点	整 理 (案)	備 考
(3) 先行稼働期間における配当金振込指定の取次ぎに関する取扱い	○ 株式等の振替制度への移行前の先行稼働期間における機構を通じた配当金振込指定の取次ぎの可否について整理する。	○ 参加者は、先行稼働期間（及び株主等通知用データの整備期間）において、次の内容の配当金振込指定に係るデータを機構に通知することができないものとする。 イ．登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ」（データ整備期間において実質株主データとして提出されるものを含む。） ロ．配当金振込指定取次ぎデータ	※ 左記の期間において、イ．又はロ．の内容のデータが通知された場合、機構は当該データをエラーとする。 ※ 振替制度への移行後において、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎ（「加入者情報データ(変更)」の通知が一時期に集中することとなった場合の取扱いについては、別に検討する。
(4) 会社が振替制度外で株主から配当金振込指定書を受領した場合の取扱い		○ 別紙10のとおり取り扱うものとする。	

以 上

権利行使の取次ぎ請求と加入者の情報の取扱い

【論点】 「システム概説書（第 1.2 版）」及び「口座振替関係データ接続仕様書（ファイル伝送編）第 1.2 版」において、口座管理機関は、その加入者から単元未満株式の買取請求等の取次ぎ請求を受けたときは、原則として、当日の午後 3 時 30 分までにその内容を「権利行使等請求ファイル」として機構に通知し、機構は日中の定時点バッチ処理を経て、口座管理機関からの通知内容を当該日の午後 6 時 00 分以降に「権利行使等取次ファイル（TA 用）」として会社へ通知するものとしている。口座管理機関が、同一営業日に、同一加入者（総株主通知等による会社に対する通知が行われておらず、会社が株主として認識していない加入者）について「権利行使等請求ファイル」と「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知しようとする場合、以下の①又は②の問題が生じ得る。

※ 「単元未満株式の売渡請求」「取得請求権付株式の取得請求」「振替新株予約権の行使請求」「振替新株予約権付社債に係る新株予約権の行使請求」についても同様に扱う（「プットオプションの行使請求」は除外する。）。

① 口座管理機関が、同一営業日に、同一加入者について「権利行使等請求ファイル」と「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知した場合

機構は、「権利行使等請求ファイル」の受付処理時に、当該ファイル中の加入者口座コードの存在チェックを行うが、そのチェック元となる株主等通知用データは、前日作成分を利用する。その結果、同日に通知された「加入者情報データ（新規登録）」は未登録となるため、「権利行使等請求ファイル」の処理がエラーとなる。

⇒ 口座管理機関は、「加入者情報データ（新規登録）」が機構に対して未通知となっている加入者からの、単元未満株式の買取請求等の権利行使の取次ぎ請求を受けたときは、当該請求の取次ぎを翌営業日付で行うことについて同意を得るものとする。

② 口座管理機関が、同一営業日に、同一加入者について「権利行使等請求ファイル」と「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知した場合

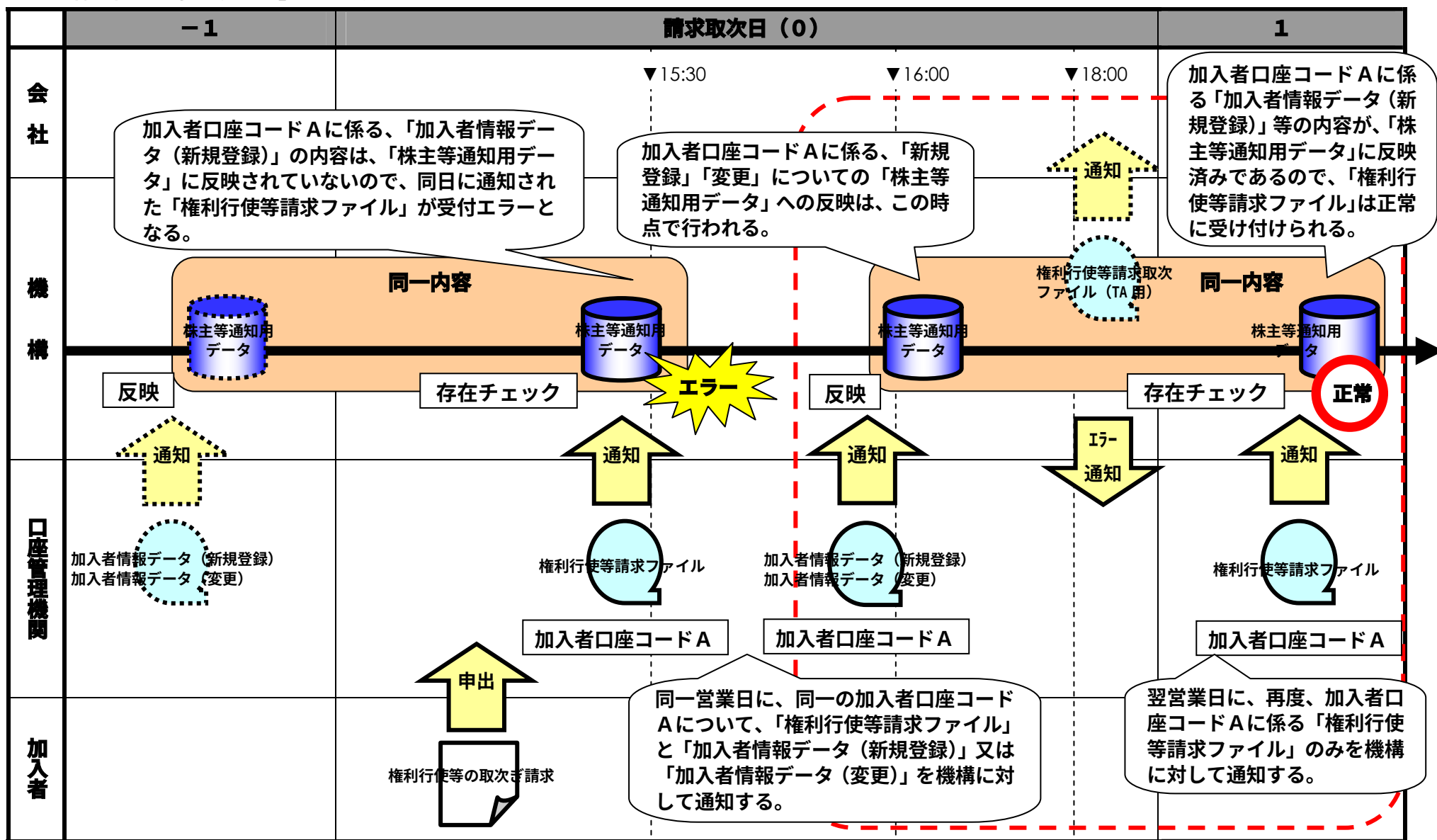
①と同様、「権利行使等請求ファイル」の受付処理時において、同日に通知された「加入者情報データ（変更）」の内容が未反映となるため、受付エラーとはならないが、会社へ通知される加入者の氏名又は名称等の情報は変更前のものとなる。なお、当該加入者が直前の総株主通知において株主として会社へ通知されているときは、変更内容が「株主情報変更通知データ」として翌営業日に会社に対して通知される。

⇒ 口座管理機関は、「加入者情報データ（変更）」が機構に対して未通知となっている加入者からの、単元未満株式の買取請求等の権利行使の

取次ぎ請求を受けたときは、当該請求の取次ぎを当日付で行った場合に、会社からの通知物が旧住所宛に送付される等の問題が生じる可能性があることについての承諾又は当該請求の取次ぎを翌営業日付で行うことについての同意のいずれかを得るものとする。

以 上

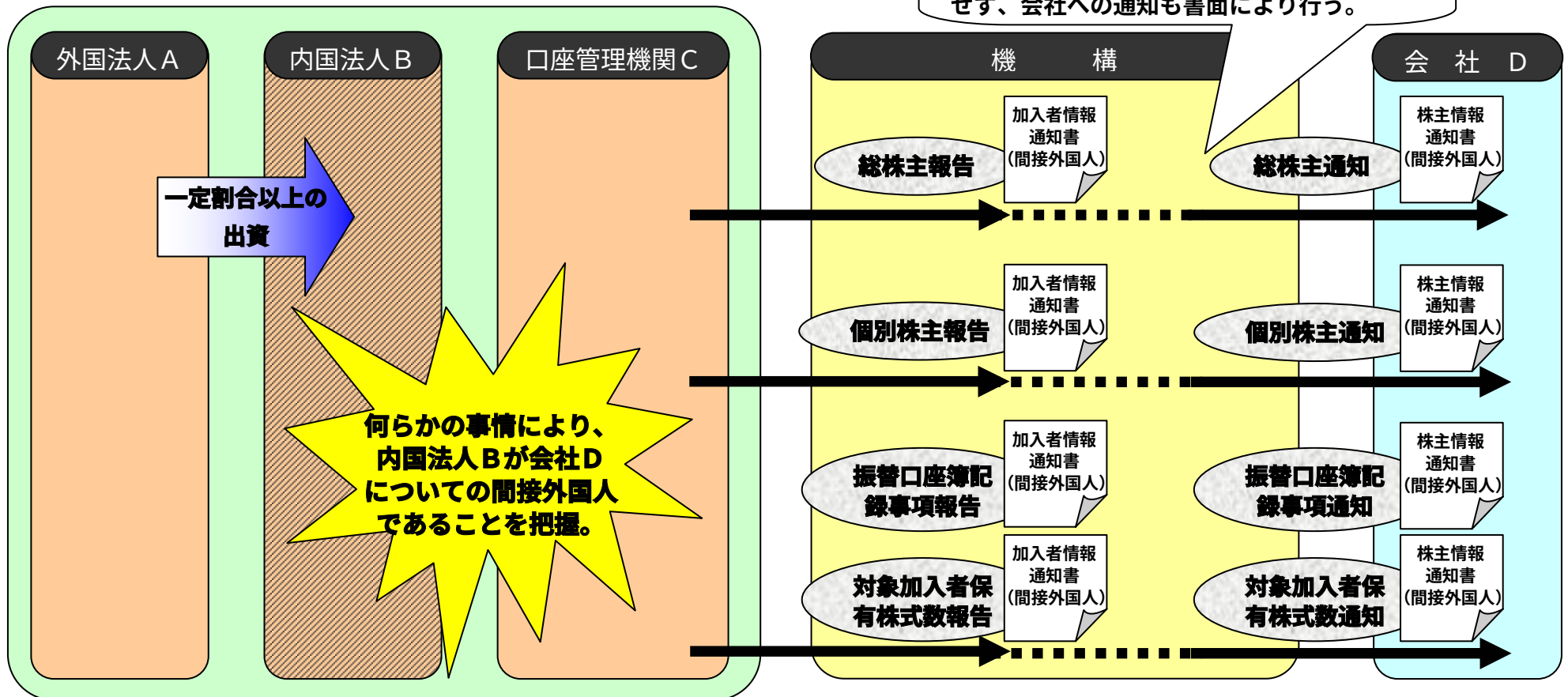
【「権利行使等請求ファイル」の受付処理に係るイメージ図】



※ 点線枠内における「加入者情報データ（新規登録）」又は「同（変更）」と「権利行使等請求ファイル」は、正常に受付処理される。

間接外国人である旨の通知の取扱い

- 口座管理機関からの間接外国人である旨の通知のイメージ



- ※ 間接外国人は各業法により定義が異なる。
- ※ 口座管理機関は、「加入者情報照会」機能によって間接外国人であることが確認できたときは、機構に対する、当該加入者に係る「加入者情報通知書 (間接外国人)」の提出を省略することができる。

以 上

登録済加入者情報の開示請求に係る事務処理フロー（案）

- これまでの検討において、「加入者は、機構に対して名寄せ状況その他の機構が管理する情報の開示を請求することができる。機構は、加入者本人からの請求であると確認ができたときは、機構において管理する情報を、請求を行った加入者に開示する。」としている点に関連して、当該開示請求の事務処理フローを、以下のとおりとする。

【事務処理フロー（案）】

内 容	備 考
登録済加入者情報の開示請求 1. 請求方法等 (1) 登録済加入者による直接請求 機構の「株主等通知用データ」に登録されている口座管理機関加入者（以下「登録済加入者」という。）が、当該登録済加入者に係る情報の開示を求めるときは、「登録済加入者情報開示請求書」（仮称）を機構に対して提出する。 この場合において、当該登録済加入者は、機構に対して、機構の定める費用を支払うとともに、本人確認書類を提示するものとする。 (2) 口座管理機関を通じての請求 口座管理機関は、登録済加入者から機構の管理する情報の開示を請求する旨の申出の取次依頼を受けたときは、当該登録済加入者について本人確認を行った上で、速やかに、機構の定める費用を添えて「登録済加入者情報開示請求書」を機構に対して提出する。 (3) 「登録済加入者情報開示請求書」の提出方法 a. 登録済加入者による直接請求	※ 登録済加入者は、代理人を通じて、本情報の開示請求を行うことができる。 ※ この場合、当該登録済加入者は、機構に対する本人確認書類の提示を省略することができる。

内 容	備 考
機構あてに郵送する。 ｂ．口座管理機関を通じての請求 開示請求の取次依頼を受けた口座管理機関が機構窓口へ持参、又は機構あてに郵送する。 (４)「登録済加入者情報開示請求書」の記載内容 ① 登録済加入者の直近上位機関の名称 ② 登録済加入者の氏名又は名称 ③ 登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ④ 登録済加入者の住所 ⑤ 登録済加入者が自然人であるときは、生年月日 ⑥ 開示請求を行う理由 ⑦ 開示を求める情報の範囲 ⑧ ⑦について「名寄せ状況に係る情報（株主等照会コードと加入者口座コードとの紐付け情報）」のみをデータにより開示を求める場合はその旨 (５) 訂正方法 登録済加入者は、機構に対して「登録済加入者情報開示請求書」を提出した後に、当該内容を訂正又は取り消そうとするときは、速やかに、機構にその旨を連絡するとともに、訂正の場合には、訂正内容を反映した「登録済加入者情報開示請求書」を機構に対して再提出する。 ２．「登録済加入者情報通知書」の交付	※ 間接口座管理機関についても同様の取扱いとする。 ※ 口座管理機関及び代理人を通じて開示請求を行うときは、必ず加入者口座コードを併せて記載しなければならない。 ※ 当該内容の請求に際しては、①に係る加入者口座コードを記録した外部記録媒体を必ず添付しなければならない。 ※ 再提出の方法は、最初に「登録済加入者情報開示請求書」を提出した方法と同様。 ※ 直近上位機関に、機構に対する「登録済加入者情報開示請求書」の提出の取次ぎを依頼した場合にあっては、訂正に係る連絡は、当該直近上位機関に対して行う。

内 容	備 考
(1) 交付方法 機構は、登録済加入者又は口座管理機関から、「登録済加入者情報開示請求書」を受領したときは、すみやかに、機構の管理する登録済加入者に係る情報を記載した「登録済加入者情報通知書」（仮称）を登録済加入者本人に対して郵送する。 (2) 「登録済加入者情報通知書」の記載内容 ① 名寄せ状況に係る情報（株主等照会コードと加入者口座コードとの紐付け情報） ② 株主等通知用データに係る情報 ③ 加入者口座情報に係る情報 ④ 担保に係る情報 ⑤ 配当金振込指定の取次ぎに係る情報	※ 宛先は、「株主等通知用データ」に登録されている住所とする。 ※ 請求時に、「名寄せ状況に係る情報（株主等照会コードと加入者口座コードとの紐付け情報）」についてのみ、データによる開示を求められたときは、当該内容を記録した外部記録媒体を請求者に対して交付する。 ※ 具体的な記載内容は検討中。

以 上

「総株主通知日程案内」等における「総株主通知事由」及び「増減資等の種別」の取扱いについて（案）

1. 背景

「株券等の電子化に係る制度要綱」の記載を踏まえ、「株主通知関係データ接続仕様書」では、機構が総株主通知に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日に、機構加入者及び会社の双方に通知する「総株主通知日程案内」において、「総株主通知事由」（「日程案内（株式）データ」中の1項目）及び「増減資等の種別」（「増減資等の内容（株式）データ」中の1項目）を通知するものとしているが、現時点では、具体的な内容が未公表となっており、詳細な整理を行う必要がある。

2. 基本的な考え方（各データ項目の通知目的等）

- 総株主通知事由： 当該項目は、株券等の電子化に係る制度要綱において、「機構は、総株主通知を行うときは、あらかじめ、機構加入者に対し、総株主通知に係る銘柄、総株主通知の原因となる事由の種別、株主確定日及び通知日程その他の必要な事項を通知する」ものとしたことを踏まえ、総株主通知の原因となる事由を制度関係者（機構加入者）に伝達する目的で通知するものである。なお、当該項目は「総株主通知日程案内」の通知の際に、常に設定される。
- 増減資等の種別： 当該項目は、現行の株券等の保管振替制度において、実質株主通知に係る権利確定日等が預託株式数の増減を伴うものである場合に、機構が、機構参加者及び会社との間で授受する「実質株主関係データ提出日程通知」に含めて通知しているもの（「増減資等の内容レコード」の1項目）であって、現行実務との連続性を確保する観点から、継続的に通知するものである。なお、当該項目は、総株主通知に係る株主確定日が振替株式数の増減を伴うものである場合（抹消による減少のみの場合を除く。）に、「総株主通知日程案内」中に設定される。

3. 総株主通知事由及び増減資等の種別・対応表

株式等の振替制度の移行後において機構が通知する「総株主通知日程案内」における「総株主通知事由」及び「増減資等の種別」については、上記2.の趣旨を踏まえ、以下の考え方により項目の分類を行い、別表のとおり取り扱うものとする。

(1) 総株主通知事由

- 既存の「増減資等の種別」との対応関係や、機構加入者における利便性を考慮して、会社のコーポレートアクション等の現象面に着目し、項目の分類を行う。
- 機構及び口座管理機関における振替口座簿の振替株式等の数の増減に関する処理（割当銘柄に係る新株式数申告、機構における割当計算（配分明細通知）又は振替口座簿における総株主通知の対象となる銘柄に係る記録の全部抹消）の有無に応じて、可能な限り、項目を細分化する。
- 発生の頻度が低いと想定される項目については、「その他」で一括表示する。

(2) 増減資等の種別

- 現行の保管振替制度における実務との連続性に配慮して、既存の「実質株主関係データ提出日程通知」及び「配分明細データ通知」において使用している「増減資等の種別」を、原則として継続利用する。
- 会社法制定前の人的分割に相当する会社分割については、新たな種別コードを付番する。

4. 複数の総株主通知事由に該当した場合の取扱い

機構は、一の株主確定日において、一の銘柄が複数の総株主通知事由に該当することとなったときは、別表中に記載の優先順位（1＞2＞3＞4）にしたがって、単一の「総株主通知事由」を通知する。なお、前3.（2）の「会社法制定前の人的分割に相当する会社分割」（注）に際して、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社が株式併合を行う場合、同一の株主確定日について、複数の割当計算処理が生ずることになるため、別に機構報（機構Target）により、必要な情報を機構加入者及び会社へ通知する。

（注） 原則として、同一銘柄について、同一の株主確定日に振替株式等の数の増減を伴う複数のコーポレートアクションが実施されることはないものと想定している（「会社法制定前の人的分割に相当する会社分割」はその例外となる。）。

以 上

■ 総株主通知日程案内等における「総株主通知事由」及び「増減資等の種別」の取扱い

No.	内 容		振替法上の事由の分類										新株 式数 申告	配分 明細 通知	新規 記録 通知	対象 銘柄 の 全部 抹消	対象商品		通知対象銘柄	優先 順位	総株主通知事由		増減資等の種別		備考
	大分類（総株主通知の原因となる事由）	小分類（摘要）	基準 日	株式 併合	全部 抹消	中間 決算	指定 取消	取扱 廃止	政令 委任	会社 請求	株式	C B					画面表示（１） ※１	事由コード			画面表示（２） ※１	種別コード			
1	株主割当てによる株式の募集	新株予約権の無償割当てを伴わないものに限る。	○											○		○		決議会社の株式	2	有償割当増資△	0 1	有償割当増資△	0 1		
2	株式分割		○									○	○			○		決議会社の株式	1	株式分割△△△	0 4	株式分割△△△	0 4		
3	株式の無償割当て	振替株式を交付	○									○	○			○		決議会社の株式	1	無償割当－振替	0 5	株式等無償割当	0 5		
4	株式の無償割当て	非振替株式を交付（振替法186条）	○													○		決議会社の株式	1	無償割当－非振	3 0			増減資等の内容レコードの作成対象外	
5	新株予約権の無償割当て	振替新株予約権を交付	○									○	○			○		決議会社の株式	1	無償割当－振替	0 5	株式等無償割当	0 5		
6	新株予約権の無償割当て	非振替新株予約権を交付	○													○		決議会社の株式	1	無償割当－非振	3 0			増減資等の内容レコードの作成対象外	
7	株式併合			○								○	○			○		決議会社の株式	1	株式併合△△△	0 6	株式併合△△△	0 6		
8	吸収合併	振替株式等を交付	○						○			●	●		○	○		消滅会社の株式	1	吸収合併－振替	0 7	会社合併－吸収	0 7		
9	吸収合併	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	○						○						○	○		消滅会社の株式	1	吸収合併－廃止	1 5			増減資等の内容レコードの作成対象外	
10	吸収合併	非振替株式を交付	○		○				○						○	○		消滅会社の株式	1	吸収合併－抹消	1 6			増減資等の内容レコードの作成対象外	
11	新設合併	振替株式等を交付	○						○			●	●		○	○		消滅会社の株式	1	新設合併－振替	9 3	会社合併－新設	9 3		
12	新設合併	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	○						○						○	○		消滅会社の株式	1	新設合併－廃止	1 7			増減資等の内容レコードの作成対象外	
13	新設合併	非振替株式を交付	○		○				○						○	○		消滅会社の株式	1	新設合併－抹消	1 8			増減資等の内容レコードの作成対象外	
14	株式移転	振替株式等を交付	○						○			●	●		○	○		完全子会社の株式	1	株式移転－振替	9 1	株式移転△△△	9 1		
15	株式移転	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	○						○						○	○		完全子会社の株式	1	株式移転－廃止	1 9			増減資等の内容レコードの作成対象外	
16	株式移転	非振替株式を交付	○		○				○						○	○		完全子会社の株式	1	株式移転－抹消	2 0			増減資等の内容レコードの作成対象外	
17	株式交換	振替株式等を交付	○						○			●	●		○	○		完全子会社の株式	1	株式交換－振替	9 4	株式交換△△△	9 4		
18	株式交換	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	○						○						○	○		完全子会社の株式	1	株式交換－廃止	2 1			増減資等の内容レコードの作成対象外	
19	株式交換	非振替株式を交付	○		○				○						○	○		完全子会社の株式	1	株式交換－抹消	2 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	
20	会社分割	分割会社において株式併合を実施		○								○	○			○		分割会社の株式	1	会社分割－併合	9 5	会社分割－非対	9 5		
21	会社分割	分割会社における株式併合なし（項番24又は項番25に該当する場合を除く。）	○													○		分割会社の株式	1	会社分割－併無	9 6	会社分割－対等	9 6		
22	会社分割	分割会社が株式を全部取得（振替株式である分割会社株式が対価）			○				○			○	○		○	○		分割会社の株式	1	会社分割－振替	1 0	条項株式全部△	1 6		
23	会社分割	分割会社が株式を全部取得（振替株式である分割会社株式又は承継会社株式若しくは設立会社株式以外の財産が対価。）			○				○						○	○		分割会社の株式	1	会社分割－抹消	2 3			増減資等の内容レコードの作成対象外	
24	会社分割（吸収分割）	現物配当又は取得対価として振替株式である承継会社株式を交付	○									○	○			○		分割会社の株式	×	吸収分割－振替	9 7	会社分割－吸収	9 7	項番22又は項番23との組合せ ※ 3	
25	会社分割（新設分割）	現物配当又は取得対価として振替株式である設立会社株式を交付	○									○	○			○		分割会社の株式	×	新設分割－振替	9 8	会社分割－新設	9 8	項番22又は項番23との組合せ ※ 3	
26	取得条項付株式の全部取得	振替株式等を交付			○				○			○	○		○	○		決議会社の株式	1	全部取得－振替	1 1	条項株式全部△	1 6		
27	取得条項付株式の全部取得	非振替株式等を交付			○				○						○	○		決議会社の株式	1	全部取得－抹消	2 4			増減資等の内容レコードの作成対象外	
28	取得条項付新株予約権等の全部取得	振替株式等を交付			○				○			○	○		○		○	決議会社の予約権	1	予約権取得－振	1 3	条項予約権全部	1 7		
29	取得条項付新株予約権等の全部取得	非振替株式等を交付			○				○						○	○		決議会社の予約権	1	予約権取得－抹	2 5			増減資等の内容レコードの作成対象外	
30	合併、株式交換等（新株予約権・承継あり）	振替新株予約権、振替C Bによる承継			○				○			○	○		○	○		消滅会社等の予約権	1	消滅会社－承継	2 8	C B等の承継△	1 9		
31	合併、株式交換等（新株予約権・承継なし）	非振替新株予約権、非振替C Bによる承継			○				○						○	○		消滅会社等の予約権	1	消滅会社－抹消	2 6			増減資等の内容レコードの作成対象外	
32	取扱廃止	上場廃止（分布不良、虚偽記載、親株の廃止、取扱期間終了等）							○						○	○	○	取扱廃止銘柄	1	取扱廃止－抹消	2 7			増減資等の内容レコードの作成対象外	
33	会社による請求	総株主通知請求（会社が、四半期会計期間の末日を一定の日とする包括的な請求を行った場合を除く。）									○					○		請求会社の株式	1	請求－株主通知	3 1			増減資等の内容レコードの作成対象外	
34	会社による請求	総新株予約権者通知請求									○						○	請求会社の予約権	1	請求－予約権者	3 3			増減資等の内容レコードの作成対象外	
35	会社による請求	総新株予約権付社債権者通知請求									○						○	請求会社のC B	1	請求－C B通知	3 4			増減資等の内容レコードの作成対象外	
36	定時株主総会、期末配当		○													○		全銘柄の株式	4	決算期末△△△	8 0			増減資等の内容レコードの作成対象外	
37	中間期末（中間配当基準日以外）	会社が、四半期会計期間の末日を一定の日とする包括的な総株主通知の請求を行った場合を含む。				○										○		全銘柄の株式	4	中間決算期末等	8 1			増減資等の内容レコードの作成対象外	
38	中間配当等の基準日（定款記載の四半期を含む。）		○													○		基準日が到来した株式	4	中間決算期末等	8 1			増減資等の内容レコードの作成対象外	
39	期中配当（定款不記載）		○													○		決議会社の株式	1	その他△△△△	3 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	
40	臨時株主総会		○													○		決議会社の株式	3	臨時株主総会△	8 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	
41	政令委任事項	裁判所による会社更生法に基づく一定の日の設定								○						○		裁判所の指定する株式	1	その他△△△△	3 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	
42	振替機関の指定の効力喪失								○						○	○		全銘柄の株式	1	その他△△△△	3 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	
43	振替機関の指定の取消し								○						○	○		全銘柄の株式	1	その他△△△△	3 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	
44	その他の基準日	上記以外の権利の確定のための基準日	○													○		基準日が到来した株式	1	その他△△△△	3 2			増減資等の内容レコードの作成対象外	

※ 1 画面表示（１）は、口座振替端末（統合W e b 端末）の「総株主通知提出対象銘柄」画面又は「総新株予約権付社債権者通知提出対象銘柄」画面における表示内容、画面表示（２）は「増減資等の内容（株式）」画面又は「増減資等の内容（新株予約権付社債）」における表示内容をそれぞれ示す。

※ 2 （削除）

※ 3 項番26及び項番27については、項番22又は項番23との組合せによって使用される。このとき、「総株主通知日程案内」及び口座振替端末における表示は、項番22又は項番23の内容が優先的に適用され、項番26及び項番27の内容は、別途、機構報等に掲載して通知することになる。

※ 4 新株式数申告、配分明細通知欄の「●」は、対等合併等である場合（1対1の割当比率により同種の振替株式等が割り当てられる場合）には、これらの事務処理が発生しないことを示す。

個別株主通知における運用上の留意点等について（案）

項 目	内 容	備 考
1. 受付番号に関する取扱い	【論点】個別株主通知に係る受付番号については、原則として各申出受付機関が自由に付番することとしているが、システム処理・事務運営を適切に行うために、以下の点に留意する必要がある。	
(1) 受付番号の桁数について	○ 申出受付機関が個別株主通知の請求の取次ぎに際して付番する受付番号は 14 桁とし、申出受付機関は、加入者に対して交付する「個別株主通知申出受付票」（仮称）にもその 14 桁の受付番号を記載するものとする。【参考 5－1：左】 （注 1）受付番号の付番方法は、申出受付機関の任意であるが、同一の申出受付日において同一の受付番号を付番してはならない。なお、同一の申出受付日において同一の受付番号を含む「個別株主通知の申出取	※ 申出受付機関が機構に対して通知する「個別株主通知の申出取次ぎデータ」では、付番した 14 桁の受付番号の前に「00」を付加した 16 桁の番号を「受付番号」として通知する。 ※ システム上の「受付番号」の上 2 桁は、各申出受付機関において付番された「受付番号」が重複した場合であってもシステム処理を正常に行うために利用する。 ※ 機構から会社に対して通知される「個別株主通知データ」における 16 桁の「受付番号」のうち、下 14 桁と申出受付機関が加入者に対して交付する「個別株主通知申出受付票」に記載された 14 桁の受付番号は同一となる。 ※ 下位機関を有する口座管理機関では、さらに次の 1.（2）に掲げる留意点を参考に受付番号を付番しなければならない

項 目	内 容	備 考
	次ぎデータ」を機構に対して通知した場合には、機構は、機構におけるシステム処理が後順位になったものについて、その通知がなかったものとして処理を行わずに「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を破棄する（エラー通知は行わない）。	い。
(2) 下位機関を有する口座管理機関での受付番号の付番上の留意点	○ 下位機関を有する口座管理機関は、受付番号の付番の際、同一の申出受付日において下位機関を含めて同一の受付番号を付番してはならない。 【参考5－1：右】 (注2) 上位機関と下位機関との間で受付番号が重複しないように付番ルールを取り決めるか、上位機関で受付番号の付番を一括して行うか等、当事者間で具体的な取扱いの調整が必要となる。	
(3) 機構加入者が個別株主通知の申出を行う場合の取扱い【参考5－2】		※ 間接口座管理機関が個別株主通知の申出を行う場合には、本取扱いの適用とはならない（間接口座管理機関はその直近上位機関の加入者であり、通常の取扱いとなる。）。
a. 機構への事前通告	○ 機構加入者は、会社に対して少数株主権等を行使しようとするときは、あらかじめ機構に対してその旨及び申出予定日を「個別株主通知申出予定日通知書」（仮称）により通告するものとする。	
b. 機構における受付番号の付番	○ 機構は、「個別株主通知申出予定日通知書」による通告を受けた場合、速やかに受付番号を付番し、機構加入者に対してその番号を通知するものと	

項 目	内 容	備 考
c. 機構加入者の申出	する。 ○ 機構加入者は、機構から通知された受付番号をもとに「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を通知する方法により、個別株主通知の申出を行うものとする。	※ 「個別株主通知の申出取次ぎデータ」は、当該機構加入者が申出の取次ぎを行った口座管理機関加入者の個別株主通知請求と混在するかたちで通知することとなるが、受付番号は機構において付番したものを利用することとなる。
d. 機構加入者への「個別株主通知申出受付票」の交付	○ 機構は、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日に、機構加入者に対して「個別株主通知申出受付票」を交付するものとする。	※ 交付の方法は、原則として郵送の方法によって行うことを想定している。
2. 「個別株主報告データ」の作成上の留意点	【論点】「個別株主報告データ」の作成方法について、間違いが発生し易いと思われる内容を留意点として以下にまとめた。	※ 情報提供請求に係る報告を行う際にも同様の取扱いとする。
(1) 申出省略機構加入者から特別株主管理事務の委託を受けている場合の取扱い		
a. 自己の加入者に係る数の報告	○ 自己の加入者に係る数を報告する際には、振替口座簿の記録に、委託対象株式数を合算して個別株主報告データを作成するものとする。【参考5－3：中央】	
b. 間接口座管理機関	○ 間接口座管理機関の加入者に係る数を報告する際には、下位機関からの	

項 目	内 容	備 考
の加入者に係る数の報告	報告データに委託対象株式数を合算して個別株主報告データを作成するものとする。【参考5－3：右】	
c. 機構加入者の自己口に係る数の報告	○ 機構加入者の自己口に記録された数量について、申出省略機構加入者への担保差入れを行い、特別株主管理事務の委託を受けているときは、当該委託対象株式数について個別株主報告データを作成するものとする。【参考5－3：左】	※ 報告すべき数量は、委託対象株式数のみであり、機構加入者の自己口に記録されている数量等については、機構が報告データを作成する。
(2) 口座管理機関の加入者の口座に質権株式と譲渡担保株式の双方が記録されている場合の取扱い	○ 口座管理機関の加入者の口座に質権の目的である株式と譲渡担保の目的である株式が同時に記録されているときは、個別株主報告データの作成に際して、双方の数量を合算するものとする。【参考5－4】	※ 登録株式質権であるか否かの区別もすることなく、合計数で個別株主報告データを作成する。 ※ 合算は、「個別株主報告依頼データ」にて通知される加入者口座コード及び記録先加入者口座コード毎に行うものとする。
3. 申出株主に対する「個別株主通知済通知書」の記載内容に関する取扱い	【論点】 口座管理機関が機構から個別株主通知済通知を受領したときの取扱いについて、未決事項を整理する。 ○ 口座管理機関は、機構から個別株主通知済通知を受領したときは、機構の定める事項を含む「個別株主通知済通知書」（仮称）を申出株主に対して交付するものとする。	※ 担保として記録している場合であっても、その担保権者ではなく、申出株主に対して通知することとなる。 ※ 申出株主は、本通知をもって、会社に対して個別株主通知がされた旨を把握す

項 目	内 容	備 考
	○ 「個別株主通知済通知書」には、申出受付日の前営業日において申出受付機関又は報告依頼先機関が申出株主のために開設する口座に記録された当該申出株主の保有する振替株式等の数を記載しなければならない。	ることができる。 ※ 制度要綱では、「申出受付機関又は報告依頼先機関が機構に対して報告した申出株主の振替株式の数」を通知することとしていたが、その内容として、過去の履歴を含まずに申出受付日の前営業日の数（会社に対して個別株主通知として通知される一番最近の日の数）のみとする。 ※ 申出株主に対して過去の履歴を含めて通知することを排除するものではない。

以 上

受付番号の付番例 (参考)

＜間接口座管理機関の口座を開設していない場合＞

○ 直接口座管理機関は、同一受付日において受付番号14桁が重複しないように付番しなければならない。

1	2	3	4	Y	Y	M	M	D	D	0	0	0	1
店舗コード (4桁)				年月日 (6桁)						店舗毎の 当日の通番 (4桁)			

※ 店舗を 10,000個まで区別できる。

※ 各店舗で 1日 10,000件まで受付できる。

※ 日付の区別は、100年分できる。

＜間接口座管理機関の口座を開設している場合＞

○ 直接口座管理機関は、下位の間接口座管理機関を含めたグループ全体で、同一受付日において受付番号14桁が重複しないように付番しなければならない。

⇒ グループ内の固有コードと桁数のみ取り決め、残る桁に係る付番は口座管理機関毎にまちまちルールとする運用もあり得る。

X	X	1	2	3	4	M	M	D	D	0	0	0	1
グループ内の 固有コード (2桁)		店舗コード (4桁)				月日 (4桁)				店舗毎の 当日の通番 (4桁)			

※ グループ内で口座管理機関を 100個まで区別できる。

※ 店舗を 10,000個まで区別できる。

※ 各店舗で 1日 10,000件まで受付できる。

※ 日付の区別は、1年分。

X	X	1	2	3	Y	M	M	D	D	0	0	0	1
グループ内の 固有コード (2桁)		店舗コード (3桁)			年月日 (5桁)					店舗毎の 当日の通番 (4桁)			

※ グループ内で口座管理機関を 100個まで区別できる。

※ 店舗を 1,000個まで区別できる。

※ 各店舗で 1日 10,000件まで受付できる。

※ 日付の区別は、10年分。

X	1	2	3	Y	Y	M	M	D	D	0	0	0	1
グループ内の 固有コード (1桁)		店舗コード (3桁)			年月日 (6桁)						店舗毎の 当日の通番 (4桁)		

※ グループ内で口座管理機関を 10個まで区別できる。

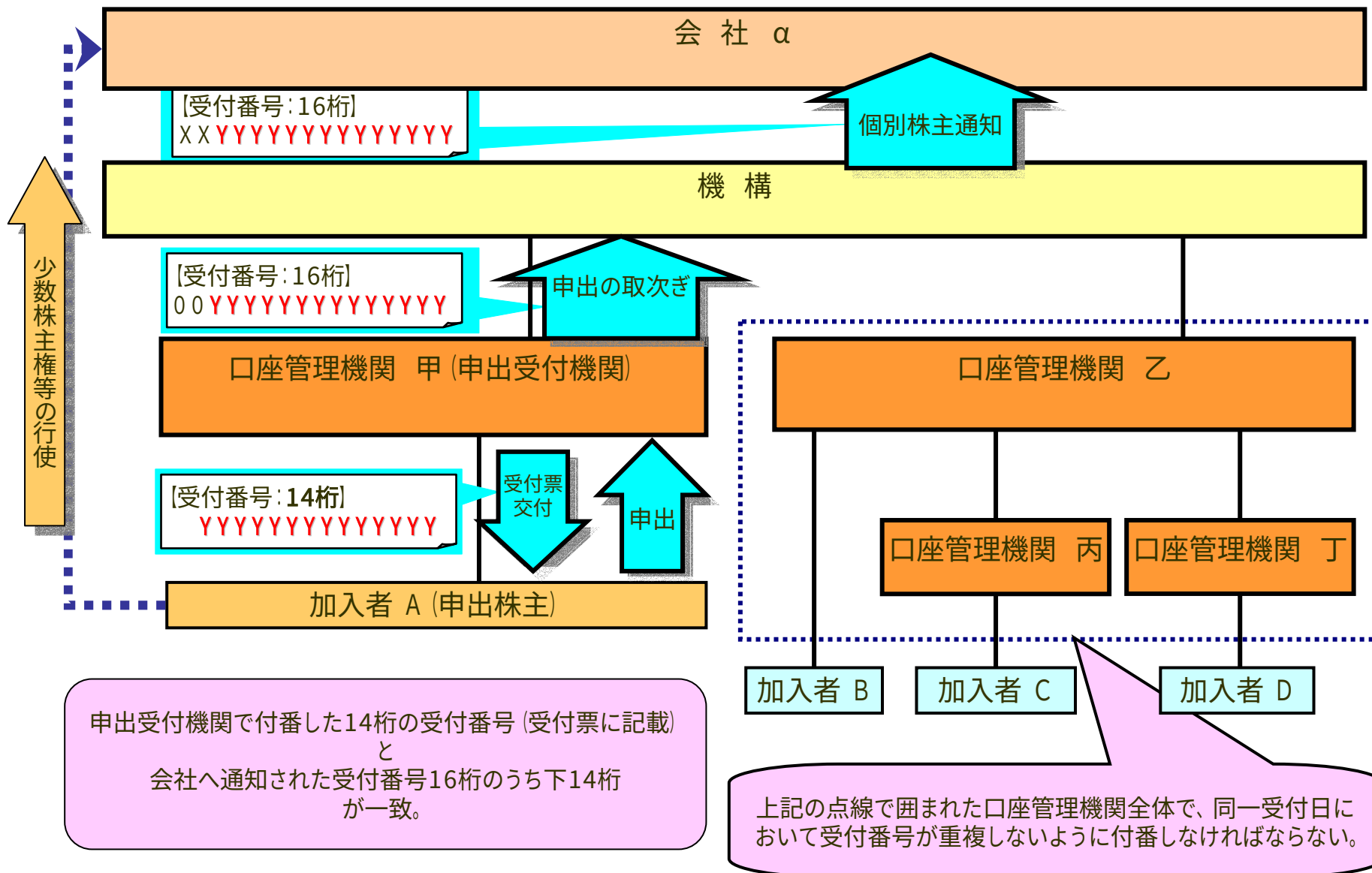
※ 店舗を 1,000個まで区別できる。

※ 各店舗で 1日 10,000件まで受付できる。

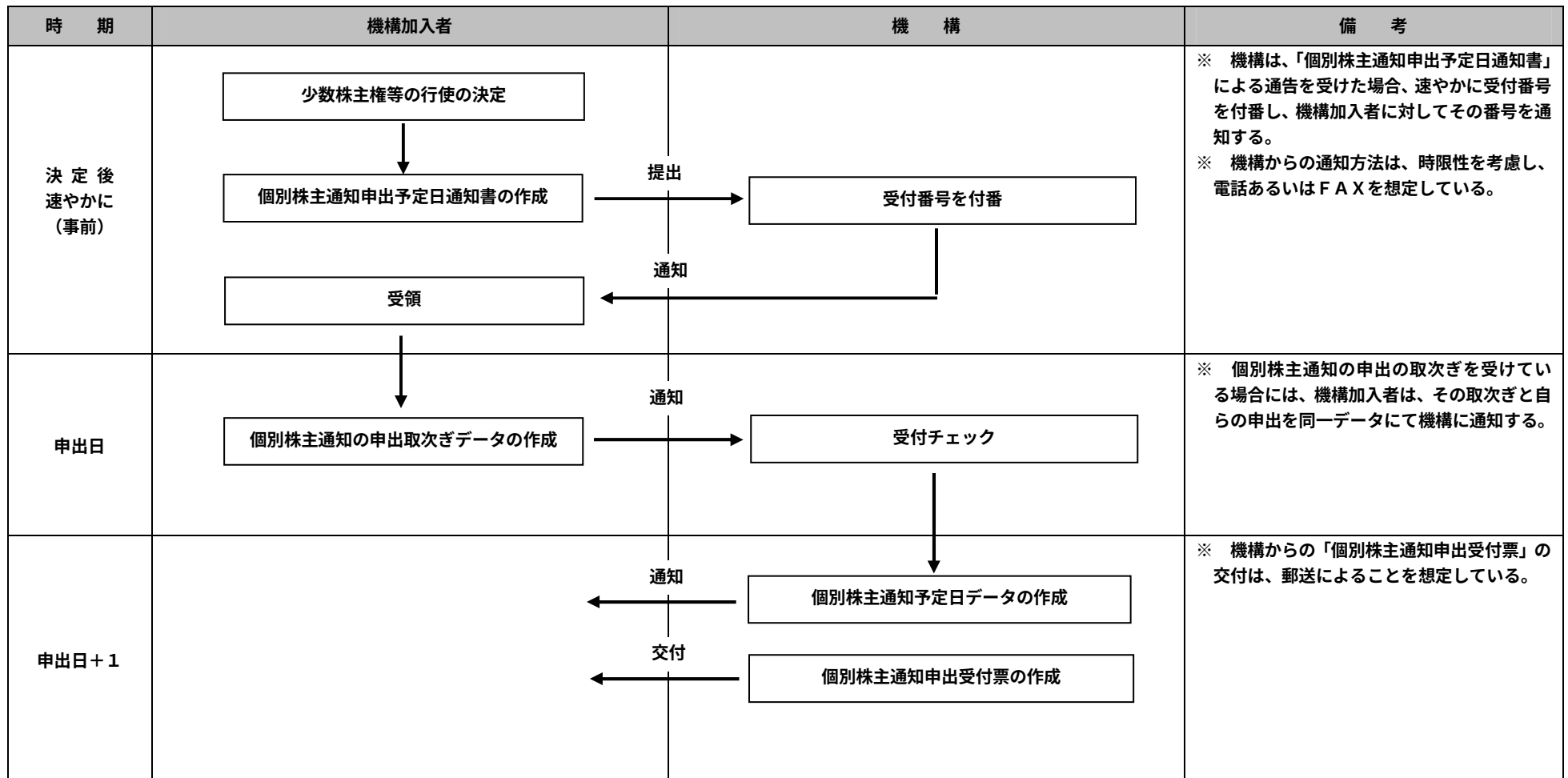
※ 日付の区別は、100年分できる。

個別株主通知の受付番号

参考1



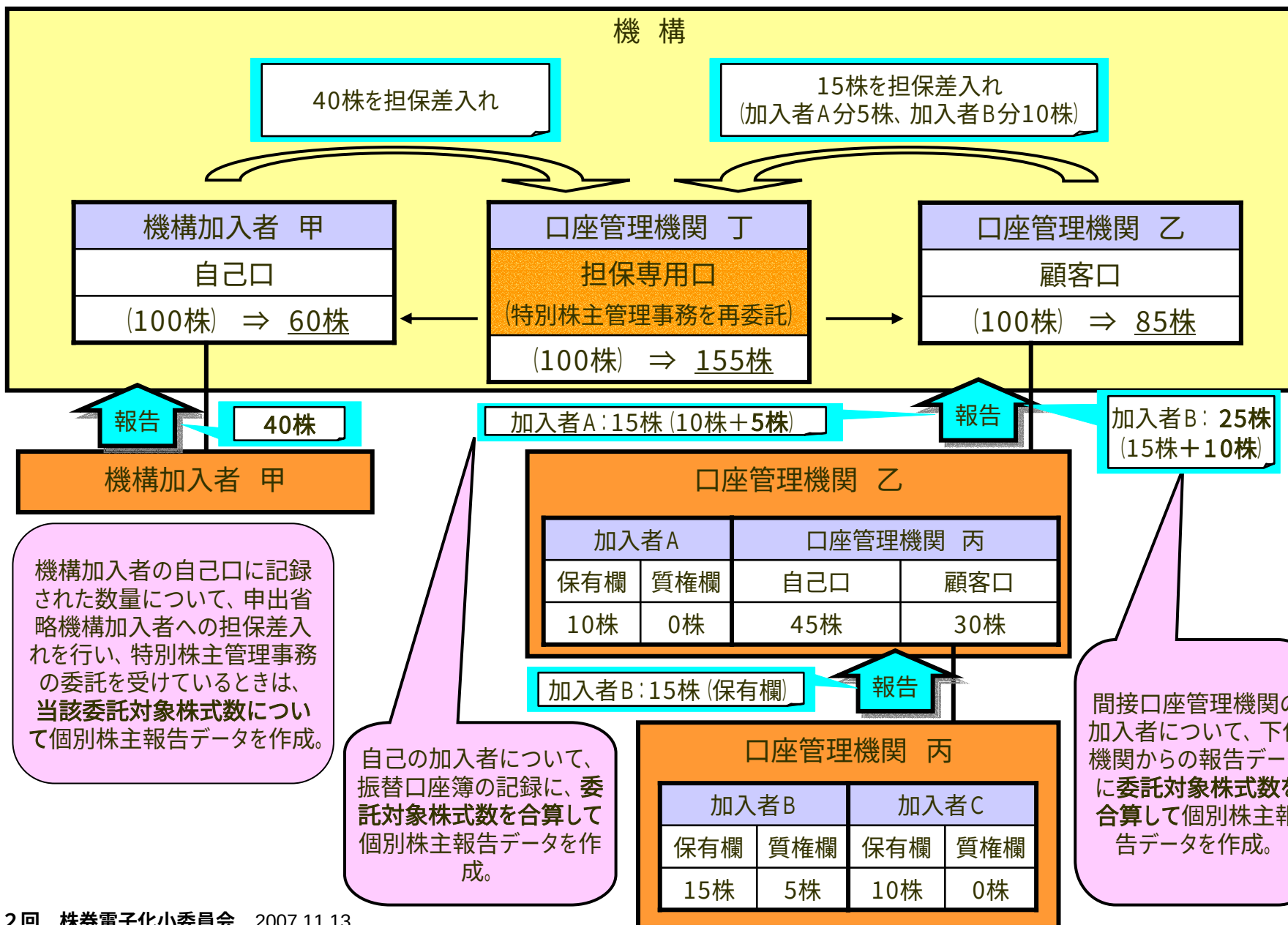
機構加入者が個別株主通知の申出を行う場合の機構に対する個別株主通知の申出フロー（イメージ）



以 上

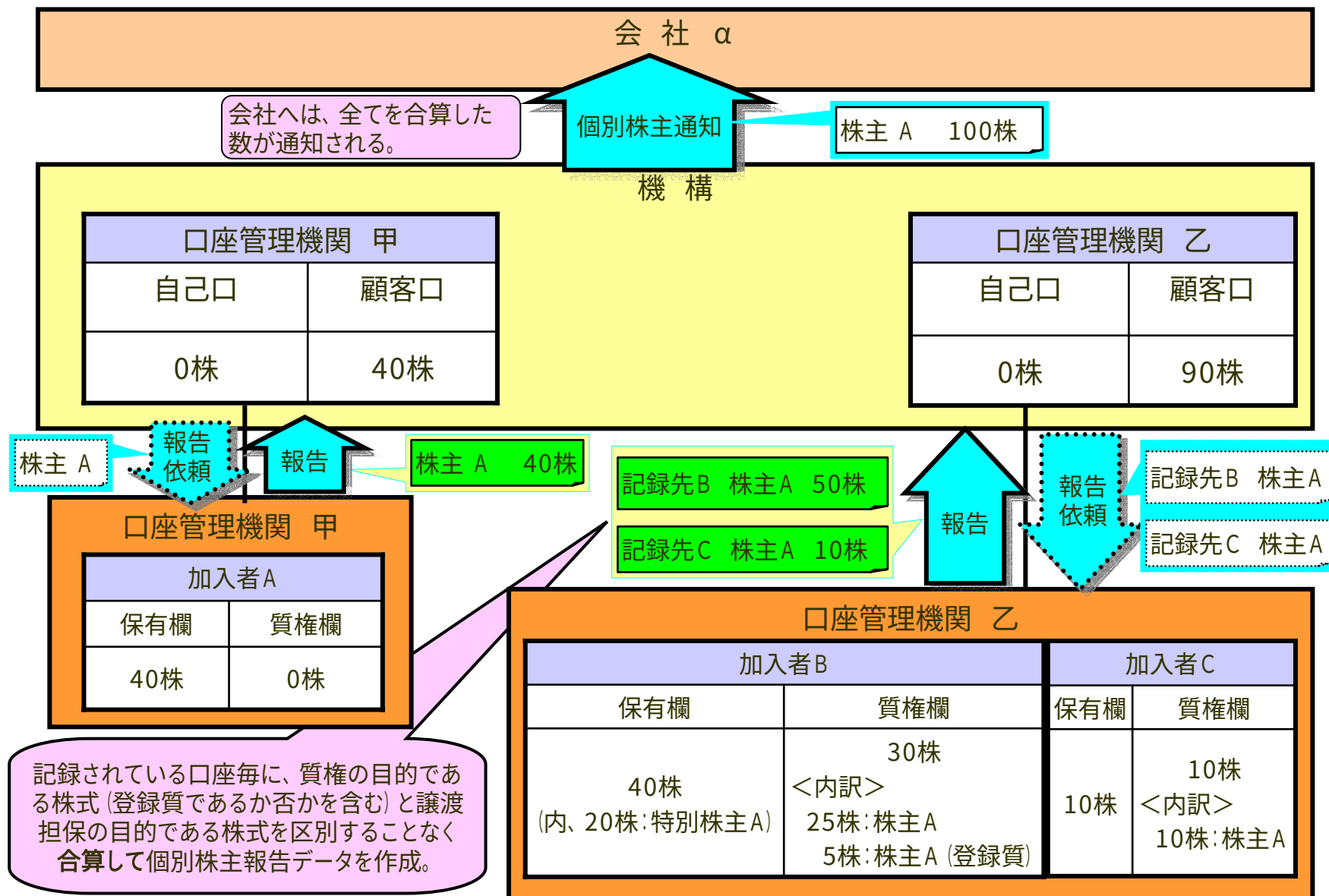
個別株主報告データの作成 (1)

参考3



個別株主報告データの作成 (2)

参考4



情報提供請求に関する運用上の留意点等について（案）

項 目	内 容	備 考
1. 対象加入者の指定方法に関する取扱い	○ 会社は、機構を通じて行う振替口座簿の情報提供請求において、株主等照会コードにより対象加入者を特定する方法のほか、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部を指定することにより、機構に対象加入者を特定させる方法を利用することができる。	※ 株券等の電子化に係る制度要綱 参考資料編 資料 25-2 を参照。
(1) 株主等照会コードにより対象加入者を特定して行う情報提供請求に係る取扱い	○ 会社が情報提供請求を行う場合に利用できる「株主等照会コード」は以下のいずれかに該当するものに限るものとする。 イ. 直前の総株主通知において通知された株主に係るもの ロ. 直前の総株主通知後に個別株主通知により通知された株主に係るもの	※ 会社は、総株主通知や個別株主通知からではなく、情報提供請求のみによって知り得た株主に係る「株主等照会コード」を利用して、情報提供請求を行うことはできない。なお、対象加入者の氏名又は名称及び住所を利用して情報提供請求を行う場合には、「株主等照会コード」のような利用制限はない。
(2) 対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定して行う情報提供請求に係る取扱い a. 原則的な取扱い	○ 会社は、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により情報提供請求を行うときは、加入者情報の標準化ルールその他の機構が定める運用上の取扱いにしたがって、対象加入者の氏名又は	※ 機構は、あらかじめ同一の文字として取り扱う旨を定めた異形字その他の表記の揺れについては、同一の情報として処

項 目	内 容	備 考
b. 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要がある場合における対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の指定方法 c. 氏名又は名称及び住所を指定した請求に係る運用上の取扱い等 (a) 機構が対象加入	名称及び住所の全部を機構に通知しなければならない。 ○ 会社は、株主と自称する者が株主であるかを確認するために必要がある場合において、機構に対して情報提供請求を行うときは、前 a. にかかわらず、次に掲げる方法により対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定することができるものとする。 イ. 対象加入者となるべき者についてカナ氏名又はカナ名称が登録されているとき 対象加入者となるべき者の氏名又は名称の指定に代えて、その「カナ氏名又はカナ名称」を指定する方法 ロ. 対象加入者となるべき者が自然人であって、その氏名が日本語で表記されている者であるとき 対象加入者となるべき者の氏名の全部の指定に代えて、その「姓（名字）」（対象加入者となるべき者について、そのカナ氏名が登録されている場合は、「カナ姓」を含む。）を指定する方法 ハ. 対象加入者となるべき者が日本国内に居住する者であるとき 対象加入者となるべき者の住所の全部の指定に代えて、その住所のうち的前方の一部を指定する方法（この場合において会社は、少なくとも、都道府県及び市区郡町村までに相当する内容を指定することを要するものとする。） ○ 会社が対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定	理を行う。 ※ 会社の情報提供請求の事由が、「株主と自称する者が株主であるかを確認するために必要がある場合」に該当しないときは、左記の取扱いによる情報提供請求を行うことができない。 ※ 対象加入者となるべき者の氏名が英字で表記されている場合及び対象加入者となるべき者が法人である場合については、左記ロ. の取扱いの対象外となる。 ※ 対象加入者となるべき者の住所が日本国外に存在している場合については、左記ハ. の取扱いの対象外となる。 ※ 株主の属性別の取扱いについては別添 1 を参照。また、氏名又は名称及び住所の指定方法の詳細については別添 2 を参照。 ※ 機構のシステム処理上の負荷を検討し

項 目	内 容	備 考
者として特定した者の数の上限に係る取扱い (b) 受付番号による請求の特定	して、機構に対象加入者を特定させる方法により情報提供請求（全部情報）又は情報提供請求（部分情報）を行った場合であって、当該請求に基づいて機構が対象加入者として特定した者の数が、（株主等照会コード単位で）<u>500名</u>を超えたときは、当該請求をエラーとする。 ○ 会社は、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定して情報提供請求を行った場合、請求受付時に機構から通知（加入者情報 Web 端末の画面上に表示）される受付番号を、機構から通知される「対象加入者保有株式数データ」（情報提供請求（部分情報）に係る請求の場合）又は「振替口座簿記録事項提供予定日データ」（エラー通知データを含む。）及び「振替口座簿記録事項通知データ」（情報提供請求（全部情報）に係る請求の場合）の特定のために、適切に管理するものとする。	た結果、請求によって特定された者の数に上限を定める。 ※ 上限に抵触した場合、機構は、請求に係る受付処理時において、加入者情報 Web 端末の画面に「機構が対象加入者として特定した者の数が上限を超えた旨」を表示して会社にエラーを通知する。 ※ 加入者情報 Web 端末では、請求日の翌営業日以降において、請求時に入力した内容を確認することはできない（操作ログの取得は可能であるが、画面上で事後的に請求内容を確認することはできない。）。
2. 情報提供請求（全部情報）における請求取次先機関の範囲に係る取扱い	○ 機構は、会社からの情報提供請求（全部情報）に基づいて行う「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」の通知に際し、会社の指定する請求対象期間中において、対象加入者のために口座を開設していた口座管理機関のほか、当該請求対象期間後に、機構に対象加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（削除）」（口座の再開を内容とするものに限る。）を通知した口座管理機関についても、請求取次先機関の範囲に含めて取り扱う。	※ 「加入者情報データ（新規登録）」の通知は、口座に振替株式等の数が記録された日から5営業日以内に行うことを原則としており、機構に当該データを通知した日と、実際に加入者の口座が開設され、当該口座に振替株式等の数が記録された日が一致しないことが想定されるため、

項 目	内 容	備 考
		左記のとおり取り扱う。 ※ 別添3を参照。
3. 対象加入者保有株式数報告データの通知に係る標準処理時間等の取扱い (1) 趣旨 (2) 請求取次先機関における標準処理時間	○ 情報提供請求（部分情報）の処理については、「請求取次先機関は、機構から「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受けたときは、速やかに（原則として、請求受付日の当日中に）、「対象加入者保有株式数報告データ」を機構に対して通知」し、「機構は、すべての請求取次先機関からの「対象加入者保有株式数報告データ」の収集が完了したときは、直ちに、会社に対して「対象加入者保有株式数通知データ」を通知する」ことを想定している。【制度要綱 参考資料編 25－2】 ○ 当該請求に係る処理は、すべて日中の加入者情報Web端末のオンライン時間帯において行われる必要があり、会社からの請求に基づいて、「原則として、請求受付日の当日中」に、「対象加入者保有株式数通知データ」を通知するため、次の（2）から（4）までに掲げる内容を運用上の合意事項とする。 ○ 請求取次先機関は、機構から「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の通知を受けたときから、原則として、●時間を経過するときまでに、機構に対して「対象加入者保有株式数報告データ」を通知するものとする。【論点1】	※ （2）及び（4）の内容をとりまとめたイメージ図は、別添4を参照。 ※ 対象加入者が「株主であるか否か」を迅速に把握したいとの趣旨を踏まえて、会社が請求を行ってから、機構がレスポンスを行うまでの所要時間について、運

項 目	内 容	備 考
(3) 大量の請求の取次ぎが行われた場合の取扱い	○ 上記(2)にかかわらず、一の請求取次先機関が同一日に機構から受領した「情報提供請求(部分情報)取次ぎデータ」の件数が●●件を超えたときは、当該請求取次先機関は、当該●●件を超えた件数に係る「対象加入者保有株式数報告データ」を、請求受付日の翌営業日までに機構に通知することができるものとする。【論点2】	用上の目安を設けるものとする。 ※ 機構は、「情報提供請求(部分情報)取次ぎデータ」の通知時刻から●時間を経過しても、なお請求取次先機関から「対象加入者保有株式数報告データ」の通知がないときは、当該請求取次先機関に対して報告の督促を行う。 ※ 会社からの請求の件数が、各請求取次先機関において迅速に処理可能な件数を超えた場合には、請求受付日の翌営業日までに報告を行う。【制度要綱 参考資料編 25-2】 ※ 機構は、一の請求取次先機関に対する「情報提供請求(部分情報)取次ぎデータ」の通知件数が●●件を超えたときは、直ちに、会社に対する「対象加入者保有株式数通知データ」の通知が当日中に行えない可能性がある旨を機構 Target に掲載して周知する。
(4) 会社による請求の受付時限	○ 会社が、請求受付日当日に「対象加入者保有株式数通知データ」の通知を受けるための「情報提供請求(部分情報)」の受付時限を●時とする。【論点3】	※ 前(3)に該当しない場合でも、会社が、●時を経過して行った「情報提供請求(部分情報)」については、(2)の請

項 目	内 容	備 考
		求取次先機関における標準処理時間との関係で、請求受付日当日中に「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されない場合がある。 ※ 加入者情報Web端末による請求データの inputs は、午後3時30分まで行うことができる。
4. 請求取次先機関が定めた費用の請求等に係る取扱い (1) 口座管理機関による情報提供料の請求方法 (2) 情報提供料の料率に係る届出	○ 振替法第277条は、振替口座簿記録事項に係る情報提供の請求に際して請求者が「直近上位機関が定めた費用」を支払うことを要するものとしている。 ○ 株式等の振替制度では、加入者の口座の所在を会社に対して明らかにしない目的で（担保の匿名性確保の観点から）、機構が会社による情報提供請求を口座管理機関に取り次ぐスキームを採用していることを踏まえ、上記の費用についても、機構が請求取次先機関の定めた費用（以下「情報提供料」という。）を当該請求取次先機関に代わって機構が会社に請求するものとする。 ○ 口座管理機関は、会社からの情報提供請求に基づいて行う振替口座簿の情報提供に係る情報提供料（振替法第277条の「費用」）を定めたと	※ 振替法は、請求に際して請求者が費用負担を行うことを定めているが、機構を通じた情報提供料の請求は、会社による情報提供請求に係る事務処理の結果に基づいて行う。 ※ 間接口座管理機関による届出は、その上位機関である直接口座管理機関を通じ

項 目	内 容	備 考
(3) 機構による情報提供料一覧の公示	きは、速やかに、書面により、機構にその内容を届け出るものとする。 ○ 機構は、前（１）により口座管理機関から届出を受けた情報提供料に係る料率を、機構 Target に掲載して、会社へ通知する。	て行うものとする。 ※ 平成 20 年（2008 年）春から、会社に対しても機構 Target の閲覧権限が付与される見込み。

以 上

対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定した情報提供請求の取扱い

○ 対象加入者となるべき者の属性別の氏名又は名称及び住所の一部を指定した請求の可否

対象加入者となるべき者の種別	一部の情報による指定の可否	
	氏名又は名称※2	住所
国内に居住する自然人（居住者）	○※3	○
国外に居住する自然人（非居住者）	△※4	×※6
内国法人※1	△※5	○
外国法人	×※6	×※6

※1 法人格のない団体の名称により加入者の口座が開設されている場合及び会社法上の外国会社として登記された外国法人を含む。

※2 会社は、加入者の口座が共有に属する場合、共有代表者の氏名により対象加入者となるべき者の指定を行う。

※3 カナにより表記された国内に居住する外国人の氏名については、一部の情報による指定が可能。なお、対象加入者となるべき者が外国人であるときは、ファミリーネームを「姓」、ファーストネームやミドルネームその他を「名」として取り扱う。

【入力例】

姓	名
ブッシュ	ジョージ ウォーカー

※4 英字により表記された国外に居住する自然人の氏名については、一部の情報による指定を行うことができない（例外的に氏名が漢字又はカナで表記されている場合を除く。）。

※5 法人の名称については、一部の情報による指定を行うことができない。なお、法人種別を省略若しくは法人種別の記載位置を特定しない形式又はカナ名称による指定が可能（カナ名称の指定は、カナ名称が機構の株主等通知用データに登録されている場合に限る。）。

【入力例】（法人種別を除外した名称のみを入力することが可能）

名 称
ショウケンホカンフリカエキコウ

※6 英字で表記された外国法人の名称及び外国住所については、一部の情報による指定を行うことはできない。

以 上

対象加入者となるべき者の氏名及び住所の一部の指定方法について

○ 一部の情報による対象加入者となるべき者の指定の具体的な方法

会社が対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定する方法により情報提供請求を行った場合の、機構における対象加入者の特定は、機構が株主等通知用データにおいて事前に登録した検索用の情報と、会社の指定内容との一致を判定する方法により行う。

機構における検索用の情報の事前登録は、氏名については「姓（カナ姓を含む。）」及び「名（カナ名を含む。）」の2項目、住所については、「都道府県」、「市区郡町村（政令指定都市については、「市」及び「区」）」、「大字・通称名」、「字・丁目」、「番地」、「号」、「部屋番号」の7項目に区分して行い、会社の指定内容との一致は、原則として、それぞれ前方部分からの項目ごとの完全一致により判定する。なお、検索用の情報の事前登録は、機構が各種の「加入者情報データ」を口座管理機関から受信する都度行うため、会社の請求時期によって対象加入者の特定結果が異なることがある。

【氏名の入力例】（保振太郎（ホフリタロウ）の入力例）

	姓	名
○	保振	-
×	-	太郎
○	ホフリ	-
×	ホフ	-

必須入力項目

【住所の入力例】

	都道府県	市区郡町村	大字・通称名	字・丁目	番	号	部屋番号
○	千葉県	千葉市中央区	新千葉	1丁目	1	1	-
×	-	-	新千葉	1丁目	-	-	-
○	千葉県	千葉市	-	-	-	-	-

以 上

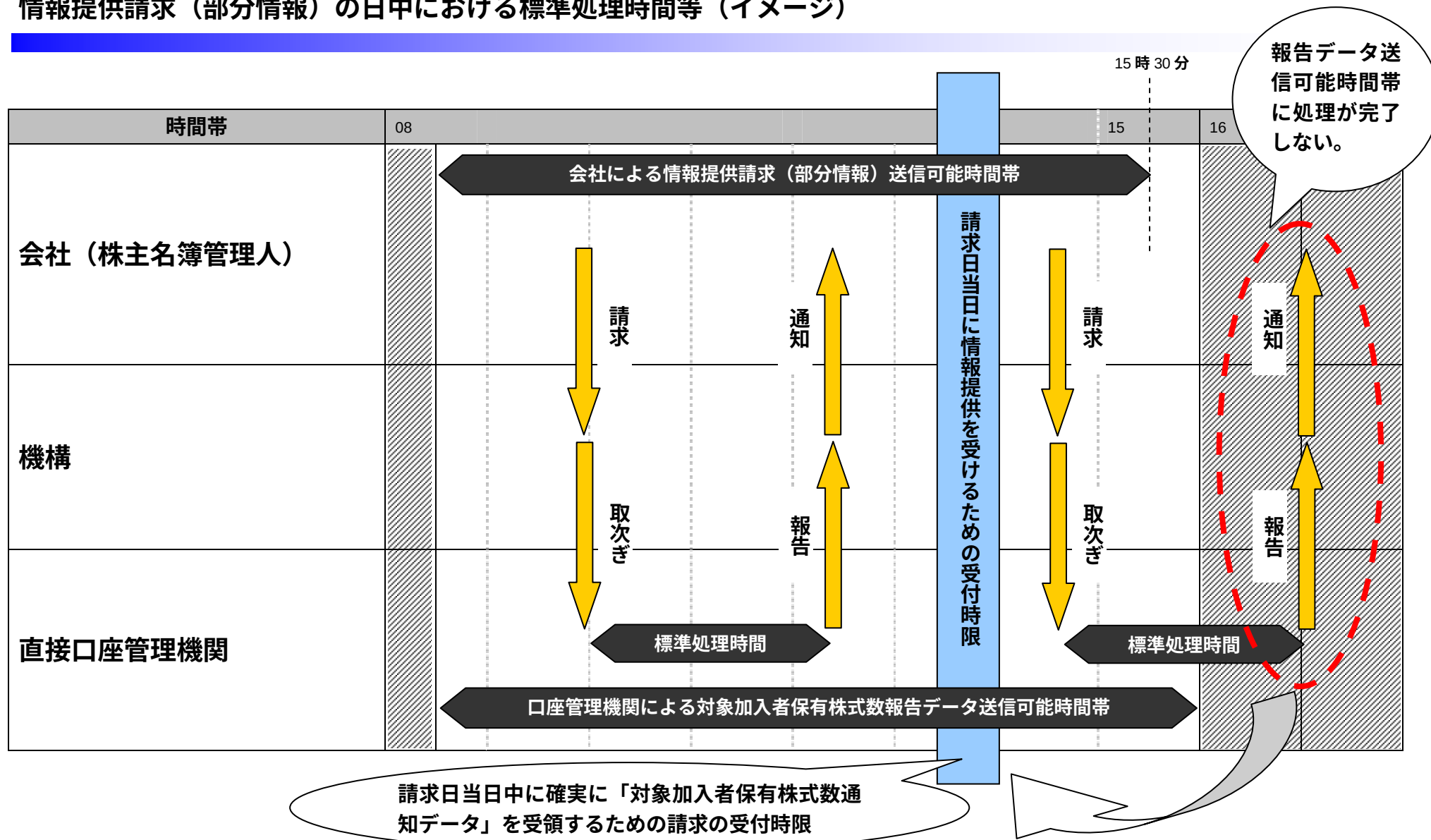
情報提供請求（全部情報）における請求取次先機関の範囲（イメージ）

■ 機構は、会社からの「情報提供請求（全部情報）」に基づく請求取次先機関の判定につき、以下のとおり取り扱う。

対象加入者の口座	時間の経過	請求取次ぎに係る判定
	会社の指定する請求対象期間 請求受付日	
パターン①	機構において加入者口座情報が有効であった期間（以下同じ。） ▲ 加入者情報の新規登録	請求取次ぎ
パターン②	▲ 加入者情報の新規登録	請求取次ぎ
パターン③	▲ 加入者情報の削除	請求取次ぎ
パターン④	▲ 加入者情報の新規登録 ▲ 加入者情報の削除	請求取次ぎ
パターン⑤	▲ 加入者情報の削除	請求を取り次がない
パターン⑥	▲ 加入者情報の削除 ▲ 加入者情報の削除（再開）	請求取次ぎ
パターン⑦	▲ 加入者情報の新規登録	請求取次ぎ
パターン⑧	▲ 加入者情報の削除 ▲ 加入者情報の削除（再開）	請求取次ぎ

以上

情報提供請求（部分情報）の日中における標準処理時間等（イメージ）



配当金振込指定の単純取次ぎに関する運用上の留意点等について（案）

項 目	内 容	備 考
1. 配当金振込指定取次ぎデータの訂正等に関する取扱い	○ 口座管理機関が「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知した日の翌営業日以降に通知内容の訂正又は取消しを行おうとする場合の運用上の取扱いを以下のとおりとする。	※ 口座管理機関は、「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知した日当日に通知内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、通知内容を反映したデータを機構に再通知する方法による。
(1) 背景	○ 口座管理機関が機構に通知した「配当金振込指定取次ぎデータ」の内容は、通知日の翌営業日に「配当金振込指定データ」として会社（株主名簿管理人）に通知され、会社はこれに基づいて配当金振込株主の管理を行う。そのため、口座管理機関が当初の「配当金振込指定取次ぎデータ」の通知日の翌営業日以降に、その内容の訂正又は取消しを行う場合には、会社において通知前のデータへの復元等の対応が必要となる場合がある。	
(2) 運用上の取扱い a. 口座管理機関による事前通告等	○ 口座管理機関は、機構に対して「配当金振込指定取次ぎデータ」の通知を行った日の翌営業日以降に、「配当金振込指定取次ぎデータ」の訂正又は取消しを要する事情が生じたときは、 <u>速やかにその旨を機構に通告するとともに、次の区分に応じて、それぞれに掲げる措置をとるものとする。</u> イ. 訂正の内容が振込先口座に係るものである場合	※ 左記の通告は、電話連絡等によることを想定する。 ※ 「イ. 訂正の内容が振込先口座に係るものである場合」とは、例えば、振込先口座の口座番号や口座名義人の誤通知等の場合をいう。

項 目	内 容	備 考
b. 機構による補正データの提供	口座管理機関は、速やかに訂正後の内容を反映した「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知する。 ロ. 訂正の内容が配当金振込指定を行う加入者又は配当金振込指定の対象となる銘柄に係るものである場合 口座管理機関は、訂正前の「配当金振込指定取次ぎデータ」と同一の加入者口座コード及び銘柄コードを指定して、配当金振込指定の取消しに係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知するとともに、訂正後の内容の「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知する。 ハ. 配当金振込指定取次ぎの取消しを行う場合 口座管理機関は、訂正前の「配当金振込指定取次ぎデータ」と同一の加入者口座コード及び銘柄コードを指定して、配当金振込指定の取消しに係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知する。 ○ 機構は、前 a. の通告を受けたときは、速やかにその旨を会社へ通知するとともに（前 a. イ. に該当する場合であって、配当金振込指定の対象となる加入者が直前の総株主通知のときにおいて会社に株主として通知された者でなかった場合を除く。）、必要に応じて、会社における配当金振込株主の管理内容の復元を行うための情報の提供を行う。	
2. 会社が同一日に同一の株主に係る複数の配当金振込指定データを受領し	○ 株主が、複数の口座管理機関に対して、同一銘柄に関する配当金振込指定の取次ぎを請求した場合、結果的に、会社に複数の同一株主に係る「配当金振込指定データ」が通知されることが起こりうる。	※ その場合でも、異なる内容の振込先口座が会社へ通知されることは、通常、想定しがたいと思われる。

項 目	内 容	備 考
た場合の取扱い	○ 配当金振込指定については、原則として、後日付のものを適用することを想定しているところであるが、同一日に複数の「配当金振込指定データ」が通知された場合であって、それらによって指定された振込先口座等の内容が異なるものである場合には、会社において適切に対応するものとする。	
3. 口座名義人の氏名（漢字表記）に関する取扱い	○ 機構が会社へ通知する「配当金振込指定データ」では、現行実務における配当金振込指定書の記載事項を踏まえて、振込先口座の口座名義人の氏名を漢字とカナの双方で設定するものとしている。 ○ 一方、現行の会社（株主名簿管理人）における実務では、配当金振込指定株主に係るデータベースにおいて、口座名義人のカナ氏名のみを登録しており、実務上、配当金振込指定書に記載された口座名義人の漢字氏名は、カナ氏名の登録に際しての参考情報として利用されているに過ぎない。 ○ そこで、口座管理機関が機構へ通知する「配当金振込指定取次ぎデータ」中の「配当金振込先口座の口座名義人の氏名」項目及び「通帳名義人の氏名」項目については、データ設定を任意の取扱いとする。	※ 口座振替システムの「権利行使等請求ファイル」では、口座名義人のカナ氏名のみを通知するものとしている。 ※ 口座管理機関は、配当金振込先口座の口座名義人の氏名」項目及び「通帳名義人の氏名」項目の設定を省略するときは、「#####」（10 桁）を設定する。 ※ 「登録配当金受領口座の口座名義人の氏名」の取扱いについても同様とする。

以 上

「配当金振込指定取次ぎデータレコード」のデータレイアウト

項番	項目名		属性	桁数	編集内容
1	レコード区分		C	1	「D」をセットする。
2	レコード種別		C	1	「1」をセットする。
3	機構加入者コード		C	7	機構加入者コードをセットする。
4	銘柄コード		C	9	銘柄コードをセットする（前4桁はスペースとする。）。
5	加入者口座コード		C	21	加入者口座コードをセットする。
6	チェックデジット		9	1	加入者口座コードに係るチェックデジットをセットする。
7	場合 金融機関預金口座を指定する	配当金振込先口座の金融機関等コード	C	4	配当金振込先口座の金融機関等コードをセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
8		配当金振込先口座の店舗コード	C	3	配当金振込先口座の店舗コードをセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
9		配当金振込先口座の預金種目	C	1	配当金振込先口座の預金種目をセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
10		配当金振込先口座の口座番号	C	7	配当金振込先口座の口座番号をセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
11		配当金振込先口座の口座名義人の氏名	N(U)	200	配当金振込先口座の口座名義人の氏名又は名称をセットする。（注2）
12		配当金振込先口座の口座名義人のカナ氏名	C	38	配当金振込先口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称をセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
13	する場合 貯金口座を指定する	通帳記号	C	5	通帳記号をセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
14		通帳番号	C	8	通帳番号をセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
15		通帳名義人の氏名	N(U)	200	通帳名義人の氏名又は名称をセットする。設定しない場合は全角スペースとする。（注2）
16		通帳名義人のカナ氏名	C	38	通帳名義人のカナ氏名又はカナ名称をセットする。設定しない場合はスペースとする。（注1）
17	配当金振込先口座名義人区分		C	1	口座名義人が加入者本人であるか否かをセットする。（注1） 0：口座名義人が加入者本人、1：口座名義人が加入者本人以外の者
18	予備		C	25	スペース

注1．「単純取次ぎ方式」に係る配当金振込指定の取消を行う場合はスペースとする。

注2．「単純取次ぎ方式」に係る配当金振込指定の取消を行う場合は全角スペースとする。

以 上

株式数比例配分方式による配当金の支払い対象から除外する場合について（案）

1. これまでの整理

【第11回 株券電子化小委員会（平成19年5月10日開催分）資料2-2-1 別紙2】

3. 登録株式質権者に配当金受領権限がある旨の届出がある場合における株主に対する配当金の支払いに係る取扱い

- 会社は、質権が登録された株式について、登録株式質権者から当該登録株式質権者に配当金の受領権限がある旨の届出を受けた場合であって、当該届出が、会社の株主名簿に登録された質権設定者である株主の保有する株式のすべてについて当該登録株式質権者が配当金の受領権限を有することを内容とするものでないときは、機構から受信した当該株主に係る配当金振込指定の情報に基づいて、次に掲げるところにより、当該株主が受領すべき配当金の支払いを行う。

イ. 及びロ. (略)

ハ. 総株主通知データ（株主情報）、株主情報変更通知データ又は株主等照会コード変更通知データ（加入者の配当金振込指定方式として、株式数比例配分方式が指定されているものに限る。）

会社は、株主が受領すべき配当金の支払いを株式数比例配分方式では行わず、配当金領収証又は別に当該株主から指定された方法により行う。

※ この場合において、会社は、その旨をあらかじめ機構に通知するとともに、「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」の機構への通知に際して、当該株主への配当金支払予定額を「0」とする。

【株式等振替システム 株主通知関係データ接続仕様書（会社（TA）用）】

（e） 会社（TA）は、特定の株主に対する配当金支払予定額が0円となる場合であっても、その株主分のデータを作成する。

2. 株式数比例配分方式による配当金の支払い対象から除外する場合

株式数比例配分方式を利用する旨の配当金振込指定を行っている株主が、次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、会社は当該株主に係る配当金の支払いを当該方式では行わないものとする。

イ．登録株式質権者から配当金の受領権限がある旨の届出があった場合（株主が、保有する株式の全部又は一部について質権設定を行っている場合であって、当該質権設定された株式の全部又は一部について、質権者が総株主通知のときに登録株式質権者となるべき旨の申出を行っており、かつ、登録株式質権者が、質権が登録された株式の全部又は一部について、自らに配当金の受領権限がある旨の届出を会社に対して行ったとき）

ロ．会社法第 196 条第 1 項の規定（5 年以上継続して株主に対する通知又は催告が到達しない場合における株主に対する通知の省略）により、会社が株主に対する通知を省略することとなった場合

ハ．裁判所から、株主の配当支払請求権の差押え命令が送達された場合

ニ．株主が、会社に対して受取配当金について非課税の取扱いを受ける旨等の申告を行った場合であって、当該株主が保有する株式について、複数の源泉徴収税率（非課税となるものを含む。）の適用を受けることになった場合（注）

（注）株主が、その保有する株式について複数税率の適用を受けるケースとしては、例えば次のような場合が想定される。

- ① 株主が信託財産の受託者であって、その保有する株式のうち、証券投資信託、合同信託財産又は年金信託財産に組み入れられたものについて「免税登載申請書」を提出した場合
- ② 株主が地方公共団体、学校法人又は宗教法人等であって、その保有する株式の一部について「配当金非課税請求書」を提出した場合
- ③ 株主が非居住者であって、その保有する株式の一部について租税条約の規定の適用がある旨の「租税条約に関する申請書」を提出した場合

3. 前2に掲げる事由に該当した場合の運用上の取扱い

(1) 会社による配当金の支払方法

会社は、前2.に掲げる事由のいずれかに該当した株主に対する配当金の支払いを、配当金領収証又は別に株主から指定された方法により行うものとする。

(2) 機構に対する通知

会社は、前(1)により、株式数比例配分方式による配当金の支払いを行わないこととなった株主があるときは、その旨をあらかじめ機構に通知するとともに、「配当金支払予定額（源泉徴収税額控除後）データ」の機構への通知に際しては、当該株主に係る配当金支払予定額を「0」とする。

(3) 機構から口座管理機関への通知

機構は、前(2)により会社から通知された内容を、当該株主のために口座（直前の総株主通知のときにおいて、当該会社の発行する振替株式が記録されているものに限る。）を開設する口座管理機関に対して、書面により通知する。

以 上

「配当金受払予定額明細データ」等による口座管理機関コードの通知について（案）

1. 背景

- 現在、会社における配当金支払実務では、株主に対して振込みの方法によって配当を支払う場合、配当金支払開始日において、株主に対して「振込先通知書」（一般に「配当金のお振込先について」との名称が利用されている。）及び「配当金計算書」又は「配当金振込通知書」（一般に「配当金振込ご通知」との名称が利用されている。）を送付することが定着している。
- 株式数比例配分方式の導入に向けたこれまでの検討では、株式数比例配分方式によって会社が株主に対する配当を支払った場合に、「振込先通知書」又は「配当金振込通知書」（以下「振込先通知書等」という。）にどのような記載を行うべきかが検討課題となり、機構は、会社（株主名簿管理人）に対して株主ごとの配当金の振込先の口座の内容を「配当金受払予定額明細データ」によって通知し、会社（株主名簿管理人）は、必要に応じて、代理受領した口座管理機関名及び口座管理機関別の支払額等を振込先通知書等に記載するものと整理されている。

2. 会社（株主名簿管理人）からの要望事項

- 機構は、「配当金受払予定額明細データ」において、「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人の名称」項目及び「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人のカナ名称」項目の通知を予定している（「株式等振替システム 株主通知関係データ接続仕様書（会社（TA）用）」）が、
①口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人が、端的に口座管理機関の名称を示すものとなるかが保証されていないこと、②「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人の名称」項目のデータ長が 200 桁（全角 100 文字）となっており、スペースの限られた「振込先通知書」に印字することが困難な場合があると想定されることなど、実用面で問題があるため、「口座管理機関コード（5 桁）」を当該データによって通知してもらいたい。

3. 対応（案）

- 公表済みの接続仕様書等への影響がない範囲で、以下のとおり、運用上、対応することとする。
 - ① 機構は、口座管理機関（株式数比例配分方式の取扱いを行う者に限る。）から、あらかじめ口座管理機関配当金受領口座の届出を受け、当該内容を機構のマスタ上に登録する際に、「口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の名称」の前 10 桁に口座管理機関コード（全角）を設定し、全角スペースの後に、口座管理機関から届け出られた口座名義人の名称を設定するものとする（以下がその例）。

(例) 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人が「〇〇証券株式会社顧客配当金受取口」である場合

口座管理機関コード (全角 5 文字) 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の名称 (最大全角 9 4 文字)

9 9 9 9 9 〇〇証券株式会社顧客配当金受取口

全角スペース

- ② 機構は、会社（株主名簿管理人）に対する「配当金受払予定額データ」及び「配当金受払予定額明細データ」の通知に際して、マスタ上の「口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の名称」（前方に口座管理機関コードが設定されたもの）を「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人の名称」項目として通知する（文字コードがユニコードであることに留意が必要となる。）。
- ③ 会社（株主名簿管理人）は、「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人の名称」項目の前方部分を利用して、自社のマスタを参照する等の方法により、口座管理機関の名称を振込先通知書等に記載することができる。

4. 備考

- 「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人のカナ名称」項目については、全国銀行内国為替決済制度における振込依頼データにおいてそのまま使用されることを想定したものであるため、口座管理機関コードの付記は行わない。
- 口座管理機関が、顧客である加入者の配当金の受領に係る事務を他の者に再委託している場合であっても、「口座管理機関配当金振込先口座の口座名義人の名称」項目に設定する口座管理機関コードは、加入者の直近上位機関のものとする（例えば、間接口座管理機関が、その上位機関に配当金の受領に係る事務を再委託している場合でも、当該間接口座管理機関の口座管理機関コードを設定する。この場合、口座名義人と口座管理機関名が異なる者として表示されることになるが、加入者の認識としては、あくまでも直近上位機関に配当金の受領を委任しているので、間接口座管理機関の口座管理機関コードの方が、加入者の誤解が少ないと思われる。）。

以 上

会社が振替制度外で株主から配当金振込指定書を受領した場合の取扱い（案）

1. 趣旨

株券等の電子化に係る制度要綱（参考資料編 資料 27）では、株主名簿管理人からの要望を踏まえて、「会社に対する配当金振込指定は、従来どおり、振替制度外で行うこともできる」ものとしていることを踏まえ、会社（株主名簿管理人）が直接、株主から配当金振込指定書により配当金振込指定を受ける場合の運用上の取扱いを以下のとおり整理する。

2. 実務運用上の取扱い

（1） 会社における配当金振込指定の受付時の取扱い

会社は、振替制度外で配当金振込指定を行おうとする株主が、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している者であるときは（注1）、当該株主による配当金振込指定を不受理とするものとする（注2）。

（注1） 会社は、株主が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している者であるか否かを、直前の株主確定日に係る「総株主通知データ（株主情報）」又は直前の総株主通知後に機構から通知された「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」によって判別する。

（注2） 会社は、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している株主が、振替制度外で配当金振込指定を行おうとした場合であって、当該株主が特別口座の開設を受けた者であるときは、当該株主から登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用の中止を内容とする届出を受けたうえで、当該届出の内容を、特別口座を開設する口座管理機関に取り次ぎ、機構から当該届出の内容に係る「株主情報変更通知データ」を受領した後に、当初の振替制度外の配当金振込指定を受け付けることは可能である。

(2) 振替制度を通じて受領した配当金振込指定との優先順位に係る取扱い

会社は、振替制度外で配当金振込指定を行おうとする株主が、振替制度を通じて「配当金振込指定データ」を通知した者であるときは、振替制度外で受領した配当金振込指定の内容により、当該株主について会社が管理する配当金支払方法に係る情報を更新するものとする。

また、既に振替制度外で配当金振込指定を受領している株主について、その後に、機構から異なる振込先口座を指定する内容の「配当金振込指定データ」を受領したとき、又は登録配当金受領口座方式若しくは株式数比例配分方式を利用する旨の「総株主通知データ（株主情報）」、「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」を受領したときは、機構からの通知内容に基づいて、当該株主について会社が管理する配当金支払方法に係る情報を更新するものとする。

以 上

「株主情報変更通知データ」によって「配当金振込指定方式」項目の変更が通知された場合の会社（株主名簿管理人）における取扱い

			「株主情報変更通知データ」によって新たに通知された「配当金振込指定方式」		
			無指定（0）	登録配当金受領口座方式（1）	株式数比例配分方式（2）
通知済み（前回総株主通知時）の「配当金振込指定方式」	無指定 （0）	単純取次ぎによる配当金振込指定なし	配当金振込指定方式の変更なし （＝配当金領収証により支払い）	登録配当金受領口座方式の利用の開始（＝新規の配当金振込指定） （注2）	株式数比例配分方式の利用の開始（＝新規の配当金振込指定） （注5）
		単純取次ぎによる配当金振込指定あり	配当金振込指定方式の変更なし （＝届出済みの振込先への振込みにより支払い）	個別の配当金振込指定から登録配当金受領口座方式への変更 （注2）	個別の配当金振込指定から株式数比例配分方式への変更 （注5）
	登録配当金受領口座方式 （1）		登録配当金受領口座方式の利用の取止め（＝配当金領収証の交付の方法への切替え） （注1）（注2）	配当金振込指定方式の変更なし （注2）（注4）	登録配当金受領口座方式から株式数比例配分方式への変更 （注5）
	株式数比例配分方式 （2）		株式数比例配分方式の利用の取止め（＝配当金領収証の交付の方法への切替え） （注1）（注3）	株式数比例配分方式から登録配当金受領口座方式への変更 （注3）	配当金振込指定方式の変更なし

- （注1） 当該株主情報変更通知データの受信日以降に、「配当金振込指定データ」が通知されたときは、単純取次ぎへの変更となる。
- （注2） 配当基準日後に「株主情報変更通知データ」が通知された場合において、当期の配当金の支払いに反映するかは任意となる。
- （注3） 前回の総株主通知に係る株主確定日が配当基準日であるときは、当該配当基準日に係る配当は株式数比例配分方式で支払う必要がある。
- （注4） 登録配当金振込先口座の口座番号等の変更が生ずる場合がある。
- （注5） 株式数比例配分方式による配当金の支払いは、次の配当基準日に係る配当の支払いのときからとなる。

3. 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について

○ 第15回

1. 新株予約権付社債の移行に伴う税制優遇措置の取扱いについて
2. 振替新株予約権付社債の元利払手数料の取扱いについて
3. 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知に係るセキュリティー対応について
4. 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び公示に関する手続について
5. 新株予約権付社債の制度移行手続について
6. 新株予約権付社債の移行に係る制限日の取扱いについて

○ 第16回

1. 振替新株予約権付社債の発行に係る手続及び日程について
2. 新株予約権付社債及び新株予約権に係る振替制度の施行日前後における取扱いについて
3. 振替制度外における新株予約権行使に係る実務について（ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について）

以 上

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い

1. 電子化施行日以降の新株予約権付社債の税制優遇措置の取扱い

- 新株予約権付社債の税制優遇措置は、電子化施行日（決済合理化法の施行日をいう。以下同じ。）以降は、振替債のみに適用されるようになる。
- 振替債に適用される税制優遇措置については、現在、新株予約権付社債に認められている税制優遇措置に加え、新たに、資本金 1 億円以上の内国法人が源泉徴収不適用の措置を受けることができるようになる（租税特別措置法第 8 条第 3 項）。

2. 登録債の取扱い

- 現在、登録債となっている新株予約権付社債については、①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第 10 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）、②公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第 11 条第 4 項）、③勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第 4 条の 2 第 1 項第 3 号）、④勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第 4 条の 3 第 8 項）、⑤金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用（租税特別措置法第 8 条第 1 項第 1 号、第 3 号及び第 2 項）が適用されている。
- 社債等登録法は、証券市場整備法施行日（平成 15 年 1 月 6 日）から起算して 5 年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止されることとなっており（証券市場整備法附則第 1 条第 2 項）、登録債となっている新株予約権付社債については、社債等登録法の廃止日以降、登録債としての社債等登録法上の効力を有する（証券市場整備法附則第 3 条）ものの、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（証券市場整備法附則第 9 条、第 10 条）。
- 登録債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間（利子等の計算期間のうち平成 20 年 1 月 5 日までにその期間が終了するものをいう。以下同じ。）の終了日までに登録債から現物債に移行しておくことが必要である（注 1）。また、電子化施行日以降においても、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、現物債に移行した新株予約権付社債を電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。

（注 1）現物債については、登録債で認められている税制優遇措置のうち、③、④、⑤の措置がない。

- 電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注２、３）。

（注２）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注３）新株予約権付社債については、振替法上、登録債から直接、振替債に移行することができないため、一旦、現物債にしてから、移行する必要がある。

３．現物債の取扱い

- 現在、現物債となっている新株予約権付社債については、①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第１０条第１項第２号及び第３号）、②公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第１１条第４項）が適用されている。
- 現物債となっている新株予約権付社債については、電子化施行日以降、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（所得税法施行令第３７条第２項改正、所得税法施行規則第１６条第１項改正）。
- 現物債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置を受けるためには、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。
- 電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注４、５）。

（注４）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

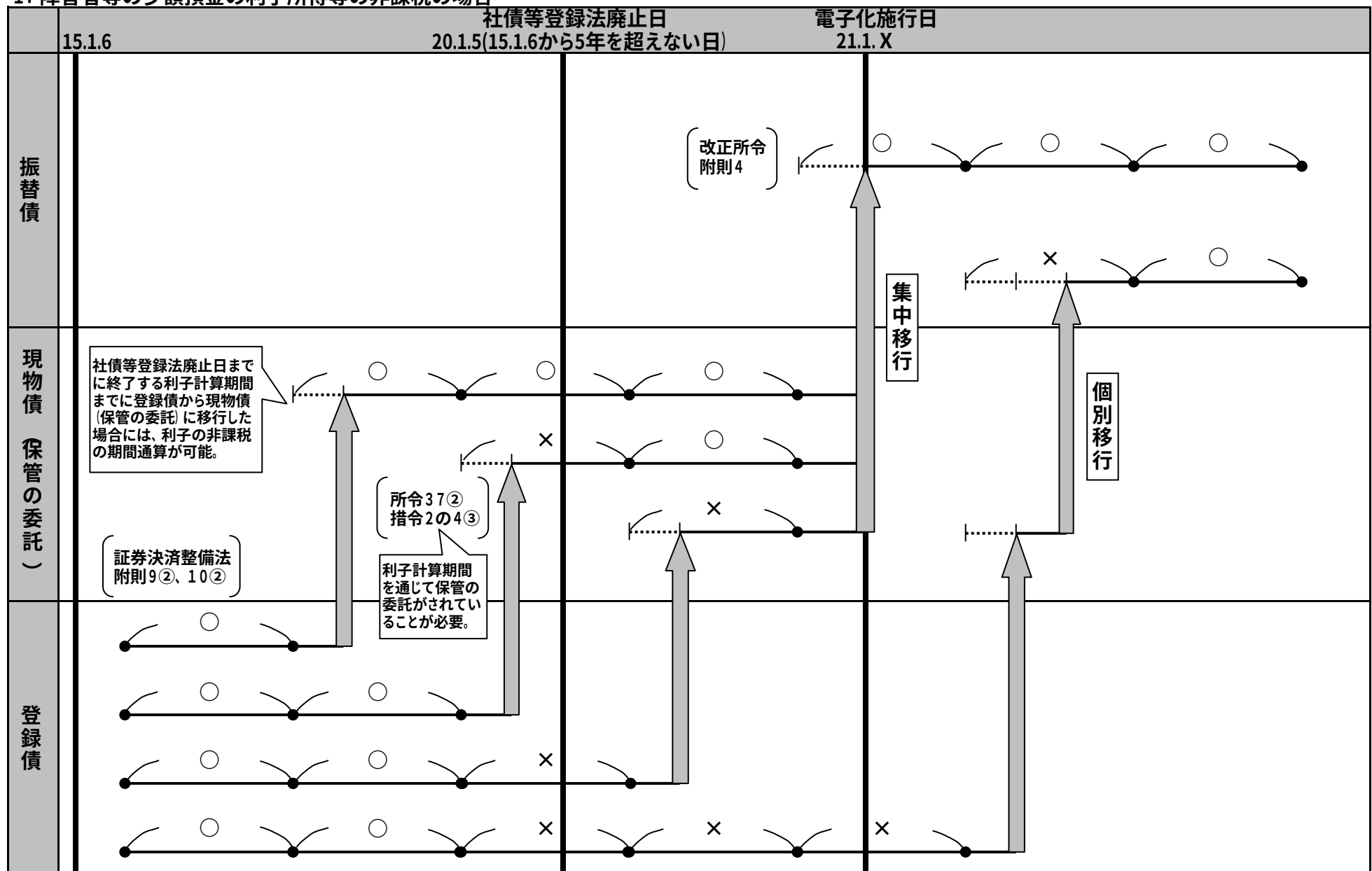
（注５）電子化施行日以降に現物債として発行の決定がされた新株予約権付社債については、振替債に移行できない（振替法附則第４１条）。

以 上

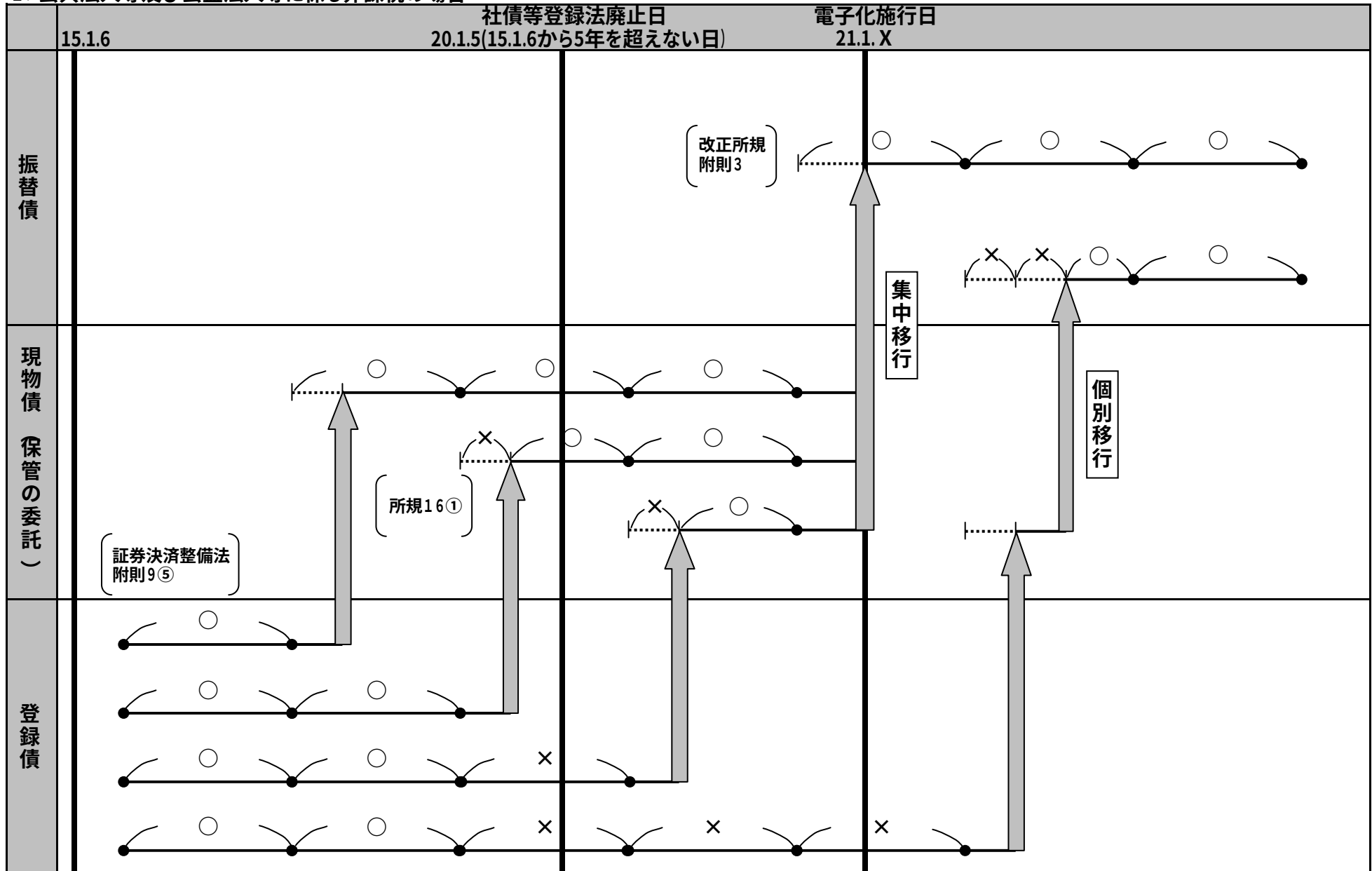
新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い (適用関係図)

別 紙

1. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の場合



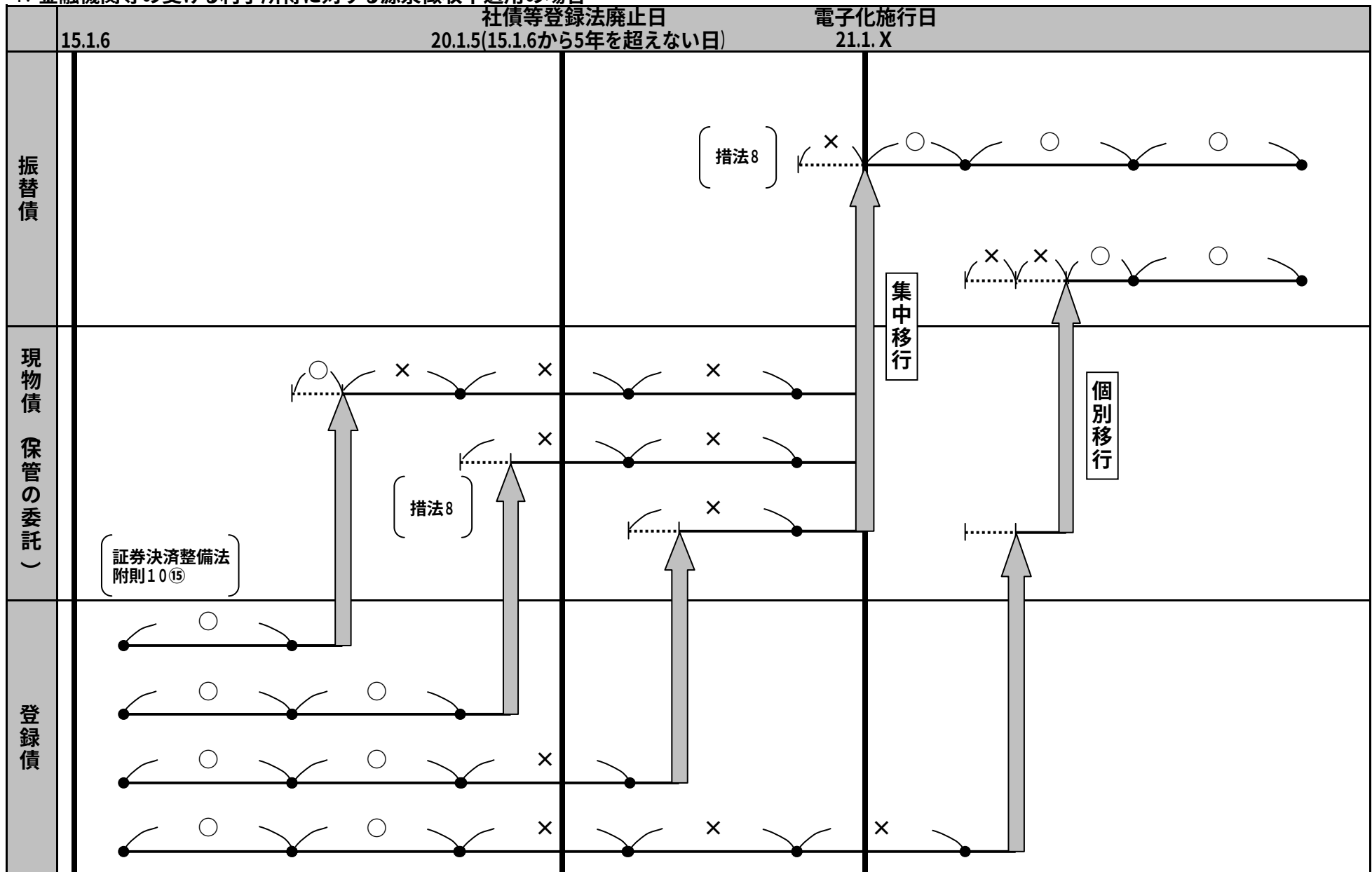
2. 公共法人等及び公益法人等に係る非課税の場合



	社債等登録法廃止日	電子化施行日
--	-----------	--------

		社債等登録法廃止日 20.1.5(15.1.6から5年を超えない日)		電子化施行日 21.1.X	
振替債					
現物債 保管の委託					
登録債					

4. 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収不適用の場合



振替新株予約権付社債の元利払手数料の取扱い

1. 一般債振替制度における元利払手数料の取扱い

一般債振替制度では、口座管理機関が会社のために提供する元利金支払いに関する役務提供について会社が支払う元利払手数料に係る取扱いが、機構の業務処理要領において規定されている。

※「一般債の元利金支払に係る業務処理要領」（抜粋）

（2）関係者の役割

① 機構関与方式 （略）

（備考）

- 口座管理機関等が機構の業務規程等に基づいて、発行者のために提供する元利金支払に関する役務に対し、発行者が負担する手数料については、別途の定めがある場合を除き、以下のように取り扱う。
 - ① 発行者は、発行時に手数料率を決定後、その情報を速やかに発行代理人を通じて機構に通知し、機構は機構加入者に当該手数料の情報を配信する。さらに機構加入者は直近下位機関に対し、当該情報を提供する。
 - ② 発行者から支払を受けた支払代理人は、機構が備える振替口座簿において機構加入者の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、当該機構加入者に支払う。発行者および支払代理人の当該手数料の支払に係る債務の履行は、機構加入者への支払をもって完了する。
 - ③ 支払代理人から支払を受けた機構加入者は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く）の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、直近下位機関に支払う。
 - ④ 直近上位機関から支払を受けた間接口座管理機関は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く）の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、直近下位機関に支払う。

2. 振替新株予約権付社債の元利払手数料の取扱い

振替新株予約権付社債の元利払手数料の取扱いについては、一般債振替制度と同様の取扱いを機構の業務処理要領に規定を行うこととする。

(注) 元利払手数料率に関する情報の通知方法

会社から口座管理機関に対する振替新株予約権付社債の元利払手数料率に関する情報の通知方法については、発行時における銘柄情報ファイルの中で、元金手数料率及び利金手数料率についての情報を設定することにより行うことが可能となっている。(第13回振替新株予約権付社債分科会)

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知に係るセキュリティ対応について

項目	内容	備考
1. 経緯	○ 発行代理人・支払代理人が機構に対して行う銘柄情報通知については、ファイル伝送のほか、CSVファイルの授受により行うことを予定している。当初、CSVファイルを授受する方法として、電子メールを用いることとしていたが、これまでの分科会の検討の中で、成りすましによる送信や情報漏えいの懸念がないよう十分なセキュリティを確保してもらいたいとの意見があったことを踏まえ、セキュリティを確保した授受方法について検討する。	
2. 対応	○ 機構のホームページ内に、発行代理人・支払代理人がID・パスワードを入力することにより利用可能な専用画面を設け、その画面を通じて、銘柄情報等の授受を行うこととする。	○ 発行代理人・支払代理人は、ID・パスワードに加え、グローバルIPを利用することも可能とする。
3. 発行代理人・支払代理人が使用する機能	○ 発行代理人・支払代理人が使用する機能として次の機能を設ける。 ① 銘柄情報ファイル送信機能 機構に対して通知する銘柄情報ファイル、発行要項等をアップロードする機能 (注) 機構に対し、連絡事項があれば、入力することも可能とする。 ② 銘柄情報訂正依頼受信機能 機構が通知する銘柄情報の訂正依頼を受信し、エラー箇所を示したファイルをダウンロードする機能及び、銘柄情報にエラーがなかった場合には、その旨の通知を受信する機能	○ 1回の送信により複数の電子ファイルを添付することも可能。 ○ 発行代理人・支払代理人が通知した銘柄情報を機構がチェックした

項目	内容	備考
	③ 掲示板閲覧機能 機構が掲示板に書き込みを行った情報を閲覧する機能及び、機構が掲示板にアップロードしたファイルをダウンロードする機能 (注) 機構は、全ての発行代理人・支払代理人に対して通知する場合には、掲示板を利用する。 ④ その他通知受信機能 機構が特定の発行代理人・支払代理人に通知した情報を受信する機能及び、機構がアップロードしたファイルをダウンロードする機能 ⑤ パスワード変更機能 発行代理人・支払代理人が使用するパスワードを変更する機能	結果、エラーがあった場合には、機構は、エラー内容を示して訂正を依頼する。 ○ 機構は、発行決議がされた後、証券取引所の所報等に基づき、銘柄正式名称、銘柄コード、ISINコード、発行者略称の情報を掲示板に掲載する。

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知及び公示に関する手続（第 9 回小委員会資料の一部修正）

（上場 C B の場合）

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
発行決議 (X)						
X+2～		←	代理人専用画面	銘柄コード、 ISIN コード 等		機構は、証券取引所の所報等から銘柄コード、ISIN コード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称の情報を入手し、機構の HP に設けた代理人専用画面に掲示する。
条件決定 (Y)						
Y+1	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】	発行要項 銘柄情報 送信連絡	代理人専用画面 ファイル伝送 代理人専用画面 ファイル伝送	システムによる形式チェック 確認結果		① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を代理人専用画面から WORD、PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、ファイル伝送により通知する。 発行要項、銘柄情報の通知は、12時30分までに行う。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかにその旨を代理人専用画面より連絡する。 ② 機構は、発行代理人からファイル伝送により銘柄情報が通知された場合には、振替システムにより形

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
		訂正 送信連絡	ファイル伝送 代理人専用画面			式チェックを行い、確認結果を通知する。 ③ 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、16時まで機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。
Y+2	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】	訂正 送信連絡	代理人専用画面 ファイル伝送 代理人専用画面	エクセルマクロによる形式チェック 内容確認（目視） 確認結果		① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、機構は、その旨を代理人専用画面により発行代理人へ通知する。 ② 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し16時まで機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
Y+1 ~Y+2	【代理人専用画面により銘柄情報を授受する場合】	発行要項	代理人専用画面			① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を代理人専用画面から WORD、PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、代理人専用画面から CSV ファイルにより通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、Y+1 の日の 12 時 30 分までに行う。 (注) 機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。 ② 機構は、発行代理人から、代理人専用画面により銘柄情報が通知された場合には、エクセルマクロにより、形式チェックを行うとともに、通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。 ③ 発行代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーであった場合には、正しいファイルを作成し、Y+2 の日の 16 時までに機構に対し代理人専用画面から CSV
		エクセルマクロによる形式チェック				
		銘柄情報	代理人専用画面			
				エクセルマクロによる形式チェック		
				内容確認(目視)		
				確認結果		
			代理人専用画面			
		訂正	代理人専用画面			

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
						<u>ファイルにより通知する。</u>
Y + 3		←	口座振替端末	銘柄情報	→ ファイル伝送、 口座振替端末	機構は、 <u>銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（３時～２０時）又は口座振替端末（７時～２０時）により、発行代理人に対しては、口座振替端末（７時～２０時）により通知する。</u>
払込期日				公示		機構は、公示のために機構の HP に発行要項を PDF により掲示する。

以 上

(総額買取型C Bの場合)

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
発行決議 (X)						
X + 1	取扱申請書類		ファックス等	申請内容審査 取扱可否連絡		① 会社は、機構に対し、取扱申請書類（発行要項、買取契約書、確認書等）をファックス等により送信する。 （注）取扱申請書類については、後日、原本を機構に提出する。 （注）取扱申請書の機構への送信又は提出は、発行代理人等会社の代理人が行うことも可能とする。 ② 機構は、申請内容を審査し、電話等により、取扱いの可否を会社へ通知する。
X + 2			銘柄コード・ISINコード付番申請 ファックス等			機構は、証券コード協議会に対し、ファックス等により銘柄コード、<u>ISINコード</u>の付番を申請する。
X + 3			銘柄コード・ISINコード付番 ファックス等			証券コード協議会は、銘柄コード、<u>ISINコード</u>を付番後、機構に対し、ファックス等により通知する。
X + 4			銘柄コード・ISINコード通知 ファックス等			① 機構は、会社へ銘柄コード、<u>ISINコード</u>をファックス等により通知する。 ② 機構は、銘柄コード、<u>ISINコード</u>、<u>銘柄正式名称</u>、<u>発行者名</u>、<u>発行者略称</u>を機構のHPに設けた代理人専

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
				銘柄コード、 ISIN コード 等		用画面に掲示する。
X + 5 又 は条件決 定日 (Y) の翌日 (Y+1)	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】	発行要項 銘柄情報 送信連絡 訂正 送信連絡	代理人専用画面 ファイル伝送 代理人専用画面 ファイル伝送 ファイル伝送 代理人専用画面	システムに よる形式チ ェック 確認結果		① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を代理人専用画面から WORD、PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、ファイル伝送により通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、12時30分までに行う。 ② 発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。 ③ 機構は、発行代理人からファイル伝送により銘柄情報が通知された場合には、振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。 ④ 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、16時まで機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
X + 6 又 は Y + 2	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】			エクセルマ クロによる 形式チェッ ク ↓ 内容確認 (目視) ↓ 確認結果		① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、機構は、その旨を代理人専用画面により発行代理人へ通知する。 ② 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、16時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。
X+5～ x+6 又	【代理人専用画面により銘柄情報を授受する場合】	発行要項 ↓ エクセルマ クロによる 形式チェッ ク	代理人専用画面			① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を代理人専用画面から WORD、PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、代理人専用画面から CSV ファイルにより通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、X+5 又は Y+1 の日の12時30分までに行う。 (注) 機構の提供するエクセルマ

日 程	会 社	発行代理人	証券コード協議会	機 構	機構加入者等	処理概要
はY+1 ～Y+2			代理人専用画面	エクセルマ クロによる 形式チェッ ク ↓ 内容確認 (目視) ↓ 確認結果		クロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。 ② 機構は、発行代理人から、代理人専用画面により銘柄情報が通知された場合には、エクセルマクロにより、形式チェックを行うとともに、通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。 ③ 発行代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーであった場合には、正しいファイルを作成し、X+6又はY+2の日の16時まで機構に対して代理人専用画面からCSVファイルにより通知する。
X+7又 はY+3			口座振替端末	銘柄情報	ファイル伝送、 口座振替端末	機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（3時～20時）又は口座振替端末（7時～20時）により、発行代理人に対しては、口座振替端末（7時～20時）により通知する。
払込期日				公示		機構は、公示のために機構のホームページに発行要項をPDFにより掲示する。

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の変更に関する手続（第9回小委員会資料の一部修正）

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
銘柄情報変更決定日				
銘柄情報変更通知日 (X)	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】 銘柄情報変更 送信連絡 訂正 送信連絡 ファイル伝送 代理人専用画面 システムによる形式チェック 確認結果 ファイル伝送 代理人専用画面		① 支払代理人は、会社が期中において、新株予約権付社債の内容に関する決議・決定を行ったこと等に伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報が変更となる場合には、原則として、速やかに銘柄情報変更ファイルを作成し、機構に対し、ファイル伝送により通知する（注1、2）。支払代理人は、銘柄情報の変更通知が完了した場合には、速やかに代理人専用画面によりその旨を通知する。 （注1）銘柄情報の変更通知は、原則として会社が決定した日の翌営業日までに機構に通知するものとする。 （注2）銘柄情報の変更の主な事例として、商号変更等による銘柄名の変更、株式分割等に伴う予約権行使価格の調整、予約権行使受付場所の変更、変動利付債の利率の変更等がある。 ② 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについて振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。 ③ 支払代理人は、システムによる形式チェックの結果、エラーがあった場合には、支払代理人は、正しいファイルを作成し、16時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。支払代理人は、銘柄情報の変更の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。	
		エクセルマクロによる形式チェック		① 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに支払代理人より通知された銘柄情報の変更内容が会社の適時開示情報と差異がないかを目視により確認し、確認結果を代理人専用画面より通知する。 ② 支払代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、X+1の日の16時までに機構に対し、ファイル伝送に

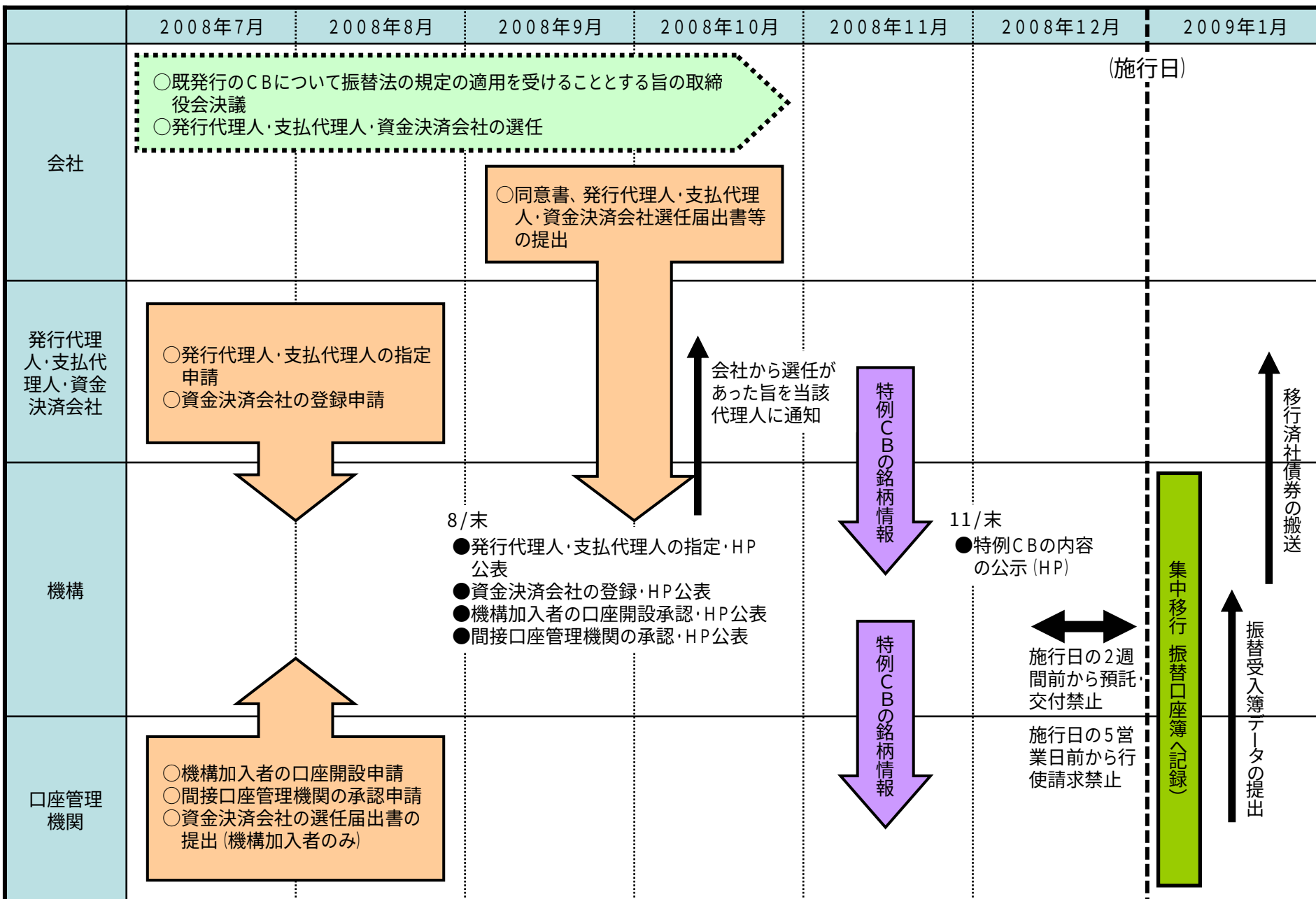
日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
X～ X+1		<pre> graph TD A[内容確認（目視）] --> B[確認結果] B --> C[代理人専用画面] C --> D[訂正] D --> E[ファイル伝送] C --> F[送信連絡] F --> G[代理人専用画面] </pre>		より通知する。 <u>支払代理人は、銘柄情報の変更の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに代理人専用画面によりその旨を連絡する。</u>
銘柄情報変更通知日 (X)～X+1	【代理人専用画面により銘柄情報を授受する場合】 <pre> graph TD A[エクセルマクロによる形式チェック] --> B[銘柄情報変更] B --> C[代理人専用画面] </pre>	<pre> graph TD A[エクセルマクロによる形式チェック] --> B[内容確認（目視）] </pre>		① 支払代理人は、会社が期中において、新株予約権付社債の内容に関する決議・決定を行ったこと等に伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報が変更となる場合には、速やかに銘柄情報変更ファイルを作成し、<u>機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、機構に対し、代理人専用画面からCSVファイルにより通知する（注1、2）。</u> （注1）銘柄情報の変更通知は、原則として会社が決定した日の翌営業日までに機構に通知するものとする。 （注2）銘柄情報の変更の主な事例として、商号変更等による銘柄名の変更、株式分割等に伴う予約権行使価格の調整、予約権行使受付場所の変更、変動利付債の利率の変更等がある。 ② <u>機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに支払代理人より通知された銘柄情報の変更内容が会社の適時開示情報と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。</u>

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
				③ 支払代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーがあった場合には、支払代理人は、正しいファイルを作成し、X+1の日の <u>16時までに機構に対し、代理人専用画面からCSVファイルにより通知する</u>
X + 2			ファイル伝送、 口座振替端末	<u>機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（3時～20時）又は口座振替端末（7時～20時）により、支払代理人に対しては、口座振替端末（7時～20時）により通知する。</u>

以 上

新株予約権付社債の制度移行手続（スケジュール）

資料 2 - 3 - 6



新株予約権付社債の制度移行の手続

項 目	内 容	備 考
1. 会社における制度参加 手続		
(1) 振替法の規定の適用 を受けることとする 旨の決定	○ 会社は、既発行の新株予約権付社債を特例新株予約権付社債として振替制度に移行しようとする場合は、当該新株予約権付社債について振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定を行う。	○ 取締役会決議を行うか、若しくは、取締役の決定で行う場合には、事前に取り締役へ委任する旨の取締役会決議を行うことが必要。 ○ 委員会設置会社であって、会社法第 416 条第 4 項により、当該決定について執行役に委任されているときは、当該執行役が決定する。
(2) 機構取扱いへの同意	○ 会社は、既発行の新株予約権付社債を特例新株予約権付社債として振替制度に移行しようとする場合は、当該特例新株予約権付社債を機構が取扱うことについて同意する旨を記載した同意書及び所定の添付書類を機構に提出し、振替法第 13 条第 1 項に係る同意を行う。 ○ 同意書の提出は、2008 年 10 月末までの機構が定める期間に行うものとする。 【同意書の記載内容】 ① 会社が機構に同意を与える新株予約権付社債の銘柄 ② ①の銘柄について、機構が振替法に基づき機構の定める日（施行日）から取り扱うことについて同意する旨 ③ 機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを承諾する旨 ④ 機構が定める機構の振替業の業務処理の方法（各種事務の取扱いを含む）に従うことを承諾する旨 ⑤ その他	○ 同意は、将来発行される振替新株予約権付社債も含めた包括同意とし、発行の都度同意の手続を行う必要はない。 ○ 同意を行った後に、新株予約権付社債を現物債として発行することは可能である。

項 目	内 容	備 考
	【添付書類】 ① 発行代理人及び支払代理人選任届出書 ② 社債管理委託契約書（写） ③ 資金決済会社選任届出書 ④ 特例新株予約権付社債の内容について記載した書面 ⑤ その他機構に届出を要する事項（連絡担当部署、新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座等）	○ 発行要項について、既に機構で保管している銘柄については、提出を不要とする。
(3) 発行代理人及び支払代理人の選任	○ 会社は、機構への同意手続に際して、あらかじめ機構が指定した発行代理人及び支払代理人の中から少なくとも 1 社を発行代理人及び支払代理人として選任したうえで、上記（2）の②「発行代理人及び支払代理人選任届出書」により機構に届け出るものとする。 ○ 機構は、会社から発行代理人及び支払代理人として選任された者に対し、選任された旨の通知を行う。	○ 機構が指定した発行代理人及び支払代理人については、発行代理人及び支払代理人の指定申請手続終了後（2008 年 8 月末を予定）、機構のホームページにおいて公開する。
(4) 資金決済会社の選任	○ 会社は、機構への同意手続に際して、あらかじめ機構が登録した資金決済会社の中から、振替新株予約権付社債の発行に係る払込金の受領及び元利金の支払いのために利用する資金決済会社を選任し、上記（2）の④「資金決済会社選任届出書」により機構に届け出るものとする。	○ 機構が登録した資金決済会社については、資金決済会社の登録申請手続終了後（2008 年 8 月末を予定）、機構のホームページにおいて公開する。 ○ 発行代理人及び支払代理人自身が資金決済会社である場合は、当該発行代理人及び支払代理人を資金決済会社として届け出る。
(5) 特例新株予約権付社債の内容の通知	○ 会社は、機構への同意手続に際して、特例新株予約権付社債の内容について、上記（2）の⑤「特例新株予約権付社債の内容について記載した書面」により、次に掲げる事項を機構に通知する。 ① 銘柄 ② 新株予約権付社債の残存総額 ③ 新株予約権行使価額	○ 特例新株予約権付社債の内容については、機構への同意手続時において把握している直近の内容とする。

項 目	内 容	備 考
	④ 新株予約権の残存総数 ⑤ その他発行時から変更があった事項	
2. 発行代理人及び支払代理人における制度参加手続	○ 発行代理人及び支払代理人として振替制度に参加しようとする者は、2008 年 8 月末までの機構が定める期間に、機構に対し、発行代理人及び支払代理人の指定の申請を行う。	
3. 資金決済会社における制度参加手続	○ 資金決済会社として振替制度に参加しようとする者は、2008 年 8 月末までの機構が定める期間に、機構に対し、資金決済会の登録申請を行う。	
4. 口座管理機関における制度参加手続		
(1) 機構加入者による振替口座の口座開設申請	○ 機構加入者として振替口座を開設しようとする者は、2008 年 8 月末までの機構が定める期間に、機構に対し、口座開設の申請を行う。	○ 口座開設申請は、振替株式と共通の手続として行う。(振替新株予約権付社債の振替口座は、実務上、振替株式と共通の口座を用いる。)
(2) 機構加入者による資金決済会社の選任	○ 機構加入者として振替口座を開設しようとする者は、口座開設申請の際に、振替新株予約権付社債の元金受領のために利用する資金決済会社を 1 社選任し、機構に届け出るものとする。	○ 機構加入者自身が資金決済会社となる場合には、自社を資金決済会社として届け出る。
(3) 間接口座管理機関の承認申請	○ 間接口座管理機関として振替制度に参加しようとする者は、2008 年 8 月末までの機構が定める期間に、機構に対し、承認の申請を行う。	○ 承認申請は、振替株式と共通の手続として行う。
5. 特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知手続		
(1) 機構による銘柄略称等の情報の提供	○ 機構は、会社から同意書の提出及び発行代理人及び支払代理人の選任の届出を受けた後、発行代理人に対して、特例新株予約権付社債に係る次に掲げる事項を通知する。 ① 銘柄正式名称 ② 会社に係る発行者略称 ③ 社債の回号等	○ 当該通知は、機構ホームページの代理人専用画面に掲載することにより行う。

項 目	内 容	備 考
(2) 発行代理人による銘柄情報の通知	④ 銘柄コード ⑤ ISIN コード ⑥ 上場区分 ⑦ 満期償還期日 ○ 発行代理人は、2008 年 11 月末までの機構が定める日に、機構に対して、特例新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。	○ 特例新株予約権付社債の銘柄情報通知は、機構ホームページの代理人専用画面に CSV ファイルをアップロードする方法により行う。 ○ 特例新株予約権付社債の銘柄情報の入力方法については、別紙参照。
(3) 機構による銘柄情報の確認	○ 機構は、発行代理人から受領した特例新株予約権付社債の銘柄情報の内容を確認し、確認結果を発行代理人に通知する。 ○ 機構から銘柄情報に誤りがある旨の連絡を受けた発行代理人は、銘柄情報の修正を行ったうえで、再度、機構に対し、銘柄情報の通知を行う。	
(4) 機構による銘柄情報の提供	○ 機構は、特例新株予約権付社債の銘柄情報銘柄情報について、機構加入者に対しては Target により、発行代理人及び支払代理人に対しては機構ホームページの代理人専用画面を通じて提供する。	
(5) 銘柄情報の変更に係る手続	○ 発行代理人は、特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知から施行日の前営業日までの間に当該銘柄情報通知の内容を変更する場合は、銘柄情報の変更を決定した日以降、速やかに機構に対し、銘柄情報の変更通知を行う。 ○ 機構は、発行代理人から受領した特例新株予約権付社債の銘柄情報の変更通知の内容を確認し、確認結果を発行代理人に通知する。 ○ 機構から銘柄情報の誤りがある旨の連絡を受けた発行代理人は、銘柄情報の修正を行ったうえで、再度、機構に対し、銘柄情報の通知を行う。 ○ 機構は、特例新株予約権付社債の銘柄情報の変更情報について、機構加入者に対しては Target により、発行代理人及び支払代理人に対しては機構ホームページの代理人専用画面を通じて提供する。	○ 特例新株予約権付社債の銘柄情報の変更通知は、機構ホームページの代理人専用画面に CSV ファイルをアップロードする方法により行う。

項 目	内 容	備 考
6. 特例新株予約権付社債の公示手続	○ 機構は、会社から同意書の提出及び発行代理人及び支払代理人の選任の届出を受けた後、特例新株予約権付社債の内容の公示を行う。 ○ 特例新株予約権付社債の内容の公示は、発行時の発行要項及び会社から特例新株予約権付社債の同意時に受領した「特例新株予約権付社債の内容について記載した書面」を機構ホームページに掲載することにより行う。	○ 当該公示は同意の公告を兼ねるものとする。

以 上

特例新株予約権付社債の銘柄情報の入力方法について

別紙

項番	項目名	発行代理人の入力方法
1-1	基本項目	銘柄コード
1-2		ISINコード
2-1		適用日
2-2		提供日
3		新規変更取消区分
4	銘柄	銘柄正式名称
5		発行者略称
6		回号等
7		募集区分
8-1	上場区分	上場区分(東証)
8-2		上場区分(大証)
8-3		上場区分(名証)
8-4		上場区分(福証)
8-5		上場区分(札証)
8-6		上場区分(ジャスダック証)
9	社債に関する事項	保証区分
10		担保区分
11		分割発行有無フラグ
12		合同発行フラグ
13		劣後特約有無フラグ
14		責任財産限定特約有無フラグ
15		債券種類
16		募集開始日
17		払込日
18		各社債の金額
19		打切発行フラグ
20		発行総額
21		発行代理人コード
22		支払代理人コード

項番	項目名		発行代理人の入力方法
23		資金決済会社コード	新規発行の場合と同様
24		機構関与方式採用フラグ	新規発行の場合と同様
25		個別承認採用フラグ	新規発行の場合と同様
26	社債管理者	社債管理者コード (1) ～ (10)	新規発行の場合と同様
27	休日処理	休日処理区分	新規発行の場合と同様
28	利払	利付割引区分	新規発行の場合と同様
29	利払 (固定利率、 変動利率)	利払期日 (1) ～ (12)	新規発行の場合と同様
30		最終利払有無フラグ	新規発行の場合と同様
31	利払 (固定利率)	初回利払期日	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払期日を入力
32		利率	新規発行の場合と同様
33		1円あたりの利子額 (初期)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払に係る利子額を入力
34		1円あたりの利子額 (通常)	新規発行の場合と同様
35		1円あたりの利子額 (終期)	新規発行の場合と同様
36	利払 (変動利率)	利払期日 (今回)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払期日を入力
37		利率 (今回)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払に係る利率を入力
38		1円あたりの利子額 (今回)	銘柄情報通知以後、最初に到来する利払に係る利子額を入力
39		利払期日 (次回)	新規発行の場合と同様
40		利率 (次回)	新規発行の場合と同様
41		1円あたりの利子額 (次回)	新規発行の場合と同様
42	償還	満期償還期日	機構から代理人に事前に提供することにより、代理人が入力する
43		償還価額	新規発行の場合と同様
44	コールオプション (全額償還)	コールオプション有無フラグ	新規発行の場合と同様
45		コールオプション行使フラグ	新規発行の場合と同様
46		繰上償還期日	新規発行の場合と同様
47		償還価額	新規発行の場合と同様
48		1円あたりの利子額	新規発行の場合と同様
49	プットオプション	プットオプション有無フラグ	新規発行の場合と同様
50		プットオプション行使フラグ	新規発行の場合と同様
51		行使期間開始日	行使期間開始日が過去の場合は、過去日付
52		行使期間終了日	新規発行の場合と同様

項番	項目名	発行代理人の入力方法
53	繰上償還期日	新規発行の場合と同様
54	償還価額	新規発行の場合と同様
55	新株予約権の総数	発行当初の新株予約権の総数を入力
56	新株予約権の行使期間開始日	行使期間開始日が過去の場合は、過去日付
57	新株予約権の行使期間終了日	新規発行の場合と同様
58	新株予約権の発行価額	新規発行の場合と同様
59	新株予約権の行使価額	新規発行の場合と同様
60	行使請求受付場所	新規発行の場合と同様
61	取得条項有無フラグ	新規発行の場合と同様
62	取得条項に係る取得日	新規発行の場合と同様
63	取得対価 (交付財産) の種類	新規発行の場合と同様
64	端数償還金有無フラグ	新規発行の場合と同様
65	特例債	”Y”を入力
66	元金手数料率	新規発行の場合と同様
67	元金手数料率基準	新規発行の場合と同様
68	利金手数料率	新規発行の場合と同様
69	利金手数料基準	新規発行の場合と同様
70	社内処理用項目 1	新規発行の場合と同様 (代理人はblankで通知)
71	社内処理用項目 2	代理人が必要に応じて使用

新株予約権付社債の移行に係る制限日の取扱い（第 1 1 回小委員会資料の一部修正）

■「株券等の電子化に係る制度要綱」（平成 18 年 3 月 24 日）における決定事項

第 5 移行

VII 新株予約権付社債の移行

5. 個別移行方式

（2）移行申請及び振替受入簿への記録

b. 口座管理機関による移行申請

- 機構は、元利払期日の前営業日は、移行申請を受け付けないものとする。また、1 日に移行申請可能な社債券の数量を設定するなどの一定の制約を設ける場合がある。

8. 施行日前の社債券の預託・交付の取扱い

- 機構は、施行日前日における新株予約権付社債券に係る預託・交付について制限を行うこととする。
- 当該取扱いにより実務上の問題が生じる場合には、必要に応じて、施行日までの一定期間、新株予約権付社債券の預託・交付の制限を行うこととする。

■ 業務処理の検討

項目	内容	趣旨
1. 施行日前における制限 (1) 新株予約権付社債券に係る預託・交付	○ 機構は、施行日の 2 週間前の日から施行日の前日までの間、新株予約権付社債券に係る預託・交付の請求の受付を停止することとする。	○ 新株予約権付社債券については、株券に係る預託・交付請求の禁止期間（決済合理化法附則 12 条）のような特例が設けられていないが、振替制度への移行作業を円滑に行うことを目的として、株券と同様の期間、預託・交付の制限を行う。

項目	内容	趣旨
(2) 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権行使請求の取次ぎ	○ 機構は、施行日の前日の4営業日前の日から施行日の前日までの間、預託新株予約権付社債券に係る新株予約権行使請求の取次ぎを停止することとする。	○ 預託率が98%程度と高水準なこと及び施行日前2週間の株券の預託・交付の禁止措置を勘案すると当該制限を設けることによる影響は軽微なものとする。 ○ 預託新株予約権付社債券に係る新株予約権行使取次ぎに係る株式の記録は、実務上、受付日の5営業日後に参加者口座簿に記録することとしている。施行日前日の4営業日前の日以降に行われた新株予約権行使請求については、施行日前日までに株式を参加者口座簿に記録することが困難であるため、当該制限を行う。
2. 施行日後における制限 (1) 特例新株予約権付社債の個別移行に係る受入制限	○ 機構は、元利払期日の前営業日は、特例新株予約権付社債に係る移行申請を受け付けないこととする。 ○ <u>機構は、元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の当日までの間、特例新株予約権付社債に係る移行申請を受け付けないこととする。</u>	○ 元利払期日の前々営業日の最終残高に基づき、元利払期日の前営業日に元利払処理を行うため、当該制限を行う。 ○ 偽造等の事故社債券の受入れによる元利金の過払いを防止する目的から、社債原簿の書換等に要する期間を勘案し、元利払期日前の一定期間、個別移行を制限する必要がある。

項目	内容	趣旨
(2) その他	○ 偽造等に関する犯罪の未然防止として、個別移行申請により受入れた特例新株予約権付社債に係る売却及び新株予約権行使の注文を、受入後一定期間、受け付けないことを証券界の自主ルールとして定めることを検討してはどうか。	○ 制限期間の検討に当たっては、新株予約権付社債が上場商品であり、振替債による決済となることから、現物債を保有する投資家は、その間、事実上売却ができないという点を考慮する必要がある。 ○ 現在の預託株券と同様の取扱い。

(注) 振替新株予約権付社債については、上記のほか、株式に係る権利確定日当日及び前日における新株予約権行使請求の取次ぎ、元利払期日の前営業日における振替について制限を設けることとしている。

以 上

振替新株予約権付社債の発行に係る手続及び日程について

これまでの振替新株予約権付社債分科会において決定した銘柄情報の通知・提供の取扱いを踏まえ、振替新株予約権付社債に係る発行時の新規記録の手続及び日程について検討を行う。

【これまでに検討した手続】

(発行時 D V P 方式による新規記録)

- 引受証券会社は、募集開始日に、機構に対して、自らの引受分に係る新規記録情報を通知する（決済照合システム）。
- 発行代理人は、新規記録情報の内容を確認した後、原則として、払込期日の 2 営業日前までに、機構に対して、新規記録情報承認通知を行う（決済照合システム）。

(非 D V P 方式による新規記録)

- 引受証券会社は、募集開始日から払込期日の 2 営業日前までに、発行代理人に対して、発行代理人が新規記録情報を機構に通知するために必要な情報を通知する。
- 発行代理人は、原則として、払込期日の 2 営業日前までに、機構に対して、新規記録情報通知を行う。

【変更案】

(1) 上場新株予約権付社債の発行時 D V P 方式による新規記録

- 引受証券会社は、募集開始日に、機構に対して、自らの引受分に係る新規記録情報を通知する（決済照合システム）。
- 発行代理人は、新規記録情報の内容を確認した後、原則として、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の 2 営業日前までに、機構に対して、新規記録情報承認通知を行う（決済照合システム）。

(2) 上場新株予約権付社債の非DVP方式による新規記録

- 引受証券会社は、募集開始日から発行代理人が新規記録情報を機構に通知する日の前営業日までに、発行代理人に対して直接、発行代理人が新規記録情報を機構に通知するために必要な情報を通知する。
- 発行代理人は、原則として、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに、機構に対して、新規記録情報通知を行う。

(3) 総額買取型新株予約権付社債の発行時DVP方式による新規記録

- 引受証券会社は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日に、機構に対して、自らの引受分に係る新規記録情報を通知する(決済照合システム)。
- 発行代理人は、新規記録情報の内容を確認した後、原則として、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに、機構に対して、新規記録情報承認通知を行う(決済照合システム)。

(4) 総額買取型新株予約権付社債の非DVP方式による新規記録

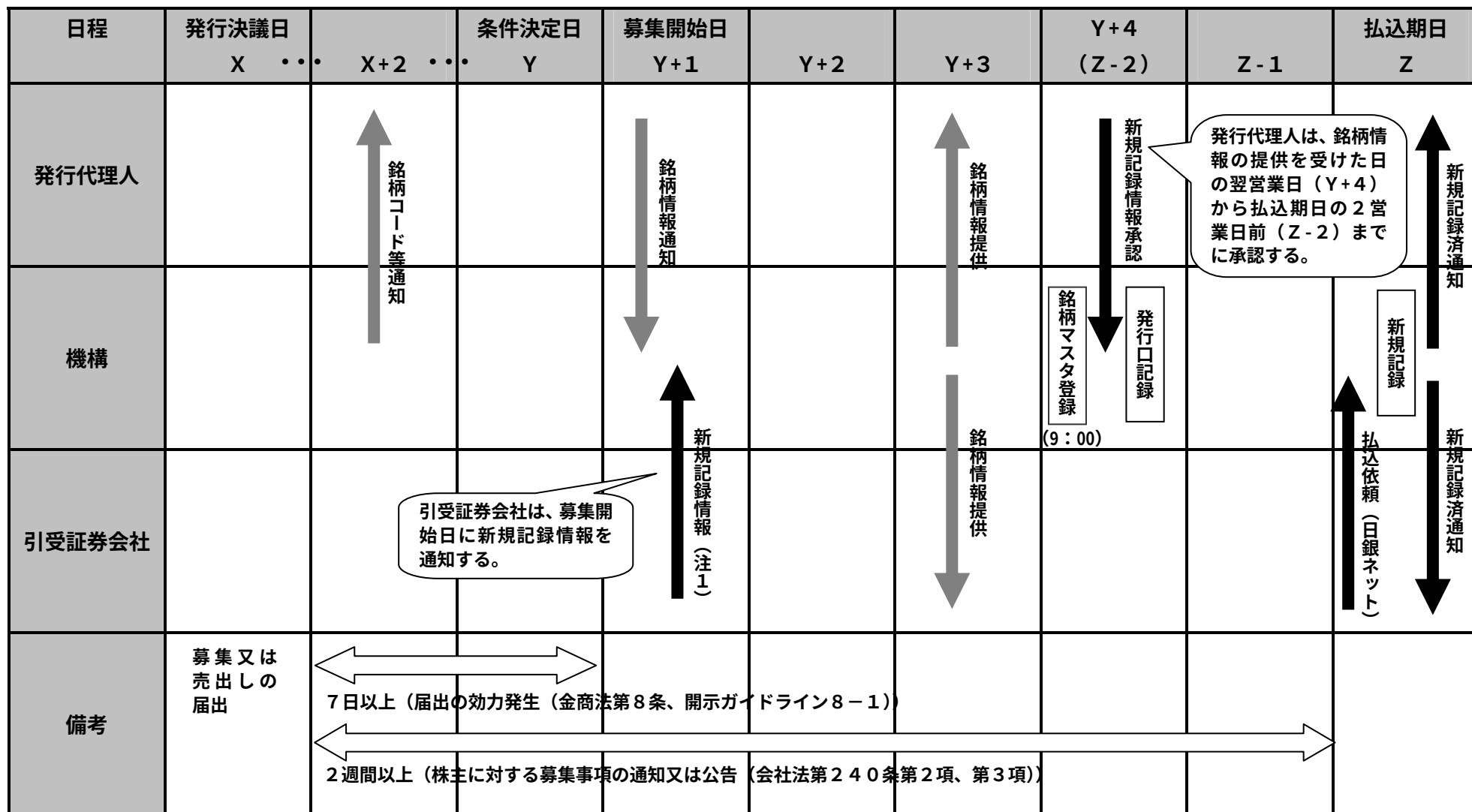
- 引受証券会社は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から発行代理人が新規記録情報を機構に対して通知する日の前営業日までに、発行代理人に対して直接、発行代理人が新規記録情報を機構に通知するために必要な情報を通知する。
- 発行代理人は、原則として、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに、機構に対して、新規記録情報通知を行う。

※ 発行代理人が機構へ通知を行う時期を銘柄情報提供日の翌営業日からとした理由：発行代理人が機構に対し、新規記録情報承認通知(発行時DVP方式)又は新規記録情報通知(非DVP方式)を行う場合には、振替システムのマスタに振替新株予約権付社債の銘柄情報が登録されている必要がある。振替システムに銘柄情報が登録されるのは、機構が銘柄情報を機構加入者及び発行代理人に提供する日の翌営業日(9:00)となるため、それ以降でなければ、機構は、発行代理人からの新規記録情報承認通知又は新規記録情報通知を受けることができない(振替システムに銘柄情報が登録される前に発行代理人が新規記録情報承認通知又は新規記録情報通知を行った場合は、エラーとなり、最初から一連の手続をやり直す必要がある)。

以 上

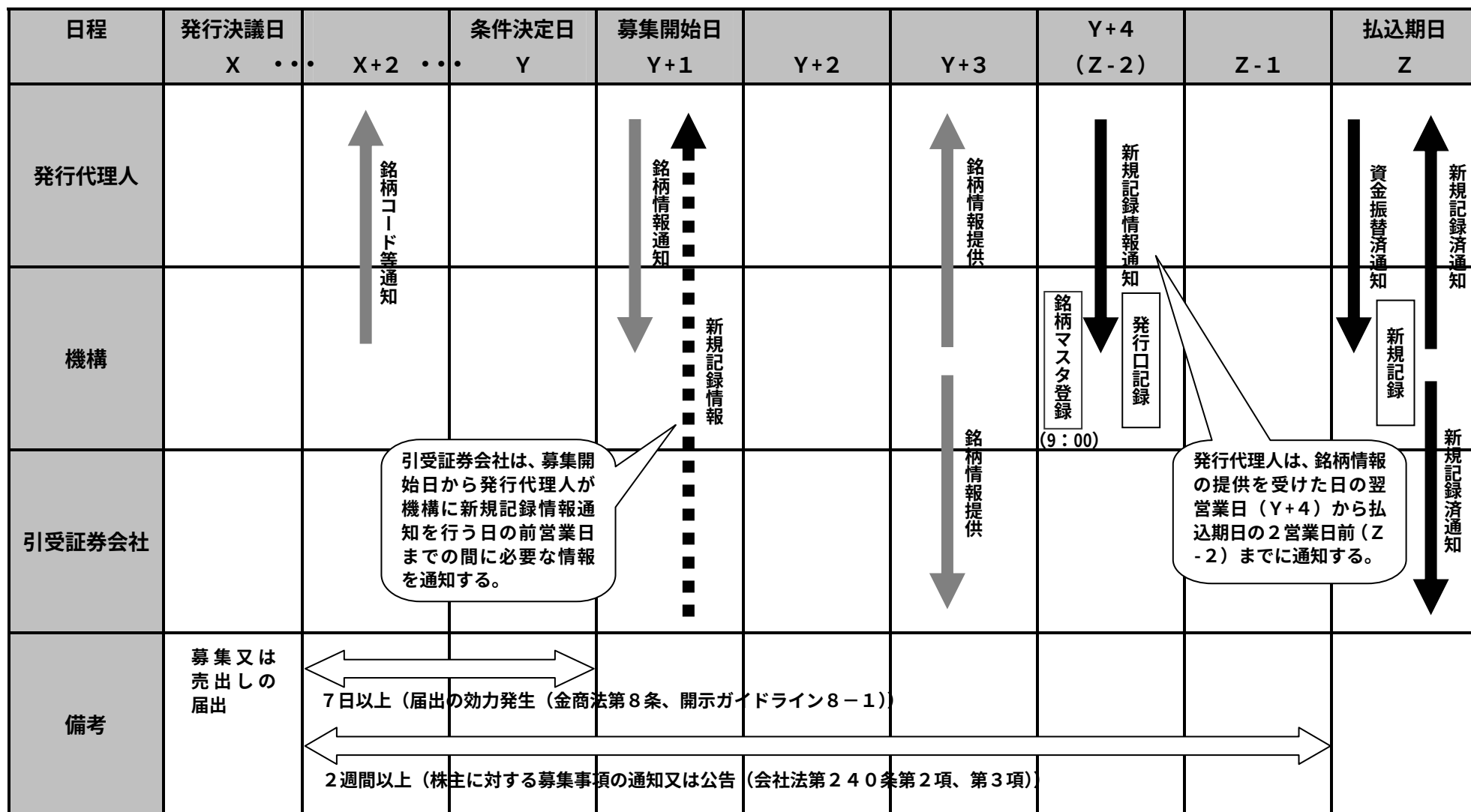
振替新株予約権付社債の発行に係る標準日程

1. 上場新株予約権付社債（発行時DVP方式）

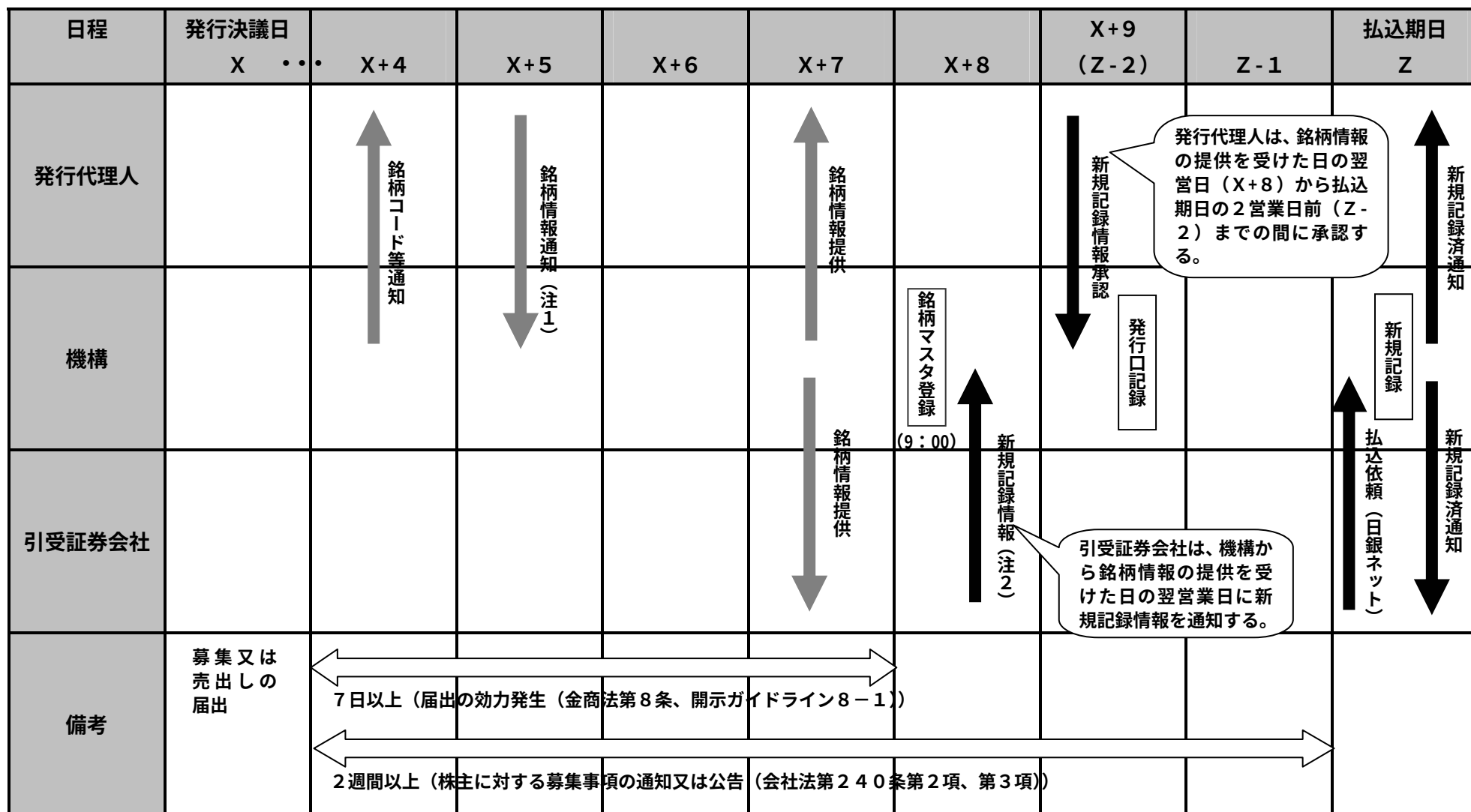


（注1）引受証券会社は、発行代理人に対し、新規記録情報承認のために必要な情報について、電子メール等で通知する。

2. 上場新株予約権付社債（非DVP方式）



3. 総額買取型新株予約権付社債（発行時DVP方式）



(注1) 新株予約権の行使価額等、発行条件が前営業日(=X+4)までに決定していることが、X+5に銘柄情報通知を行う前提となる。

(注2) 引受証券会社は、発行代理人に対し、新規記録情報承認のために必要な情報について、電子メール等で通知する。

4. 總額買取型新株予約権付社債（非DVP方式）

日程	発行決議日 X	・・・	X+4	X+5	X+6	X+7	X+8	X+9 (Z-2)	Z-1	払込期日 Z
発行代理人			↑ 銘柄コード等通知	↓ 銘柄情報通知 (注1)		↑ 銘柄情報提供	↑ 銘柄マスタ登録 (9:00)	↓ 新規記録情報通知 発行口記録		↓ 資金振替済通知 新規記録
機構						↓ 銘柄情報提供	↑ 新規記録情報			↑ 新規記録済通知
引受証券会社										↓ 新規記録済通知
備考	募集又は 売出しの 届出	← 7日以上(届出の効力発生(金商法第8条、開示ガイドライン8-1)) →						← 2週間以上(株主に対する募集事項の通知又は公告(会社法第240条第2項、第3項)) →		

発行代理人は、銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日(X+8)から払込期日の2営業日前(Z-2)までの間に通知する。

引受証券会社は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から発行代理人が機構に新規記録情報通知を行う日の前営業日までの間に必要な情報を通知する。

(注1) 新株予約権の行使価額等、発行条件が前営業日(=X+4)までに決定していることが、X+5に銘柄情報通知を行う前提となる。

ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について

平成19年10月24日
ユーロ円建新株予約権付社債の
取扱いに関する実務者検討会

I. はじめに

国内上場会社がユーロ市場等の海外市場において円貨建てで発行する新株予約権付社債（以下「ユーロ円建新株予約権付社債」という。）の新株予約権行使の取扱いについては、2009年1月に予定される株式等振替制度の実施に伴い、株券が発行されなくなることから、見直しを行う必要がある。そこで、当該商品については、毎年、多くの発行実績がある現状を踏まえ、当該商品を取扱う実務者を中心に、関係者間それぞれの役割、事務処理方法等の整理を行うことを目的に、ユーロ円建新株予約権付社債の取扱いに関する実務者検討会（以下「検討会」という。）を開催し、この度、ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の取扱いについて、株式等振替制度の実施後における事務処理の標準スキームを取りまとめた。当該スキームは、関係者の対応に委ねられている実務について、その標準様式を取りまとめることにより、関係者における実務の安定運用に資することを目的とするものである。

II. 検討会参加メンバー

- ・みずほコーポレート銀行、三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、全国銀行協会
- ・みずほ信託銀行、信託協会
- ・大和証券SMB C、野村證券、日本証券業協会
- ・証券保管振替機構（事務局）

III. 検討会開催状況

2月16日（金）、3月15日（木）、4月20日（金）、8月30日（木）の計4回の開催を行った。

主な検討事項は以下のとおり。

- （1）新株予約権行使から振替株式の交付までの日程
- （2）副転換代理人による新株予約権行使の名義代理人（カストディアン）の口座開設
- （3）新株予約権行使に伴い交付される振替株式の記録を受けるべき口座の通知方法
- （4）新株予約権行使に伴い交付される振替株式の内容の確認方法
- （5）新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理の方法、他

IV. 検討結果（ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理）

内 容	備 考
1. 口座の通知 副転換代理人は、ユーロ円建新株予約権付社債の発行時に、会社及び株主名簿管理人に対して、当該新株予約権付社債の新株予約権行使に伴い交付される振替株式の記録を受けるべき口座（加入者口座コード）を通知する。 2. 新株予約権行使の通知 現地の主転換代理人は、新株予約権付社債者から新株予約権行使の請求を受けた場合には、国内の会社及び副転換代理人に対して、新株予約権行使の通知を行う。 3. 新株予約権行使の内容の照合	※ 副転換代理人は、口座管理機関として新株予約権行使の名義代理人（以下「カストディアン」という。）の口座を開設する。 ※ 会社は、新株予約権行使が行われる都度、副転換代理人から通知を受けた口座に振替株式の交付を行うものとする。 ※ 振替株式の記録を受けるべき口座については、本来、証券保管振替機構（以下「機構」という。）を通じて、口座通知データの送受信を行うところであるが、株式交付日程の都合上、当該データの送受信は行わないこととする。なお、この取扱い は、当該データの送受信が行えるようになるまでの暫定措置とする。 ※ 新株予約権行使により発行される株式は、現地で行使請求が行われた日の翌暦日（日本時間）に効力が発生する。

内 容	備 考
会社及び副転換代理人は、主転換代理人から新株予約権行使の通知を受けたときは、当該新株予約権行使の内容について照合を行う。 4. 振替株式の交付の依頼 会社は、副転換代理人と新株予約権行使の内容の照合を行った後、株主名簿管理人に対して、振替株式の交付を依頼する。 5. 振替株式の交付内容の照合 (1) 株主名簿管理人による振替株式の交付内容の通知 株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前 8 時 30 分から正午までの間に、副転換代理人に対し、新株予約権行使に伴い交付される振替株式の内容について、次の事項を通知する。 ① 振替株式の銘柄 ② 振替株式の数 ③ 振替株式の交付日（振替株式の交付依頼日の 3 営業日後の日） ④ 振替株式の交付先である副転換代理人の機構加入者コード ⑤ 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コード ⑥ 振替株式の交付先であるカストディアンへの加入者口座コード ⑦ 振替株式の交付元である会社の加入者口座コード ⑧ 新株予約権行使の効力発生日 ⑨ 振替株式の全部又は一部が自己株式である場合は、新株又は自己株式の別及びその内訳	※ 新株予約権行使により交付される振替株式は、カストディアン又はそのノミニー名義で株主名簿に記載される。 ※ 当該通知は、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を用いて行う。 ※ ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う振替株式の交付内容の通知であることを明確にするため、口座照会の事由は「その他」、振替の種類は「その他振替」を指定し、フリーメッセージ欄に「ユーロ円新株予約権行使」と入力する。 ※ ③は「振替先口座照会」の入力項目の中の「振替予定日」欄に、④は「受方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑤は「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑥は「振替先口座の加入者口座コード」欄

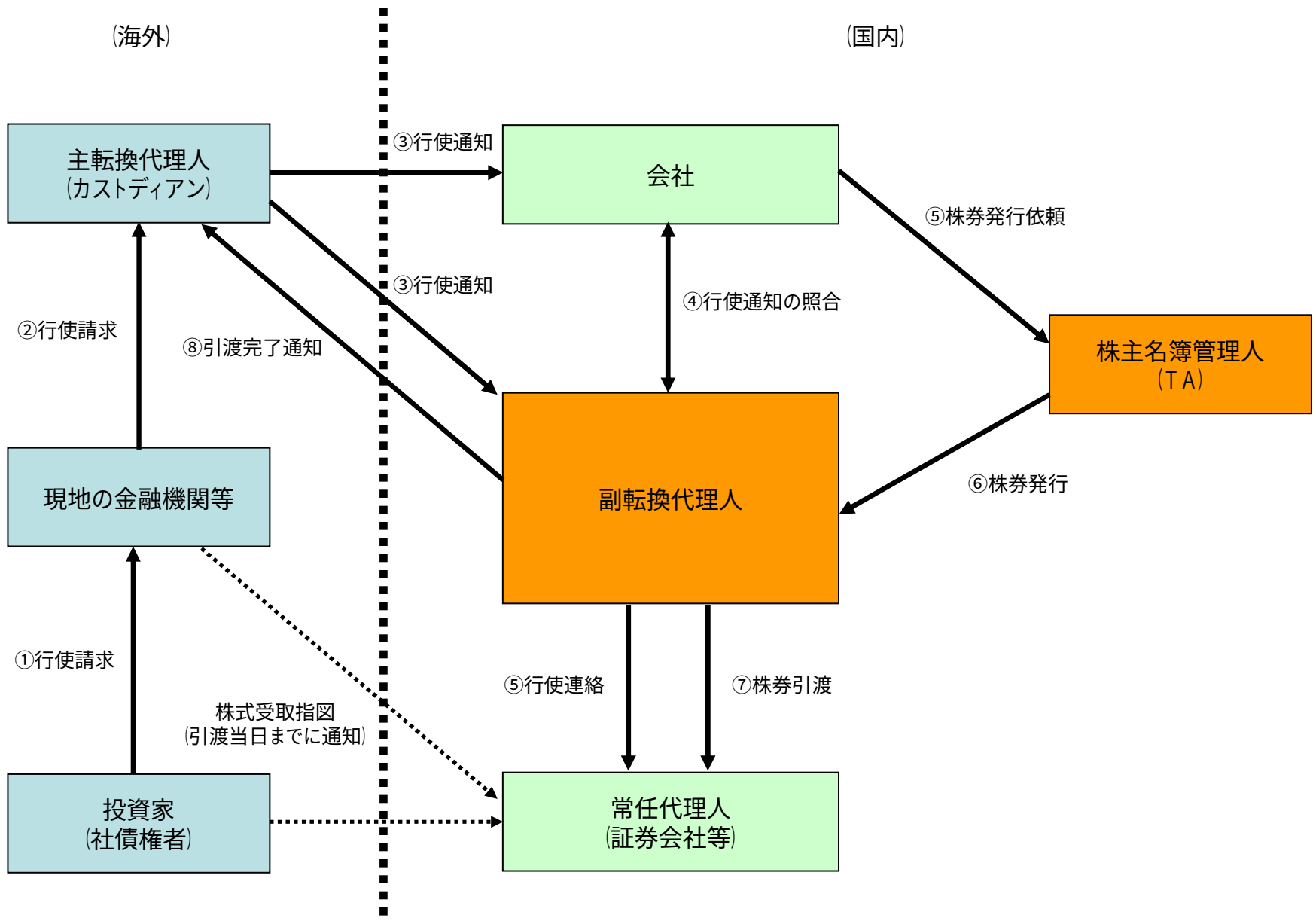
内 容	備 考
(2) 副転換代理人による振替株式の交付内容の確認 副転換代理人は、株主名簿管理人から振替株式の交付内容の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日の正午から午後4時30分までの間に、当該通知の内容について確認を行う。 6. 新規記録 (1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。 ① 振替株式の銘柄 ② 加入者（カストディアン）の加入者口座コード ③ 加入者（カストディアン）の株主等照会コード ④ 振替株式の数 ⑤ 新規記録区分（「振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」を指定する。） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日を入力する。）	に、⑦は「振替元口座の加入者口座コード」欄に、⑧は「取得日」欄に、⑨は「フリーメッセージ」欄にそれぞれ入力する。 ※ ⑨の入力例としては、新株を500株、自己株式を500株交付する場合は、「交付株式総数 1,000 株、内新株交付分 500 株、自己株式交付分 500 株」と入力する。 ※ 副転換代理人は、確認の結果、当該通知の内容に過誤が判明したときは、直ちに、株主名簿管理人に対し、電話等により連絡することとし、株主名簿管理人は必要な措置をとる。 ※ 新規記録通知データは、主転換代理人から受けた新株予約権行使の通知毎に作成する。 ※ 株式等リファレンスNOは入力しない。 ※ 株主名簿管理人は、5.（2）において振替株式の交付内容に過誤があった場合で、既に機構に対して

内 容	備 考
⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の3営業日後の日を入力する。） （2）機構から副転換代理人への新規記録通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、副転換代理人に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。 ① 振替株式の銘柄 ② 振替株式の数 ③ 副転換代理人の機構加入者コード ④ 加入者（カストディアン）の加入者口座コード ⑤ 新規記録区分（振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） ⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の3営業日後の日） （3）振替口座簿における増加の記録 機構及び副転換代理人は、新規記録日の業務開始時（9:00）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。 （4）新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び副転換代理人に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により送信する。	新規記録通知データを送信しているときは、当該データを訂正のうえ、午後8時までにファイル伝送により通知する。 ※ 新規記録情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 機構は副転換代理人の口座の顧客口に増加の記録を行い、副転換代理人はカストディアンの口座に増加の記録を行う。 ※ 当該通知は、株主名簿管理人へは「口座処理結果ファイル」により、副転換代理人へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細票」により通知される。

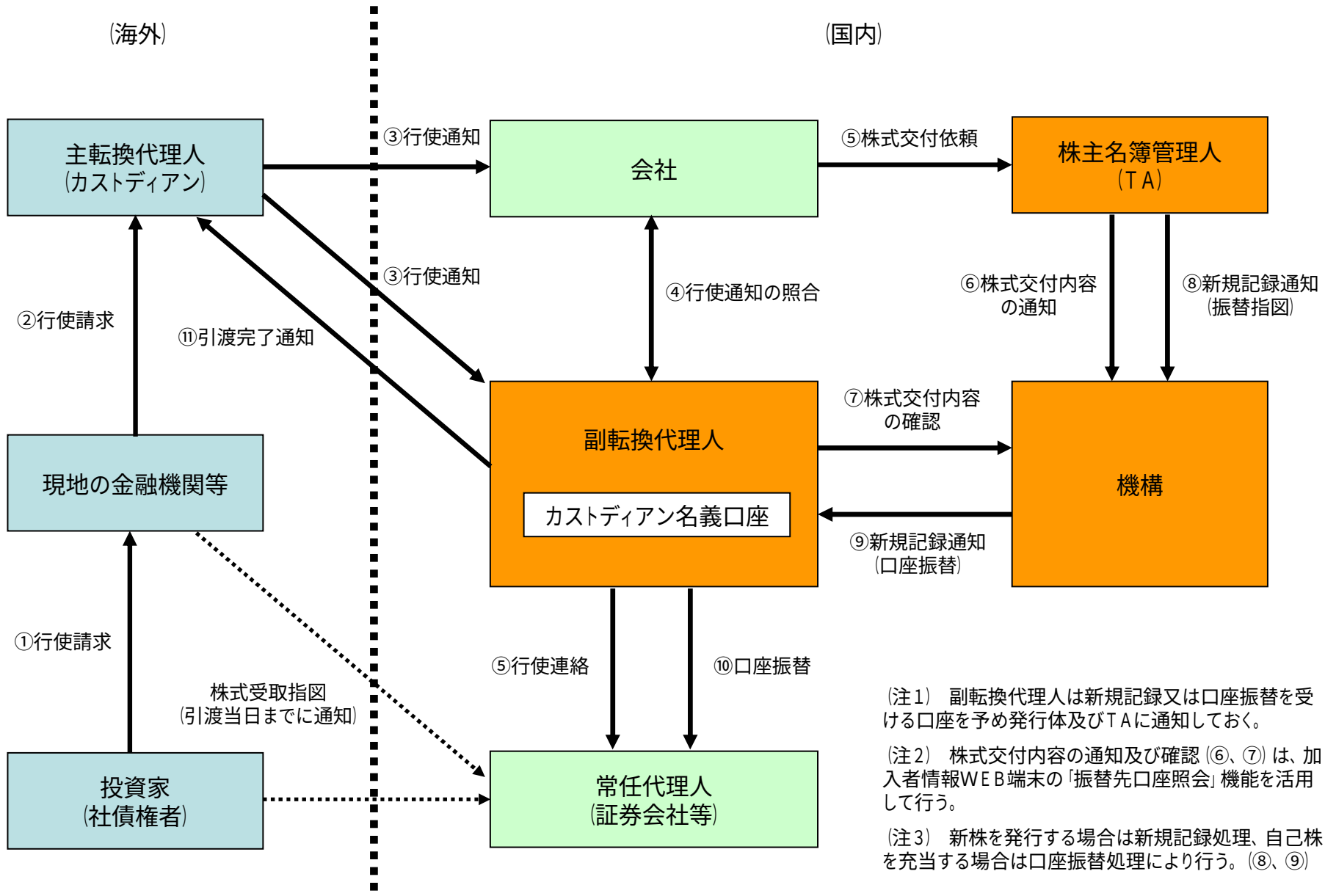
内 容	備 考
7. 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合の手続 株主名簿管理人は、会社が新株予約権行使に対して新株の交付に代えて自己株式を交付することとした場合には、機構に対して、振替株式の交付日（新株を交付する場合の新規記録日と同日）の業務開始時（9:00）を振替時とするカストディアンの口座への振替の申請を行う。 8. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理 （1）単元未満株式の取扱い 株主名簿管理人は、新株予約権行使に伴い単元未満株式が生じる場合には、単元株数部分と単元未満株数部分を合算のうえ、機構に対し、新規記録通知又は振替の申請を行う。 （2）単元未満株式の振替及び買取代金の支払い 副転換代理人は、単元未満株式の買取処理が行われる場合には、買取日（振替株式の交付日）に、会社の口座への振替の申請を行う。株主名簿管理人は、買取日（振替株式の交付日）に、副転換代理人に対し、買取代金の支払いを行う。	※ 振替の申請は、前日振替請求により行う。 ※ 新株予約権行使に伴う自己株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。 ※ 当該振替先の会社の口座は、株主名簿管理人に開設された口座とする。 ※ 買取処理による単元未満株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。

以 上

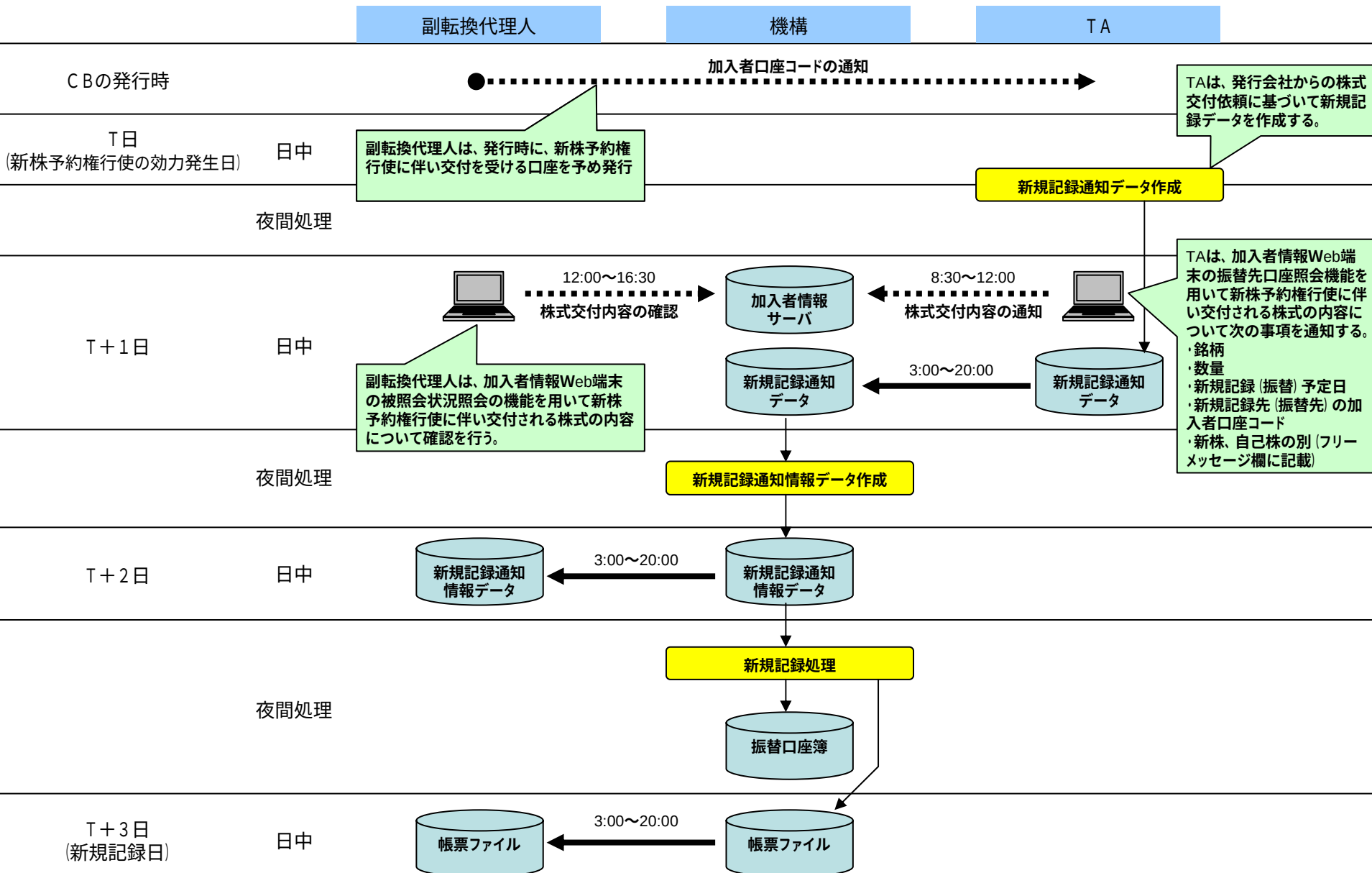
ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使（現行処理フロー）



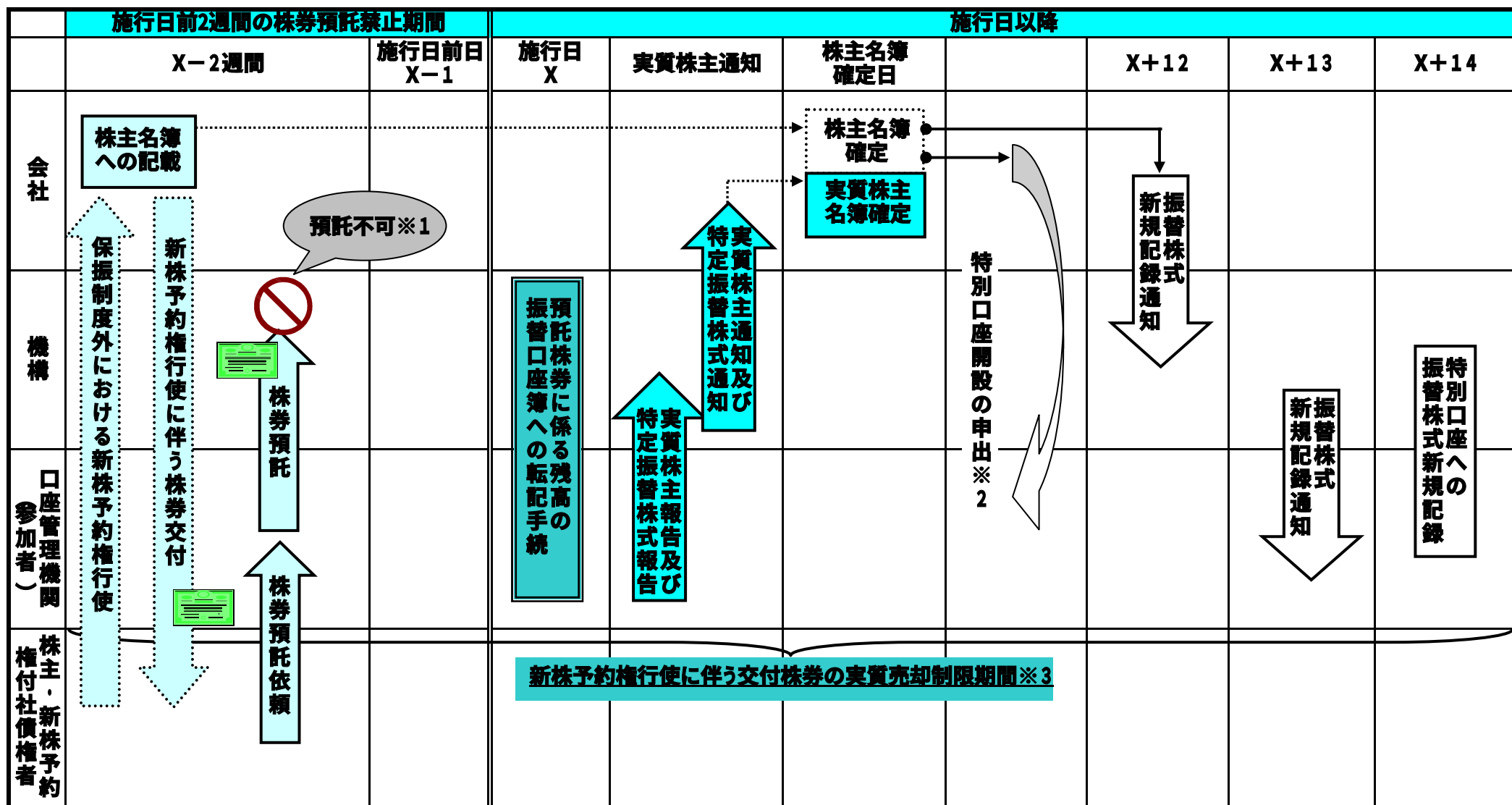
ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使 (振替制度における処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使 (処理日程)



振替制度移行に伴うユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の制限



4. 移行分科会における検討状況について

○ 第13回

1. 「先行稼働期間中の総株主通知に準じた実質株主通知に係るシステム処理について（第1版）（案）」について
2. 「特例期間の預託のための事前確認スキーム」について
3. その他

○ 第14回

1. 施行日前後におけるコーポレートアクション等の取扱いについて
2. 端株の移行手続について
3. 先行稼働期間における実質株主票の取扱いについて
4. その他

以 上

■ 株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて

株券等の電子化の施行日前後において実施される各種コーポレートアクション等については、法令上の制約が生じるほか、実務面においても、各関係者においては株式等振替制度への移行に伴う特別な事務処理等が発生することが見込まれているため、円滑な移行を行うためには、一定期間の制限が必要となる。

＜施行日前後に行われるコーポレートアクションに係る主な留意点＞

	法律面	実務面
施行日前	○決済合理化法附則第12条 ※施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間は、預託及び交付の請求をすることができない。	○総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の早期実施に係る対応 ○施行日前日における実質株主通知に係る処理 ○区分口座対応、質権口座の記録内容の通知 ○新株予約権付社債の集中移行に係る対応 等
施行日後	○振替法第131条第1項の通知（一定の日の1か月前までに会社が行う株主等への通知） ○振替法第136条第1項等の通知（効力発生日等の2週間前までに会社が行う振替機関（機構）への通知） ○振替法第163条第1項、第192条第1項の決定（当該決定は、施行日後に行う必要がある。） ○会社法第240条第2項及び第3項（会社は、新株予約権及び新株予約権付社債の募集に際して払込期日の2週間前までに公告を行う必要がある。） ※振替制度において実施するコーポレートアクション等については、上記要件（通知の開始日が施行日以降 等）を満たす必要がある。	○新システムへの切替え、転記処理 ○施行日前日の実質株主名簿確定に係る処理 ○施行日前日において一般株主名簿に記載されている株主に係る特別口座への新規記録処理 ○特例新株予約権付社債の振替受入簿の作成 等

1. 株式

（1）施行日前の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
1	○決済合理化法附則第12条（預託・交付の制限期間） ⇒当該期間における預託及び交付処理は行えない。	施行日の2週間前 の日から施行 日前日までの間	○新規取扱開始（新規上場） ○保振制度を利用した公募 ○預託を伴う売出し ○自己株式の消却手続に伴う交付

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
2	○近接した株主確定日（実質株主通知）の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間においては、株主確定日の間隔を中12営業日以上設ける必要がある。 ※現行の実質株主通知においては、株主確定日の間隔を中8営業日以上設ける必要がある。（株式併合の効力発生日等、配分処理を伴う株主確定日からは、実務上、約3週間程度間隔を設ける必要がある。） ※施行日前日に近接する（施行日の13営業日前の日から施行日前日までの間に設けられる）決算期日及び中間期日に係る実質株主通知は除く。 ※施行日前日の実質株主通知に係る処理と同視できる株主確定日のうち、配分処理等を伴わないもの（例：施行日を1月5日とした場合、12月末日を株主確定日とする剰余金の配当や臨時株主総会に係る基準日の設定など。対等で行われる会社合併、株式交換、株式移転等は除く。）については設定が可能。 ※端株制度採用会社が振替制度への移行のために施行日直前に実施する株式分割及び単元株制度の採用（会社法第191条・整備法第86条第2項）は除く。	施行日の13営業日前の日から施行日前日までの間	○基準日の設定 ○株主有償割当増資 ○株式無償割当 ○株式併合 ○株式分割 ○会社合併（新設合併消滅会社又は吸収合併消滅会社となる場合に限る。） ○株式交換（株式交換完全子会社となる場合に限る。） ○株式移転 ○会社分割（吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式を分割会社の株主に割り当てる場合に限る。）

（2）施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
3	○振替法第131条第1項の通知 ⇒会社が振替株式を交付する場合において株主等の口座を知ることができないときは、一定の日の1月前までに、株主等への通知をしなければならない。	施行日から施行日の1か月後の日の翌日までの間	○新規取扱開始（上場会社どうしの株式移転、株式交換及び会社合併によるテクニカル上場は除く。） ※振替制度においては、新規上場日の前営業日を取扱開始日としているため、新規上場日の制限期間は、施行日から1か月後の日の翌日の翌営業日までの間となる。 ○株式交換（非上場会社を株式交換完全子会社とする場合に限る。） ○会社合併（非上場会社を新設合併消滅会社又は非上場会社（完全子会社を除く。）を吸収合併消滅会社とする場合に限る。）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
4	○振替法第136条第1項の通知 ○振替法第137条第1項の通知 ○振替法第138条第1項の通知 ○振替法第151条第7項の通知 ○振替法第157条第3項又は第160条第3項に基づく振替法第135条第1項の通知 ⇒会社は、効力発生日等の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○基準日の設定 ○株主有償割当増資 ○株式無償割当 ○株式併合 ○株式分割 ○会社合併 ○株式交換（株式交換完全子会社となる場合に限る。） ○株式移転 ○会社分割（吸収分割承継会社又は新分割設立会社の株式を分割会社の株主に割り当てる場合に限る。） ○取得条項付株式の全部取得
5	○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、施行日前日の株主名簿確定処理期間中は株主確定日を設けることができない。 ※振替制度においては、株主確定日の間隔を中7営業日以上設ける必要がある。 ※施行日前日に近接する（施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間に設けられる）決算期日及び中間期日に係る総株主通知は除く。 ※会社からの請求に基づく総株主通知についても制限の対象となる。	施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間	（項番2と同じ）
6	○施行日直後の新規記録処理（公募増資・第三者割当増資） （発行時DVP方式による場合） ⇒実務上、引受主幹事証券は、機構に対して、新規記録日の5営業日前の日までに新規記録情報の入力等を行う必要がある。 （発行時DVP方式によらない場合） ⇒実務上、口座管理機関は、機構に対して、新規記録日の5営業日前の日までに口座通知をする必要がある。	施行日から施行日から起算して5営業日目の日までの間	○公募増資に係る払込期日の設定 ○第三者割当増資に係る払込期日の設定
7	○施行日直後の一部抹消処理 ⇒実務上、会社は、機構に対して、一部抹消日の2営業日前までに一部抹消通知を行う必要がある。	施行日及び施行日の翌営業日	○自己株式消却（一部抹消）

2. 新株予約権付社債

(1) 施行日前の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
8	○新株予約権付社債券に係る預託及び交付の制限 ⇒実務上、当該期間における預託及び交付処理は行わない。	施行日の2週間前の日から施行日前日までの間	○新規取扱開始（新規上場） ○保振預託新株予約権付社債の買入消却 ○取得条項付新株予約権付社債の一部取得及び全部取得 ○抽選償還
9	○近接した株主確定日（実質株主通知）の設定 ⇒実務上、総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知の実施期間においては、株主確定日の間隔を中12営業日以上設ける必要がある。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受ける消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。	施行日の13営業日前の日から施行日前日までの間	○合併等に伴う新株予約権付社債の承継

(2) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
10	○振替法第192条第1項の決定 ⇒振替新株予約権付社債を発行する場合には、当該新株予約権付社債の発行の決定において、当該新株予約権付社債の全部について、振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第240条第2項及び第3項 ⇒会社は、新株予約権付社債の募集を行う場合には、払込期日の2週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第192条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや会社法第240条第2項及び第3項の2週間前の公告義務のため、施行日から施行の2週間後の日までの間は、新規記録を行うことができない。	施行日から施行の2週間後の日までの間	○新規取扱開始（新規記録日の設定）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
1 1	○施行日直後の元利払期日の設定 ⇒実務上、元利払処理を行うためには、システム処理上、元利払期日の9営業日前の日から機構加入者に対して、元利払日程通知を行うこととしている。 ※元利払日程通知は、施行日の夜間バッチ処理での通知が最短となる。	施行日から施行日から起算し10営業日目までの間	○元利払期日の設定
1 2	○振替法第223条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。 ○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権付社債の割当を受ける消滅会社等の新株予約権付社債権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。	施行日から施行日から起算して15営業日目までの間	○合併等に伴う新株予約権付社債の承継（承継に係る新株予約権付社債権者確定日の設定）
1 3	○振替法第218条第3項に基づく振替法第200条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○取得条項付新株予約権付社債の全部取得（全部取得日の設定）
1 4	○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権付社債権者通知を行うためには、新株予約権付社債権者確定日の7営業日前の日には総新株予約付社債権者通知日程案内を行うこととしている	施行日から施行日から起算して9営業日目までの間	○正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定

3. 新株予約権

(1) 施行日後の取扱い

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
15	○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○近接した株主確定日（総株主通知）の設定 ⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※振替法第192条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや株主確定日が施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間設定できないことから新株予約権の無償割当を行うことができない。	施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間	○新株予約権の無償割当に係る割当基準日の設定（新株予約権付社債の無償割当も同様。）
16	○振替法第163条第1項の決定 ⇒振替新株予約権を発行する場合には、当該新株予約権の発行の決定において、当該新株予約権の全部について、振替法の規定を受けることとする旨を定めなければならない。 ○会社法第240条第2項及び第3項 ⇒会社は、新株予約権の募集を行う場合には、払込期日の2週間前までに、募集事項の通知又は公告をしなければならない。 ※振替法第163条第1項の決定については、振替法施行後に行う必要があることや会社法第240条第2項及び第3項の2週間前の公告義務のため、施行日から施行の2週間後の日までの間は、総額買取型新株予約権の新規記録を行うことができない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○総額買取型新株予約権の新規取扱開始（新規記録日の設定）
17	○振替法第189条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。 ○近接した株主確定日（総株主通知）の設定	施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間	○合併等に伴う新株予約権の承継（承継に係る新株予約権者確定日）

項番	制限要因	制限期間	制限されるコーポレートアクション等
	⇒実務上、会社は、特別口座への振替株式の新規記録処理の期間中は株主確定日を設けることはできない。 ※実務上、合併等に伴い、存続会社等の新株予約権の割当を受ける消滅会社等の新株予約権者は、合併等効力発生日の前営業日に確定することとなり、当該確定日が合併等の株主確定日に重なることとなる。		
18	○振替法第185条第3項に基づく振替法第171条第1項の通知 ⇒会社は、全部抹消日の2週間前までに、振替機関に対し必要な通知をしなければならない。	施行日から施行日の2週間後の日までの間	○取得条項付新株予約権の全部取得（全部取得日の設定）
19	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定 ⇒実務上、総新株予約権者通知を行うためには、新株予約権者確定日の7営業日前の日に総新株予約権者通知日程案内を行うこととしている	施行日から施行日から起算して9営業日目までの間	○正当な理由に基づく総新株予約権者通知の新株予約権者確定日の設定

※新株予約権について、機構は、振替制度の施行日から取扱いを開始する予定であり、施行日前において制限されるコーポレートアクションはない。
なお、新株予約権については、新株予約権付社債のような振替制度への移行の特例措置がないため、施行日前に発行された新株予約権は、振替新株予約権にすることはできず、機構の取扱対象とならない。

4. その他権利行使等について

（1）保管振替制度における単元未満株式の買取請求の取扱いについて【項番20】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日（当該日が休業日に当たる場合は、その前営業日を言う。以下（1）～（3）において同じ。）の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の5営業日前の日から施行日前日までの間、買取請求の取次ぎを停止することとする。（12月末決算銘柄と同様の制限日程）

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の買取請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間（施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間）、一定の制約が生じる可能性がある。

（2）保管振替制度における単元未満株式の売渡請求の取扱いについて【項番21】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の12営業日前の日から施行日前日までの間、売渡請求の取次ぎを停止することとする。（12月末決算銘柄と同様の制限日程）

※施行日前日に機構に預託されていない株券に係る施行日後の売渡請求については、特別口座への新規記録が行われるまでの間（施行日から施行日から起算して15営業日目の日までの間）、一定の制約が生じる可能性がある。

（３）保管振替制度における預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取扱いについて【項番２２】

振替制度への移行時においては、全ての銘柄について、施行日前日の実質株主通知に係る処理を行う必要があることから、機構は、施行日前日の4営業日前の日から施行日前日までの間、預託新株予約権付社債の新株予約権行使の取次ぎを停止することとする。（単元未満株式の同時買取請求については、施行日前日の5営業日前の日から施行日の前日までの間、取次ぎを停止することとする。）

※振替制度における振替新株予約権付社債の新株予約権行使請求については、施行日当日から受付けることとする。（単元未満株式の同時買取請求についても同様。）

（４）機構に預託されていない新株予約権付社債（機構非取扱いの新株予約権付社債及び新株予約権を含む）に係る振替制度の施行日前後における取扱い

施行日前の2週間は株券の預託が禁止されるため、その間に新株予約権行使により株券の交付を受けたとしても、当該株券は機構に預託することができない（決済合理化法附則第12条）。

施行日までに機構に預託されない株式は、施行日の14営業日後の日に、施行日前日の株主名簿上の名義で、会社が開設した特別口座に記載される（決済合理化法附則第6条）。

特別口座に記載された振替株式を売却するためには、口座管理機関に開設した自己の口座に振り替えたうえで売却することが必要となる（振替法第133条）。

以上のことから、施行日前の2週間に新株予約権を行使する場合には、施行日前後の一定期間（最長5週間程度）、行使により取得した株式の売却が制限されることとなる。

（５）機構非取扱いの優先株式の取得請求に係る振替制度の施行日前後における取扱い

上記（４）の取扱いと同様。

以 上

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程(施行日を2009年1月5日と仮定した場合)

参考 1

<株式(既上場会社)>

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分…制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年	2	3	4
		12/1 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	1/1 木	金	土	日
・公募増資(払込期日の設定) ・売出し(預託を伴う場合) ・自己株式の消却に伴う交付	【項番1】 預託・交付の制限期間																																			
・基準日の設定 ・株主有償割当増資 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・会社分割	【項番2】 株主確定日設定の制限期間																																			
・単元未満株式の買取請求	【項番20】 買取請求取次ぎの停止期間																																			
・単元未満株式の売渡請求	【項番21】 売渡請求取次ぎの停止期間																																			

(参考)

同意手続及び特別口座開設先等の公告の期限																																			
質権者単独での預託及び承諾のない保護預り株券の預託の特例期間																																			
質権者による株主名簿への記録の請求ができる期間																																			

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分…制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	
		1/5 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
・株式交換(非上場会社を相手とする場合) ・会社合併(非上場会社を相手とする場合)	【項番3】 「一定の日」(振替法第131条第1項)設定の制限期間(法令上)	(最短)振替法第131条第1項の通知																																	(最短)一定の日		
・基準日の設定 ・株主有償割当増資 ・株式無償割当 ・株式併合 ・株式分割 ・会社合併 ・株式交換 ・株式移転 ・会社分割	【項番5】 株主確定日設定の制限期間 (1/5～1/19) 【項番4】 株式併合等の効力発生日、基準日等設定の制限期間(法令上)																					(特別口座への新規記録日)	(最短)基準日(株主確定日)	(最短)実務上の基準日(株主確定日)													
		(最短)振替法下の通知開始日																																			
・公募増資(払込期日の設定) ・第三者割当増資(払込期日の設定)	【項番6】 公募増資等の新規記録日設定の制限期間									(最短)払込期日																											
・自己株式の消却	【項番7】 一部抹消日設定の制限期間		(最短)一部抹消日																																		

(参考)

登記手続の期間																																			
機構名義株式の名義書換の禁止期間																																			

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）

参考 2

＜株式（新規上場会社）＞

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年 12/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年 1/1	2	3	4
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
・新規上場	【項番1】 預託・交付の制限期間																																			

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年 1/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
・新規上場	【項番3】 「一定の日」（振替法第 131条第1項）設定の制 限期間（法令上）	(最短)振 替法第 131条第1 項の通知																																(最短)一 定の日			(最短)新 規記録日	(最短)新 規上場日

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間（休日等）を含む。

株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の制限日程（施行日を2009年1月5日と仮定した場合）

参考 3

<新株予約権付社債>

■ 施行日前の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2008年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2009年	2	3	4
		12/1 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	1/1 木	2 金	3 土	4 日
・新株予約権付社債の発行（払込期日の設定） ・保振預託新株予約権付社債の買入消却 ・取得条項付新株予約権付社債の一部取得及び全部取得 ・抽選償還	【項番8】 預託・交付の制限期間																																			
・合併等に伴う新株予約権付社債の承継	【項番2、9】 株主確定日設定の制限期間																																			
・保振預託新株予約権付社債の新株予約権行使	【項番20】 新株予約権行使の取次ぎの停止期間																																			
・保振預託新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う単元未満株式の同時買取請求	【項番21】 買取請求取次ぎの停止期間																																			

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
		1/5 月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
・新株予約権付社債の発行（払込期日の設定）	【項番10】 振替法192条第1項、会社法第240条第2項及び第3項の制限期間（法令上）																																				
・新株予約権付社債の元利払	【項番11】 元利払期日設定の制限期間																																				
・合併等に伴う新株予約権付社債の承継	【項番12】 株主確定日設定の制限期間																																				
・取得条項付新株予約権付社債の全部取得	【項番13】 全部抹消日設定の制限期間（法令上）																																				
・正当な理由に基づく総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定	【項番14】 総新株予約権付社債権者通知の新株予約権付社債権者確定日の設定																																				

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間（休日等）を含む。

<新株予約権>

■ 施行日後の日程 ※網掛け部分・・・制限期間

制限の対象となる 主なコーポレートアクション	制限要因	2009年 1/5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	2/1	2	3	4	5	6	7	8	9
		月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
・新株予約権の無償割当	【項番15】 振替法第163条第1の制 限（法令上） 株主確定日設定の制限 期間																																				
・総額買取型新株予約権の発行（払 込期日の設定）	【項番16】 振替法163条第1項、会 社法第240条第2項及び 第3項の制限（法令上）																																				
・合併等に伴う新株予約権の承継	【項番17】 株主確定日設定の制限 期間																																				
・取得条項付新株予約権の全部取 得	【項番18】 全部抹消日設定の制限 期間（法令上）																																				
・正当な理由に基づく総新株予約権 者通知の新株予約権者確定日の設 定	【項番19】 総新株予約権者通知の 新株予約権者確定日の 設定																																				

(注1) 今後の法律改正等により変更が生じる場合がある。
(注2) 上記制限期間については、実質上制限される期間(休日等)を含む。

端株の移行手続について(案)

1. 制度要綱等における整理

(1) 「株券等の電子化に係る制度要綱」(84頁)

項目	内容	備考
7. 端株の取扱い (1) 端株の移行	○ 保振制度利用会社である端株制度採用会社は、施行日までに株式分割等を行い端株を株式にする必要がある。	
(2) 施行日における端株の一斉移行手続	○ 端株制度採用会社が施行日に株式分割及び単元株制度を採用する場合の手続については、次のとおりとする。 ① 端株制度採用会社は、施行日をその効力発生日とする株式分割及び単元株制度の採用決議を行う。 ② 端株制度採用会社は、基準日の2週間前までに株式分割に係る基準日の公告を行う。 ③ 端株制度採用会社は、株式分割の効力発生日(施行日)の2週間前までに、機構に対し、株式分割に係る基準日等の事項を通知する。 ④ 機構及び参加者は、振替制度下での株式分割時に必要な処理(施行日に加入者の口座に記録すべき振替株式の数の合計数を施行日の前営業日に参加者から機構に対し通知するなどの処理)を行う。 ⑤ 機構及び参加者は、参加者口座簿及び顧客口座簿の振替口座簿への転記手続を行う。 ⑥ 機構及び特別口座を開設する口座管理機関は、株主名簿に記録された株主及び旧端株主を特別口座に記録する手続を行う。	○ 株主の混乱及び参加者等の関係者の負担を最小限に抑える観点から、原則として全社一律の対応を行うことが望ましい。 ○ 端株制度採用会社が施行日前に株式分割等を行う場合における株券記載の株式数の読替対応の可否については、なお検討する。

(2) 移行分科会第11回(資料1-3)

端株制度採用会社が施行日を効力発生日とする株式分割及び単元株制度を採用する場合の事務処理について整理

2. 問題の所在

- 振替株式について株式の分割を行う場合には、発行者は振替機関に対し、効力発生日の2週間前までに第137条第1項の通知をしなければならない。
- 施行日前において発行者が当該規定の通知を行うことについては、決済合理化法附則に特段の定めはない。

- 合併等を行う場合の第135条第1項、第136条第1項又は第138条第1項の通知についても同様である。

(振替株式の分割に関する記載又は記録手続)

第百三十七条 特定の銘柄の振替株式について、株式の分割をしようとする場合には、当該振替株式の発行者は、株式の分割がその効力を生ずる日の二週間前までに、当該発行者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に対し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該株式の分割に係る振替株式の銘柄

二 次のイの総数の口の発行総数に対する割合(以下この条において「増加比率」という。)

イ 株式の分割により株主が受ける当該振替株式の総数

ロ 株式の分割前の当該振替株式の発行総数

三 株式の分割に係る基準日(会社法第二百二十四条第一項に規定する基準日をいう。以下この章において同じ。)及び株式の分割がその効力を生ずる日

四 当該発行者の口座(二以上あるときは、そのうちのー)

2～5 (略)

→施行日前に第137条第1項の通知ができないため、施行日を効力発生日とする株式分割が困難となった。

3. 対応案

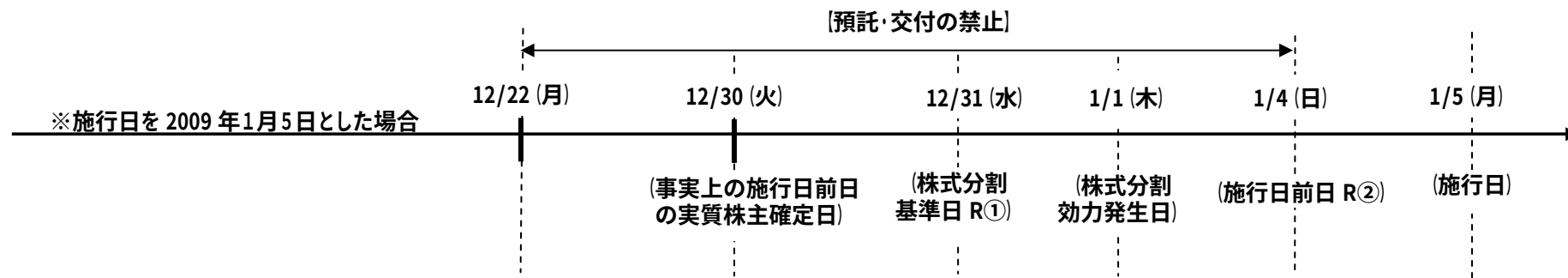
(1) 概要

施行日前(例えば1ヶ月前や2週間前)に株式分割を行うこととなると、「株券の発行又は読替株券対応」及び「近接した基準日設定」の問題が発生する。

施行日前に株式分割を行うに際しての問題を回避するため、端株制度採用会社において、基準日を12/31、効力発生日を1/1とする「株式分割及び単元株制度の採用」の手続(例:「100分割」及び「1単元の数」を100株とする。)を行うことで、端株をなくしつつ振替制度に移行する対応を行うことが考えられる(施行日を2009年1月5日とした場合)。

a. 施行日前日は1/4となるが、12/31～1/4は休業日であるため、施行日前日の実質株主の確定日は、事実上12/30となる。株式分割の基準日を12/31とすることで、事実上両者が一致することになる。

b. 法律上1/1に株式分割の効力が発生するが、12/31～1/4は休業日であるため、事実上、預託・交付・振替等の残高の変動は生じない。



(2) 株式分割及び単元株制度の導入に係る想定事務フロー（施行日を 2009 年 1 月 5 日とした場合）

日付	イベント	事務	備考
12/18 (木)		○機構から会社 (TA) 及び参加者に対して日程通知を配信	○当該通知は、株式分割の基準日の通知と施行日前日の通知を兼ねる。
12/30 (火)	○ 事実上の施行日前日の実質株主確定日 ○ 事実上の株式分割基準日	○参加者から機構に対して新預託株式数申告	
12/31 (水)	○株式分割基準日		
1/1 (木)	○株式分割効力発生日		
1/4 (日)	○施行日前日		
1/5 (月)	○施行日	○株式分割部分について増加記録 (事実上)	
1/8 (木)		○参加者から機構に対して実質株主データ又は総株主報告データ送信	
1/16 (金)		○会社 (TA) から機構に対して一般株主報告データの送信	
1/20 (水)		○機構から会社 (TA) に対して総株主通知データの配信	○当該通知は、株式分割の基準日の通知と施行日前日の通知を兼ねる。
1/22 (木)		○会社 (TA) から機構に対して新規記録通知データファイルの送信	○株主になった端株主についても新規記録通知データファイルにて送信される。
1/23 (金)		○機構から会社 (TA) に対して新規記録通知情報通知の配信	
1/26 (月)		○特別口座部分について新規記録	

以 上

先行稼働期間における実質株主票の取扱いについて（案）

1. 対応案

- (1) 先行稼働期前に、実質株主票を届け出たことのある参加者： 施行日前日の実質株主の通知に係る届出分まで会社（ＴＡ）に対し実質株主票の届出を行うこととする。
- (2) 先行稼働期前に、実質株主票を届け出たことのない参加者： 加入者情報登録を行うことにより、実質株主情報の報告が可能であり、会社（ＴＡ）に対する実質株主票の届出は不要とする。

- ※ （１）（２）の区別は、参加者の区分口座ごとに行う。
- ※ （１）の参加者においても、決済合理化法附則第 10 条及び第 11 条の預託を行う場合で、先行稼働期前に実質株主票の届出を行ったことのない顧客に関しては、当該顧客に係る実質株主票の届出を省略することができる。
- ※ 実質株主票の届出時の届出方法、添付書類等の詳細については、現行の業務処理要領による業務処理と同様とする。（実質株主管理番号の変更時の取扱いも現行の業務処理と同様）。
- ※ ①先行稼働期間中に新規に提出される実質株主票及び実質株主通知未通知の実質株主に係る変更分の実質株主票と②実質株主通知既通知の実質株主に係る変更分の実質株主票については、会社（ＴＡ）サイドで選別する。
- ※ 法定代理人届等の取扱いについても、現行の業務処理要領による業務処理と同様とする。

2. その他整理事項

- 先行稼働期間中に実質株主票を提出する参加者においては、実質株主票に印影を付すこととする（必要に応じて省略することも可能。例えば、決済合理化法附則第 10 条及び第 11 条の預託を行う場合など。）。
- 新株予約権付社債の新株予約権行使時に実質株主通知未通知の顧客について行使請求を取次ぐ際に、参加者から当該顧客の実質株主票を提出する取扱いについては、継続する。
- 顧客口座簿に単元未満株式の残高はあるが、実質株主通知未通知の顧客について単元未満株式の売渡請求を取次ぐ際に、参加者から当該顧客の実質株主票を提出する取扱いについては、継続する。

以 上

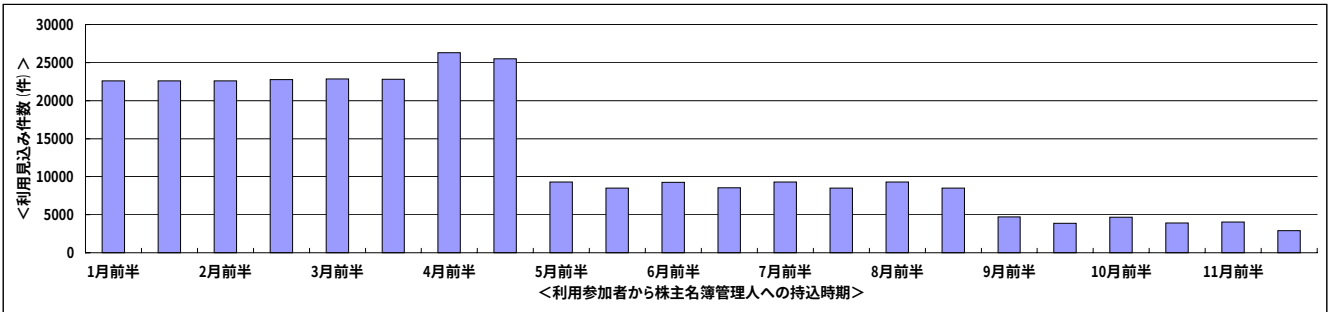
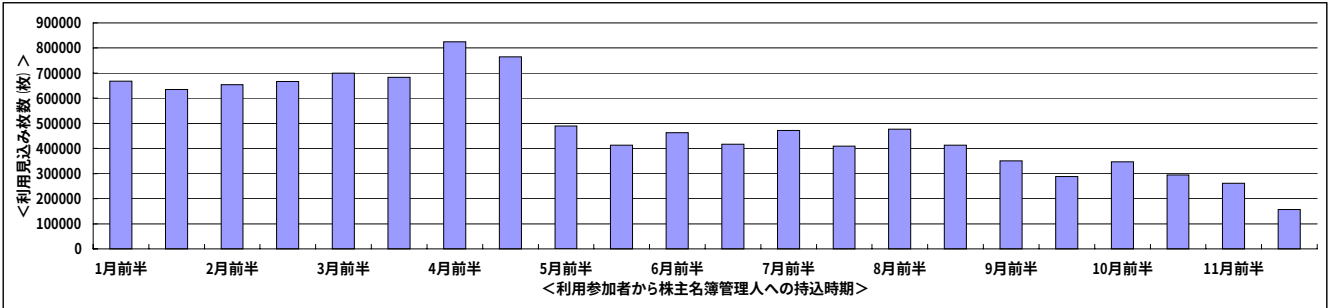
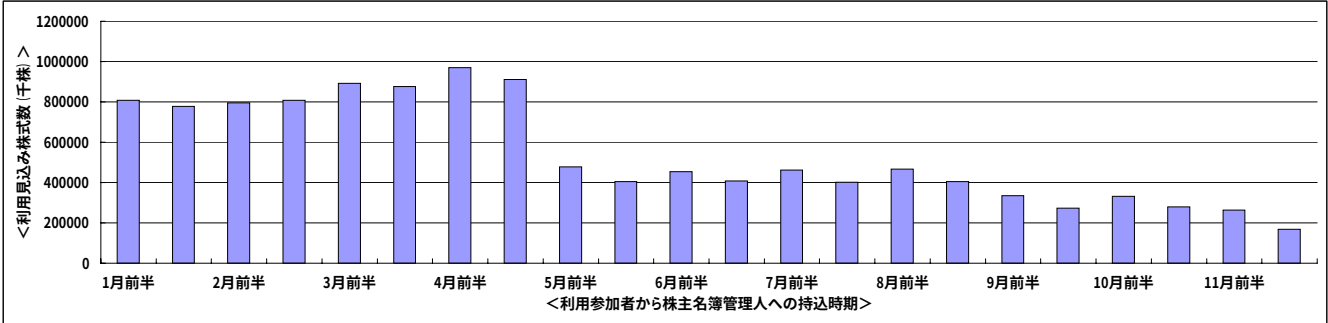
特例期間の預託のための事前確認スキーム利用見込み

■事前確認済株券情報登録システム利用計画書集計結果(利用予定参加者 10社)

	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		合計
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	
利用見込み株式数(千株)	807,833	777,833	794,833	807,833	891,834	876,984	969,069	911,069	477,641	404,641	454,641	407,641	462,641	401,641	466,641	404,641	334,241	273,241	331,241	279,231	262,822	167,814	11,966,006
利用見込み枚数(枚)	668,243	634,459	653,603	666,982	700,226	683,503	824,475	765,467	488,964	413,063	463,063	416,441	472,072	409,685	476,576	413,063	350,637	288,249	347,258	295,004	261,116	156,714	10,848,863
利用見込み件数(件)	22,613	22,594	22,585	22,768	22,837	22,788	26,281	25,516	9,318	8,516	9,243	8,546	9,288	8,508	9,281	8,501	4,702	3,878	4,653	3,903	4,046	2,889	283,254

(注1) 月毎の数値は、利用者から株主名簿管理人への持込み時期を示す。

(注2) 利用見込み件数は、株券を株主名簿管理人へ提出する際に株券に添付する「付出票」の数を指す。



利用見込み株式数(千株)	11,966,006	直近7アンケート結果	利用率
(注) うち保護預り株券	8,201,008	20,000,000	41%
うち担保株券	3,764,998	5,250,000	72%

(注) ヒアリング結果に基づく概算値

※全体比(120億株/253億株)

47%

資料３－１－１から資料３－１－１ １までについては、小委員会メンバー限りとさせていただきます。

株式等振替制度における手数料要綱

平成 19 年 11 月 5 日
株式会社証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
I. 趣旨	- 株式等の振替制度において株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が提供するサービスについて、その利用者（機構加入者及び発行者等）が便益に応じて経費を負担することとなるよう、振替制度における手数料を策定する。 - 具体的な手数料の策定に際しては、振替制度の安定的な運営及び現行の保管振替制度との連続性に配慮する。	「株券等の電子化に係る制度要綱」参照。
II. 概要		
1. 機構加入者の手数料		
(1) 振替手数料	振替手数料の徴収標準は振替件数とし、具体的な料率は現行の保管振替制度と同様とする。	- 具体的な手数料率は別紙 1 参照。 - 振替制度開始後の振替件数見込み及び機構の収支見込み等を踏まえて、必要に応じて料率の見直しを検討する。
(2) 口座管理手数料	- 機構が行う機構加入者口座の管理、口座残高の管理及び加入者情報の管理に関する業務に対応する手数料として、口座管理手数料を設ける。 - 口座管理関係の業務は、機構加入者口座の管理、口座残高の管理及び加入者口座（顧客口座）の管理の業務に大別されることを踏まえ、機構加入者口座数（区分口座数）、口座残高及び加入者口座数（顧客口座数）の 3 つの徴収標準を設ける。 - 担保専用口及び外国人株式記録口については、通常の口座とは異なる特殊な機能を有することから、当該口座の残高について加算料率を設ける。	口座残高基準については、当分の間、大幅な株式分割等が行われた銘柄に係る特例を適用することとし、取引所における投資単位の平準化の動向等を踏まえ、振替制度開始後に当該特例の見直しを検討する。

項 目	内 容	備 考
(3) その他	・ 預託手数料、交付手数料、保管手数料、名義書換取次手数料その他の券面の処理に係る手数料は廃止する。 ・ その他の手数料については、現行の保管振替制度及び一般債等の振替制度における手数料に準じて設定する。	
2. 発行者の手数料		・ 具体的な手数料率は別紙 2 参照。
(1) 振替制度利用料	・ 発行者に対するサービス提供のための共通的なインフラ構築費用及び制度運用費用に対応する基本手数料として、振替制度利用料を設ける。 ・ 振替制度利用料は、各発行者に共通的な費用負担を求めるための定額部分と、各発行者の株主等の数に応じた負担を求めるための定率部分を併用することとする。	
(2) 新規記録手数料	・ 募集新株の発行等の場合の新規記録に対応する手数料として、新規記録手数料を設ける。	
(3) 銘柄情報公示手数料	・ 銘柄情報の公示に関する業務に対応する手数料として、銘柄情報公示手数料を設ける。	
(4) 個別株主通知手数料	・ 少数株主権等の行使のために行われる個別株主通知に関する業務に対応する手数料として、個別株主通知手数料を設ける。	
(5) 情報提供請求手数料	・ 発行者が行う振替口座簿の情報提供の請求に関する業務に対応する手数料として、情報提供請求手数料を設ける。	・ 発行者が口座管理機関に支払う手数料についても機構を通じて授受する。

項 目	内 容	備 考
①情報提供請求取次手数料	・ 機構が行う発行者から口座管理機関に対する情報提供請求の取次ぎについては、情報提供請求取次手数料の対象とする。	
②情報提供手数料	・ 情報照会の対象者が機構加入者である場合には、機構による情報提供に対する手数料として、情報提供手数料の対象とする。	
(6) 総株主通知等手数料	・ 株式、投資口及び優先出資について、正当な理由による発行者の請求に基づく総株主通知等（「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」という。）第 151 条第 8 項に基づく通知）が行われた場合には、総株主通知等手数料の対象とする。ただし、発行者が、四半期会計期間の末日ごとに総株主通知等の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合の当該総株主通知等は、総株主通知等手数料の対象外とする。 ・ 新株予約権付社債及び新株予約権について、総新株予約権付社債権者通知等が行われた場合には、総株主通知等手数料の対象とする。	
(7) 外国人保有比率等 期中公表手数料	・ 外国人保有制限銘柄の外国人保有比率等の公表に係る業務に対応する手数料として、外国人保有制限銘柄について、外国人保有比率等期中公表手数料を設ける。	
3. その他の手数料	・ 間接口座管理機関、端末利用者、決済照合システム利用者等に係る手数料については、現行の保管振替制度及び一般債等の振替制度並びに決済照合システムにおける手数料に準じて設定する。	・ 具体的な手数料率は別紙 3 参照。
4. 支払方法		
(1) 機構加入者	・ 機構加入者は、毎月、前月分の手数料を機構に支払うものとする。	・ 現行どおり。

項 目	内 容	備 考
(2) 発行者	・ 発行者は、毎年6月及び12月に前月までの6か月分の手数料を機構に支払うものとする。	
5. 制度移行に係る取扱い	・ 振替制度への円滑な移行に配慮し、所要の措置を講じる。	・ 制度移行に係る取扱いは別紙4参照。

以 上

機構加入者に対する手数料項目の料率

1. 振替手数料

手数料項目	料率	備考
振替手数料（株式）		
一般振替	当月の振替件数 1 件につき ①500件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分 90円 ②6,000件に月間業務取扱日数を乗じた件数超の部分 90円 ③単元未満振替 90円 ④①～③以外 180円	・ 保管振替制度における手数料率（件数基準）と同じ。
区分口座間振替	当月の振替件数 1 件につき 45円	
日本証券クリアリング機構の 決済に係る振替	当月の振替件数 1 件につき ①500件に月間業務取扱日数を乗じた件数以下の部分 45円 ②4,000件に月間業務取扱日数を乗じた件数超の部分 45円 ③①～②以外 90円	
振替手数料（新株予約権付社債及 び新株予約権）		
一般振替	当月の振替件数 1 件につき 200円	
区分口座間振替	当月の振替件数 1 件につき 50円	
日本証券クリアリング機構の 決済に係る振替	当月の振替件数 1 件につき 100円	
振替手数料（上場投資信託受益 権、投資口、優先出資）		
一般振替	当月の振替件数 1 件につき 180円	
区分口座間振替	当月の振替件数 1 件につき 45円	
日本証券クリアリング機構の 決済に係る振替	当月の振替件数 1 件につき 90円	

2. 口座管理手数料

手数料項目	料率	備考
口座管理手数料		・ 機構加入者口座数比例部分、口座残高比例部分及び加入者口座数比例部分の合計額を徴収する。
機構加入者口座数比例部分	1 口座につき (月額) 10,000円	・ 機構加入者口座数とは区分口座の数をいう。
口座残高比例部分		
口座残高比例部分（株式）	月平均口座残高 1 単位につき ①50万単位以下 0.40円 ②50万単位超150万単位以下 0.28円 ③150万単位超300万単位以下 0.24円 ④300万単位超500万単位以下 0.20円 ⑤500万単位超700万単位以下 0.16円 ⑥700万単位超1000万単位以下 0.12円 ⑦1000万単位超2000万単位以下 0.08円 ⑧2000万単位超3000万単位以下 0.04円 ⑨3000万単位超5000万単位以下 0.02円 ⑩5000万単位超 0.01円	・ 当分の間、保管振替制度と同様、大幅な株式分割等が行われた銘柄に係る手数料の料率の特例を適用する。
口座残高比例（加算）部分（株式）	担保専用口に登録された株式 月平均口座残高 1 単位につき (月額) 0.02円 外国人株式記録口に登録された外国人保有制限銘柄の株式 月平均口座残高 1 単位につき 0.04円	
口座残高比例部分（新株予約権付社債及び新株予約権）	月平均口座残高 1 振替単位につき (月額) ①40万振替単位以下 1.0円 ②40万振替単位超100万振替単位以下 0.9円 ③100万振替単位超 0.8円	
口座残高比例部分（上場投資信託受益権）	月平均口座残高 1 口につき (月額) ①5万口以下 0.40円 ②5万口超15万口以下 0.28円 ③15万口超30万口以下 0.24円 ④30万口超50万口以下 0.20円 ⑤50万口超70万口以下 0.16円 ⑥70万口超100万口以下 0.12円 ⑦100万口超200万口以下 0.08円 ⑧200万口超300万口以下 0.04円 ⑨300万口超 0.02円	・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
口座残高比例（加算）部分（上場投資信託受益権）	担保専用口に登録された受益権 月平均口座残高 1 口につき (月額) 0.02円	・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。

手数料項目		料率	備考
	口座残高比例部分 (投資口・優先出資)	月平均口座残高 1口につき ①50万口以下 (月額) 0.40円 ②50万口超150万口以下 0.28円 ③150万口超300万口以下 0.24円 ④300万口超500万口以下 0.20円 ⑤500万口超700万口以下 0.16円 ⑥700万口超1000万口以下 0.12円 ⑦1000万口超2000万口以下 0.08円 ⑧2000万口超3000万口以下 0.04円 ⑨3000万口超5000万口以下 0.02円 ⑩5000万口超 0.01円	・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
	口座残高比例（加算）部分 (投資口・優先出資)	担保専用口に記録された投資口・優先出資 (月額) 月平均口座残高 1口につき 0.02円	・ 金融商品取引所が定めた売買単位が1口以外の銘柄については、左記の各料率を当該売買単位の口数で除して得た額とする。
	加入者口座数比例部分	月平均加入者口座数 1口座につき (月額) ①10万口座以下 4円 ②10万口座超100万口座以下 3円 ③100万口座超 2円	・ 加入者口座数とは、機構加入者が開設する加入者口座（顧客口座）の数（当該機構加入者の下位機関である間接口座管理機関が開設する加入者口座の数を含む。）をいう。

３．その他手数料

手数料項目	料率	備考
口座開設金	新たに機構加入者となる場合の１つ目の口座 １口座につき 100万円 新たに機構加入者となる場合の１つ目を超える口座及び既に機構加入者であるものが開設する区分口座 １口座につき 30万円	・ 保管振替制度における手数料率と同じ。
抹消手数料	抹消請求又は買入消却請求 １件につき 200円	
口座照会手数料	振替先口座の照会 １件につき 100円	
	照会結果及び被照会状況のダウンロード 1件につき 100円	
各種取次等手数料		
各種取次に係る手数料	取次ぎ請求 １件につき 300円 ただし、振替新株予約権の行使請求にあってはその目的である振替株式１単元につき60円を、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求にあっては各社債の金額１円につき0.00006円を、それぞれ加算する。	〔各種取次の内容〕 ・ 口座通知取次 ・ 単元未満株式買取請求取次 ・ 単元未満株式売渡請求取次 ・ 取得請求権付株式の取得請求権行使請求取次 ・ 新株予約権付社債のプットオプション行使請求取次 ・ 配当金振込指定取次 ・ 機構名義失念株式に係る特別口座開設請求取次 ・ 新株予約権付社債の新株予約権行使請求取次 ・ 新株予約権の行使請求取次
新株予約権付社債及び上場投資信託受益証券に係る個別移行手数料	新株予約権付社債券又は上場投資信託受益証券 １枚につき 500円	
各種証明書交付手数料	１通につき 500円 ただし、１通の枚数が10枚を超えるものについては、10枚を超えた枚数１枚につき10円を加算する。 （ファイルで交付するものについては、超過枚数は生じない。） ※現在、Targetを通じた交付を検討中であるため、Targetを通じた交付手数料、郵送等による場合の費用の徴収等については、別途定めることとする。	〔各種証明書の内容〕 ・ 振替口座簿記録事項証明書 ・ 社債権者集会における議決権行使等のための証明書 ・ 元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書 ・ 元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル ・ 元利金決済予定額情報確認書 ・ 保管振替制度における参加者口座簿の写し ・ 保管振替制度における元利金支払内容証明書

発行者に対する手数料項目の料率

手数料項目	料率	備考
振替制度利用料 (株式等)		
定額部分	1 銘柄につき (月額) 47,000円	
定率部分	1 株主等につき ①20,000人以下の部分 4.0円 ②20,000人超、100,000人以下の部分 2.8円 ③100,000人超の部分 1.2円	
振替制度利用料 (新株予約権付社債等)		・ 振替単位とは、新株予約権付社債については発行済みの単位額面の数量、新株予約権については個数のことをいう。
定額部分	1 銘柄につき (月額) 10,000円	
定率部分	1 振替単位につき ①10,000単位以下の部分 0.8円 ②10,000単位超、50,000単位以下の部分 0.5円 ③50,000単位超の部分 0.3円	
振替制度利用料 (上場投資信託受益権)		
定額部分	1 銘柄につき (月額) 22,000円	
定率部分	1 受益者につき ①20,000人以下の部分 2.0円 ②20,000人超、100,000人以下の部分 1.4円 ③100,000人超の部分 0.6円	
新規記録手数料	同一新規記録日／同一新規記録事由の新規記録 1件につき ①20,000件以下の部分 200円 ②20,000件超、100,000件以下の部分 140円 ③100,000件超の部分 60円	・ 新株予約権行使に対して自己株式の交付を行う場合についても課金対象とする。
銘柄情報公示手数料	1 件につき 200円	

手数料項目	料率	備考
個別株主通知手数料	1件につき ①同一銘柄の個別株主通知が月間で40件以下の部分 1,000円 ②同一銘柄の個別株主通知が月間で40件を超える部分 500円	・ 株式、投資口及び優先出資を課金対象とする。
情報提供請求手数料		・ 情報提供請求手数料には、請求取次先機関の定める情報提供料相当額を別途加算する。 ・ 株式、投資口及び優先出資を課金対象とする。
情報提供請求取次手数料	株主等照会コードを指定した場合（ファイル伝送の場合） 1件につき 300円 株主等照会コードを指定した場合（加入者情報Web端末の場合） 1件につき 1,000円 氏名／住所の全部を指定した場合 1件につき 1,500円 氏名／住所の一部を指定した場合 1件につき 3,000円	
情報提供手数料	1件につき 500円 請求対象期間が1日を超えるごとに1日につき 10円 10枚を超える枚数 1枚につき 10円	
総株主通知等手数料 （株式等）		・ 正当な理由により発行者が請求する場合の総株主通知等（振替法第151条第8項に基づく総株主通知等）を課金対象とする。ただし、発行者が、四半期会計期間の末日ごとに総株主通知等の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合の当該総株主通知等は、課金対象外とする。
定額部分	1回につき 400,000円	
定率部分	1株主等につき ①20,000人以下の部分 30円 ②20,000人超、100,000人以下の部分 21円 ③100,000人超の部分 9円	
総株主通知等手数料 （新株予約権付社債等）		・ すべての総新株予約権付社債権者通知及び総新株予約権者通知を課金対象とする。
定額部分	1回につき 120,000円	
定率部分	1株主等につき ①1,000人以下の部分 10円 ②1,000人超、5,000人以下の部分 7円 ③5,000人超の部分 3円	
外国人保有比率等 期中公表手数料	外国人保有制限銘柄 1銘柄につき (月額) 20,000円	・ 株式を課金対象とする。

- ※ 「株式等」には、株式、投資口及び優先出資を含む。
※ 「株主等」には、株主、投資口の投資主及び優先出資の出資者を含む。
※ 「新株予約権付社債等」には、新株予約権付社債及び新株予約権を含む。
※ 「新株予約権付社債者等」には、新株予約権付社債権者及び新株予約権者を含む。

その他の手数料項目の料率

1. 間接口座管理機関に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
間接口座管理機関定額負担金	間接口座管理機関としての業務に係る承認 1件につき 300,000円	・ 承認の対象となる顧客口所在コードごとに課金対象とする。

2. 株主名簿管理人、資金決済会社、払込取扱銀行、発行代理人、支払代理人に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
システム接続準備手数料	新たに株式等振替システムに接続を行う者 50,000円	・ 機構加入者は課金対象外とする。 ・ 同一の者に対して重複課金は行わない。
システム接続手数料	株式等振替システムに接続している者 (月額) 10,000円	・ 機構加入者は課金対象外とする。 ・ 同一の者に対して重複課金は行わない。 ・ 払込取扱銀行のみとして接続している場合は課金対象外とする。

3. 端末利用者に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
統合Web端末接続料	1 業務担当ユーザID数につき (月額) ①業務担当ユーザID数が5以下の部分 10,000円 ②業務担当ユーザID数が5超10以下の部分 5,000円 ③業務担当ユーザID数が10超の部分 1,000円	
加入者情報Web端末接続料	1 業務担当ユーザID数につき (月額) ①業務担当ユーザID数が5以下の部分 10,000円 ②業務担当ユーザID数が5超10以下の部分 5,000円 ③業務担当ユーザID数が10超の部分 1,000円	

4. 加入者等に対する手数料項目

手数料項目	料率	備考
振替口座簿記録事項証明書 交付手数料	1 通につき 500円 1 通の枚数が10枚を超えるものについては、 10枚を超えた枚数 1枚につき 10円	
振替受入簿謄本又は 抄本交付手数料	1 通につき 500円 1 通の枚数が10枚を超えるものについては、 10枚を超えた枚数 1枚につき 10円	

5. 決済照合手数料（株式等の振替制度への移行に伴う追加機能に係るもの）

手数料項目	料率	備考
約定照合手数料	新規記録情報データを機構に送信する利用者／約定照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 13円	
	新規記録情報承認データを機構に送信する利用者／約定照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 13円	
決済照合手数料	登録決済情報により決済指図データを機構が作成する場合／決済照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が一般債、短期社債等以外の場合 1件につき 16円	
	登録決済情報により決済指図データを機構が作成しない場合／決済照合が完了した取引に係る件数／対象有価証券等が国債等以外の場合 1件につき 27円	

※ 株式等の振替制度への移行時に新たに決済照合システムの利用者となる場合には、別に基本料金及び統合Web端末利用料金を課金する。
 ※ 上記は決済照合システム手数料率表中の別表Aを選択した場合の料率であり、別表Bを選択した場合には、それぞれの額に3を乗じた金額を課金する。

振替制度への移行に係る手数料上の取扱い

振替制度への移行においては、保管振替制度の参加者が振替制度の口座管理機関となるための口座開設手続など、法制度上、関係者において新たな手続が求められることから、原則として、制度移行時に参加者及び発行者が行う法律上不可欠な手続については、振替制度における手数料基準にかかわらず、次のような取扱いとする。

1. 機構加入者関係

手数料項目	制度移行時における取扱い	備考
口座開設金	施行日前日における保管振替制度の参加者が、施行日から機構加入者となるために開設する区分口座（施行日前日に開設されている区分口座と同一のものと機構が認めるものに限る。）については課金対象外とする。	
振替手数料	施行日の業務開始時に同一口座管理機関内で行われる振替については、保管振替制度の参加者口座から振替制度の振替口座への転記手続の一部であるとみなし、課金対象外とする。	・ 施行日前日に預託されている投資証券及び優先出資証券について施行日に行われる振替口座への新規記録時、新株予約権付社債の集中移行時についても、転記手続に準じた取扱いとなるため、課金対象外とする。

2. 発行者関係

手数料項目	制度移行時における取扱い	備考
新規記録手数料	施行日前日において一般株主名簿に記載されている株主に係る特別口座への新規記録については課金対象外とする。	・ 施行日前日に機構取扱いとなっている投資口及び優先出資に係る新規記録についても課金対象外とする。

平成 19 年 11 月 5 日
株式会社証券保管振替機構

「株式等振替制度における手数料要綱試案」に対する意見の概要と考え方

当機構では、平成 19 年 7 月 9 日に「株式等振替制度における手数料要綱試案」を公表し、参加者及び発行会社の皆様から御意見を募ったところ、約 30 社の参加者及び発行会社の皆様から御意見・御質問を頂戴いたしました。頂戴した御意見の概要及びそれに対する当機構としての考え方は以下のとおりです。

1. 全般

意見の概要	意見に対する考え方
本試案の趣旨（便益に応じた経費の負担、振替制度の安定的な運営、現行の保管振替制度との連続性への配慮）に賛同する。	—
これまで発行会社はコスト負担をしていなかったが、今後コスト負担を求められる理由を説明して欲しい。	株券等の電子化に伴い、当機構では、株主の一元的な名寄せとその結果としての株主情報の一元的な管理を行い、これにより総株主通知等の事務を迅速かつ効率的に行うほか、発行会社の皆様には、振替口座簿の情報の提供を始めとした新たなサービスを提供することとしております。これらにより、株券等の電子化後においては、発行会社における株式事務の効率化と利便性の向上が図られる見込みであることを踏まえ、そのサービス提供のためのインフラ構築・運営コストを発行会社の皆様に御負担いただくものです。
- 効率的な業務運営により、手数料削減に努力いただきたい。 - 電子化へのシステム対応や新たな業務処理への対応など、業務面・コスト面で負担増となる要素もあるため、電子化後のコストが現在と同等もしくは上回るといった本末転倒となることのないよう配慮願いたい。	当機構では、従前から「より証券決済リスクが低くかつ低廉なコストでの良質なサービスの提供を目指す」ことを経営の基本方針の一つとして掲げ、コスト削減に努めてきておりますが、電子化後においても、電子化の目的である全体的なコスト削減に資するよう、引き続き業務運営の効率化に努めてまいります。

2. 振替手数料関係

意見の概要	意見に対する考え方
振替手数料についても、口座管理手数料と同様に通減料率の導入を検討すべきである。	- 振替手数料については、平成 17 年に株券電子化を視野に入れて件数基準への移行を柱とした見直しを行っていることから、今回は見直しの対象外としたものです。 - 御指摘の点につきましては、電子化移行後の中長期的課題として引き続き検討したいと考えております。
一般振替については、ネットィング効果により決済件数が圧縮される取引所取引に係る振替に比べ、取引金額に対する振替手数料のウエイトが高いことから、公平性確保のため、一般振替の手数料の引下げを要望する。	機構の手数料体系においては、利用者によるコスト負担を原則としており、一般振替については、その処理に要するコストが取引所取引に係る振替に要するコストに比べて特別に低いという状況にはないことから、現時点で一般振替のみの手数料の引下げを検討する必要はないと考えております。
区分口座による顧客残高管理の義務化等の影響を踏まえ、同一参加者内の区分口座間振替について振替手数料の引下げを行うべき。	現時点では電子化後の区分口座間振替の見込件数が予測できないため、具体的な料率の見直しの検討は、電子化後の状況を踏まえて行うことを想定しております。ただし、平成 18 年 1 月に予定している上場投資信託（E T F）の振替制度への移行後の状況等を踏まえて、見込件数がある程度予測できる状況となった場合には、電子化と同時に料率の見直しを行うことも視野に入れて検討したいと考えております。

3. 口座管理手数料関係

意見の概要	意見に対する考え方
口座管理手数料の料率案は、利用者によるコスト負担の原則に沿ったⅠ案がよい。	左記の意見が複数社から寄せられた一方で、Ⅱ案を支持する意見の表明がなかったことから、Ⅰ案を採用することとします。
外国人株式記録口に係る料率の加算は行わないこととして欲しい。	外国人株式記録口は、口座管理機関からの要望によりオプションな機能として提供することとしたものであり、利用者がある程度限定的となることが見込まれるため、そのコストは当該機能の利用者に御負担いただくことが適当と考えられることから、原案どおり加算料率を設定いたします。

4. 振替制度利用料・総株主通知等手数料関係

意見の概要	意見に対する考え方
基準日等の場合の総株主通知に対応する費用を振替制度利用料として支払うことについては、発行会社として直ちに同意できるものではない。制度導入後において、実際のサービスが手数料に見合うものかどうか関係者による検証を行い、必要に応じて修正できるプロセスを取り入れることを要望する。	当機構としても、制度導入後における実際の運用・サービスの実態と手数料の関係に係る検証及び見直しの必要性は認識しており、今後、具体的な進め方について関係者と御相談してまいりたいと考えております。
配当等の権利がない場合（基準日等でない場合）でも、四半期毎の株主を確定するために行う総株主通知については、試案の振替制度利用料において対応する方向で検討いただきたい。	今後、上場会社において、四半期報告書の提出のために総株主通知により株主を確定させるニーズが高まる可能性があることに鑑み、発行者が、四半期会計期間の末日毎に総株主通知の請求をする旨をあらかじめ機構に通知した場合には、当該総株主通知については、総株主通知等手数料の対象外とする（振替制度利用料において対応する）こととし、要綱において所要の修正を行いました。
総株主通知については、事由の如何（基準日に係るものか「正当な理由」により請求するものか）を問わず、年に4回を超えて行われるものを個別的な手数料の対象と整理することが適当と考えられる。	

5. その他

意見の概要	意見に対する考え方
口座開設金及び間接口座管理機関定額負担金については、料率を一般債振替制度に準じた水準に引き下げる方向で検討していただきたい。	株式等振替制度と一般債振替制度の構築・運営に要するコストの相違に鑑み、原案どおりの料率といたします。
株式、E T F、R E I Tなど商品によって異なっている手数料料率を統一していただきたい。	現在の各商品の料率は、業務処理に要するコストを踏まえつつ、それぞれの商品特性等を踏まえて所要の措置を講じてきたものですが、御指摘の点につきましては、電子化移行後の中長期的課題として引き続き検討したいと考えております。
情報提供請求に関し、各口座管理機関が定める手数料が実費相当額に限られるよう、機構においても口座管理機関に対する配慮をいただきたい。	各口座管理機関が定める手数料率等について当機構が届出を受け、その一覧を当機構のホームページに掲載するなど、可能な範囲で対応を行ってまいります。
電子化後の株主名簿管理人の手数料が明らかにならなければ、機構の手数料の妥当性を判断できない。機構からも、株主名簿管理人が早期に手数料を提示するよう働きかけをして欲しい。	当機構から株主名簿管理人に対し、御指摘のような御意見があった旨をお伝えしております。

以 上